創刊号

徳田球一 特集

ひめゆりの炎

皇太子沖縄上陸阻止

戦犯天皇糾弾闘争を支持する会

〝発刊にあたって〟

沖縄ー「本土」（日本）の沖縄人のみなさん。大和人のみなさん。

支持する会機関誌「ひめゆりの炎」を送り届けます。

ときあたかも、皇太子アキヒト・ミチコは、朝鮮人民の不屈の祖国統一斗争の前進に恐怖する日本帝国主義の意を体して、またもや性懲りもなく、七・一七第一次上陸に引き続いて、一・一八海洋博閉会式臨席のためと称して一・一七第二次沖縄上陸を伊江島を上陸地点に選定して策しています。マスコミを通して切れ切れに発表されたスケジュールは、一月一七日、羽田飛行場からジェット機で鹿児島飛行場に向い、そこでYS11機に乗り代えて、伊江島在の伊江飛行場に直行し、伊江島では、伊江島戦で戦死した伊江島島民と日本軍兵三千五百が合葬されている「芳魂の塔」に参拝し、伊江島中央にそそり立ち、海洋博会場を眼下に見おろすタッチューに展望台まで登り、伊江島全島を鳥瞰したりで三・四時間滞在し、その後、護衛艦に護送されたフェリーで海洋博会場内のエクスポポートに上陸し、宿泊は前回も使用した会場内のロイヤルビューホテル。翌一八日は、かって中山（首里）に征服されその後北山監守が置かれた北山城祉（今帰仁城祉）に行き、海洋博閉会式臨席後、往路を逆に、フェリーで伊江島に渡り、YS11で鹿児島に飛び、そこでジェット機に乗りかえて羽田へ、というものです。

皇太子自身の強い要望という振れこみで、「離島」行きが今回のスケジュールの眼目にされ、宮古・八重山の先島や慶良間、久米島が候補地に挙げられながら、最終的に、本部半島の対岸にあり全島の37％を軍用地が蔽っている伊江島が特定されたという経緯事体に今回の沖縄上陸にこめた日帝支配階級の野望が正直に吐露されています。伊江島は普く知られている様に、五三年の三戸の土地接収から始まる米軍の永代借地権の設定という形をとった沖縄人のものである沖縄の土地＝沖縄の大地の沖縄人からの永久取上げに対して――それは五〇年朝鮮侵略戦争＝中国革命への反革命的介入が三八度線での固定、朝鮮分割支配で阻止されたあとをうけた、米帝のアジア支配の息つぎと巻返しを狙ったジュネーブ型平和のさ中に、沖縄をキーストン・オブ・ザ・パシフィックの不沈空母して大急ぎで改造するものであったのですが――全沖縄人民の先頭にたって、ともすれば米軍の銃剣に屈しがちな沖縄「本島」人民をコジキ行進等々で鼓舞激励しながら、あの爆発的な土地斗争を

準備しその先陣を切った島です。そして「復帰」後、ベトナム侵略時に比して数倍なる規模で、朝鮮侵略戦争を前提にした嘉手納常駐のファントムが核模擬爆弾の投下訓練や機銃掃射訓練を日常的にくりかえす米軍に対して、37％に達する伊江島の軍用地の即時解放を土地の奪還・農耕地としての使用絶対確保を攻防軸に、農業・農民問題、土地問題と基地撤去問題の関連として日常的、地域的に斗い抜いている島です。

海洋博を起爆剤とする沖縄振興開発計画の真の狙いが、そのうたい文句である基地から離脱した沖縄の平和で豊かな発展と繁栄を観光立「県」、工業立「県」でなしとげるというお題目とは裏腹に、基地に寄生した沖縄社会を工業と観光を包摂しながら複合化し巨大化し肥大させるために、社会再編が暴力的に進められ、その焦点が、五〇年代土地斗争の戦斗的伝統を持続し生産関係からして（土地所有）基地と非和解的に対立する農漁民層を、南朝鮮人民の農業プロレタリアートとしての季節的連行を前提にしたキビを軸にした農業の資本主義的再編の中で、沖縄階級斗争場裡から、沖縄階級関係のラチ外へ放り出すこととして進行している事態を見れば、伊江島農民運動＝基地撤去運動の破壊を通して、五〇年代土地斗争の伝統を残らず一掃する狙いで皇太子は伊江島に来ることは余りに自明です。

真謝を柱とする伊江島人民は、①沖縄戦時の特航隊をくり出した伊江島戦争の悲惨、戦後二年近くも生き残りの全島民が島外に収容され、遺骨も拾えなかった苦難、結局それを生み出した沖縄戦の責任追求、②天皇制の存否は別にしても海洋博は誰の目からも失敗であり、皇太子は海洋博名誉総裁である以上、名誉総裁として責任を取るべきだという海洋博の破産の責任追求、③「復帰」後、軍用地は滑走路一本が返還されただけで、未だ37％は未解放地であり、しかも射爆場では連日連夜核模擬爆弾の投下訓練、機銃訓練がなされており、皇太子は米軍の存在とその朝鮮にむけた軍事訓練を承認しにくるんだという天皇制と基地（安保）の一体化を通した現状固定化の拒否の、要約すると三つの立場と観点から皇太子の伊江島上陸反対に決起しょうとしています。

七二年五・一五から海洋博までは、歴史的に類推するとちょうど、琉球処分から日清戦争までとられた旧慣温存政策の政治過程に酷似しています。日本に統合したものの国際的承認が不安定で、対清決着までは琉球王朝の制度、官僚を使い、対清決着後は隅々までの同化、平準化がなされましたが、今度は、ベトナム＝インドシナの民族解放斗争に向けた沖縄基地から朝鮮半島に向けた基地沖縄に転換するために、反基地勢力の潰滅と日帝直接支配のワンクッションとして琉球政府時代の制度、官僚の存続と使用期間があり、その締めくくりの海洋博に皇太子は名誉総裁として二度も上陸を策し、海洋博終了後の実質的な日帝支配下の沖縄の「復帰」一年に、天皇ヒロヒトを上陸させんと日帝は狙っているにちがいありません。

支持する会は、「ひめゆり」「白銀」公判を天皇制裁判として斗うために、そしてその歴史的斗いの意義を全沖縄ー「本土」に拡げるために弁護団ともども斗ってきて、やっと展望を見い出した状態の中で、この間の運動の成果が問われる皇太子の再上陸、しかも伊江島上陸ということに直面している訳ですが、わたしたちは、反天皇制を団結軸にした市民的大衆組織としての会の性格をはっきり踏まえた上で、できるだけ獄中にいる知念、金城、小林、川野君の無念を共有して斗わねばと決意しています。具体的には東京・大阪・沖縄の地での講演集会を予定しております。

わたしたちは、一・一七、一八皇太子再上陸阻止斗争の全琉的斗かいが、知念、金城君らの斗いの正統性を確証し、本支持する会自体もこの斗いを通してますます反天皇制の大衆組織として発展するのだと思っております。創刊号を読まれた皆さんが、一人でも多く支持する会に参加され、皇太子の再上陸、その後に予想されるヒロヒトの沖縄上陸に対して何らかの形で反対の意思を表明されることを願ってやみません。

一九七五年一二月十五日

皇太子沖縄上陸阻止、戦犯天皇糾弾斗争を支持する会

ひめゆりの炎

創刊号

皇太子沖縄上陸阻止、戦犯天皇糾弾斗争を支持する会

もくじ

発刊にあたって

第Ⅰ部　「沖縄と天皇制」論文

1. 天皇・皇太子タックルセー　池宮城　はじめ　……1
2. 天皇の足音は侵略の足音　桑原　重夫　……11
3. 沖縄にとって天皇とは何か　新里　金福　……25

第Ⅱ部　徳田球一関係論文集

1. 圧迫と貧困の中から　徳田　正次　……39
2. 二階から消えた従兄徳球　徳田　健次　……51
3. 革命家の幸福　矢野　克子　……60

第Ⅲ部　ひめゆり・白銀公判関係資料

A 1. 七・一七姫百合の塔、皇太子沖縄上陸阻止、戦犯天皇糾弾斗争公判に向けて　……71

2. 公判関係資料

a、起訴状　……73

b、求釈明書　……74

c、釈明書　……74

第Ⅰ部　「沖縄と天皇制」論文集

1. 天皇・皇太子タックルセー

池宮城　はじめ（沖解同〈準〉）

（注　この論文は、「新日本文学」十月号に寄稿した際、「内容がきつすぎる」という理由で拒否されたものです。）

【Ⅰ】

去る七月一七日、沖縄で天皇制に対する歴史的な斗いがたたかわれた。

この日、皇太子アキヒトは沖縄国際海洋博名誉総裁の肩書で、「平民」出身の妻ミチコと護衛のヤマト機動隊を伴って、沖縄に上陸してきた。三〇年前の一九四五年の春、皇太子アキヒトとミチコが踏みつけた沖縄の大地では、天皇制の存続＝国体の護持をアメリカにのませるために必死に斗う日本軍（皇軍）とそれに協力する沖縄人と米軍との間で死斗がくりひろげられ、腐肉と鮮血が全島にとびちっていた。三〇年前の七月一七日は、六月二三日に牛島と長の自殺があり日本軍の組織的抵抗が終り、沖縄戦と引きかえに天皇制の存続の保証を得て降伏した八月一五日の間にあり、生き残った沖縄人は、大半は捕虜としてキャンプにほうりこまれ、沖縄本島北部では敗残兵と化した日本兵に悩まされていた。そして今、沖縄の大地には、すべての肉と血と骨は土にかえり、緑がもどりつつある。

しかし、いまだに不発弾がゴロゴロところがり、工事中の惨事が多発しており、大半の壕は、収骨さえ完全になされていないのが現状である。巨大な米軍基地に、それとなれそう形で日本自衛隊基地が沖縄の大地に居坐り、アジア人民の民族解放斗争の血叫びをすいつづけているのはご承知の通り。

その沖縄に皇太子は足を踏みいれたのだ。何かが起こらないほうが不思議ではないだろうか。沖縄人の決死的斗いがあって当然ではないだろうか。

事実、皇太子自身、六月一八日、死せる日本兵が出身地の都道府県別にわかれて、慰霊碑として整列し、眼下の魂魄の塔、ひめゆりの塔、健児の塔を威圧している摩文仁ケ丘が、赤ペンキで「戦犯天皇糾弾！皇太子沖縄上陸決死阻止！日本軍の残虐行為を許さない。大和人は沖縄から出て行け！」と大書、糾弾され、全琉的な規模で沖縄戦での日本軍の残虐行為を弾劾する声がわきおこり、その最高責任者である天皇と天皇制に対する怒りが巻きあれた時、「たとえ、石が投げられても沖縄へ行く」といい放って、挑戦してきたのだから。

◎　皇太子アキヒト・ミチコに火炎ビン直撃

沖縄解放同盟（準）本部の戦士・知念功君（那覇市出身、二五才）と金城博文君（コザ市出身、二五才）は、斗う「本土（ヤマト）」青年と共同し、ひめゆりの塔を中心に戦術を設定して決死糾弾斗争をたたかいぬいた。

金城君は仮病をつかって入院していた。皇太子アキヒト・ミチコがひめゆりの塔にむかうために、白銀病院の前を通ったまさにその時、病院三階ベランダから、お召車めがけて火炎ビン・岩を投げつけた。燃えあがる火炎ビン。一気に階段をかけおりて、ヌンチャクを武器にアキヒトの車に突撃していった。

一方、知念君は十数日前から、自然鐘乳洞の壕にこもっていた。洞窟の中には、まだ収骨されていない白骨が散乱していた。十数日間、真暗闇の壕の中で、ちょうど沖縄戦の時の父や母や、ひめゆりの姉や健児の兄のようにして、カンパンをかじり息を殺して、白骨と共に生活していた。天皇のために殺されたひめゆりの霊は、必ず自分を守って、ヤマト警察の発見をふせいでくれると信じていた。

待ちにまった時がきた。糸満ロータリーの白銀病院で金城君から火炎ビンを投げつけられ、肝をひやしてビクビクの皇太子アキヒトとミチコが、屋良タンメーの案内で、ひめゆりの塔にやってきた。

ヤルゾ！今こそ沖縄戦のウラミをはらすのだ。久しぶりに太陽をあおいで、はしごを引き出しかけのぼり、空涙を流すアキヒト・ミチコに一発、二発、三発、四発と火炎ビンを投げつけ爆竹をうち鳴らした。

先日、皇太子はわざわざ記者会見で「ミチコは悲鳴をあげていない」と言っているが、それは真赤なウソ。アキヒトは腰をぬかし、ミチコは悲鳴をあげて逃げまどった。

白骨を背負い、糾弾状を胸に入れて、火炎ビンの炎を浴びたアキヒトを叩きのめそうとして、突撃した知念君らに私服は一斉にかくしもっていた拳銃を抜いた。知念君らは死を覚悟していた。

◎天皇はハブ、皇太子はハブのタマゴだ。シタイヒャー！

私たち沖解同の青年に、多くの沖縄現地の沖縄人は、そう激励してくれた。「ヌーンチ、丸焼サンタガ」ともつめよってきた。「ヤシガ、皇太子、マブイ（魂）落しているから、死んだもイヌムン」ともいって、反省している私たちを元気づけてくれた。

沖縄戦で殺された沖縄人の悲しみ、米軍の捕虜から始まった戦後の苦しみを想えば、まだまだ足りない。天皇・皇太子タックルセー！

【Ⅱ】

七月一七日の上陸時から七月一九日の帰還時までの皇太子の沖縄上陸をめぐる沖縄人のたたかいの報告と総括は様々な角度から可能だと思う。

皇太子自体の認識にしても、①次期天皇として把えることもできるし、また②日本人＝大和族の代表としてつかむこともでき、どちらの視点も沖縄側にあった。皇太子の上陸についても、その意味や狙いを③「返還」攻撃＝海洋博との関連で押さえる観点も④沖縄戦（来年は沖縄戦終結の数えで三三周忌に当り、三三周忌は死者が個体性を失なって先祖一般にかえる重要な法要で、来年の六月二三日前後はヒユ抜きに線香の煙が沖縄中をおおうだろう）との関係での反日感情、反日本軍感情との対応で見る点もあった。どの観点からも賛否両論があり、それぞれの主張は絡まりあって、結論の中味を複雑にしていた。

第一点と第二点について。天皇制における皇太子の位置を知らない沖縄人はいないといっていい。皇太子が次の天皇であることは誰でも知っている。反対派は「天皇はハブで皇太子はハブのタマゴだ」と把え、賛成派は近い将来、天皇の座に坐る皇太子の沖縄体験を大事にしようとした。皇太子が天皇になったその暁には、皇太子時代の沖縄体験が何らかの形で、日本政府の沖縄政策に生かされ反映されると思ったのである。天皇と皇太子の関連は、沖縄人の民族的結論や日本民族内の差別と偏見の存在の有無についての確信と認識を異にするかどうかにかかわりなく、皇太子を大和族の文化的・精神的正統者たる天皇一族の嫡子としてみることに異論はなかった。問題は、沖縄人が大和族なのかどうかの民族的結論であり、その上

d、罪状認否に関する意見表明
被告　知念　功……78
同　小林　貢……84
e、冒頭陳述書……90
f、検察官証拠申請目録……93
g、第一回公判調書……103
B 1. 白銀公判の現段階と当面の任務……108
2. 公判関係資料
a、公訴事実……114
b、求釈明書……114
c、釈明書……115
d、七・一七決死糾弾斗争と本公判に関する見解
被告　金城博文……119
e、起訴状に関する罪状認否の意見
被告　川野純治……121
f、冒頭陳述書……122
g、検察官証拠申請目録……126
h、第一回公判調書……131
i、第二回公判調書……135
C 1. 名護公判斗争現状報告……138
2. 公判関係資料
a、起訴状……140
第Ⅳ部　在日本「本土」沖縄人の諸問題を考える
沖縄差別を許さず沖縄人の連帯をかちとる会有志……142
1. 在日本「本土」沖縄青年O君・U君裁判の現段階……142
2. 在日本「本土」沖縄青年O君・U君支援よびかけ文……143
3. 公判関係資料
a、起訴状……145
b、冒頭陳述書……146
c、資料……150
第Ⅴ部　七・一七皇太子沖縄上陸阻止斗争敵対資料
資料一―①　「現代の眼」十月号……151
一―②　「現代の眼」編集長の謝罪及び自己批判書……154
資料二―①　「日本読書新聞」九月二九日号……155
二―②　「日本読書新聞」編集長の謝罪文……156
資料三　「戦旗」三五八号（八月五日号）……157
資料四　「週刊新潮」十月十六日号……161

にたつ天皇制へのかかわりである。

第三点について。海洋博との関係は、直接の皇太子の上陸理由が、海洋博名誉総裁としての開会式への出席であり、それ以上でも以下でもないと政治的に押し出され宣伝されたので、それはそれで自明のことだった。要は、それ以上とするか否かであった。

海洋博が「返還」攻撃の総決着としてあり、従って、米軍の居坐りと自衛隊の移駐で基地機能を倍化した沖縄基地の変貌をカモフラージュすると共に、日本資本の侵入と系列化、自治権の剥奪と日本政府の直轄支配下の、統治形態上の社会生活上の全面的再編のテコになっていることが明らかになるにつれて、海洋博に対する態度は、沖縄人の基地に対する寄生性の度合や階級的利害をモロに反映して、分裂が深刻になり非和解の地点まできている。要は、海洋博に対する態度・利害関係であるが、しかし、それはストレートには、皇太子問題に政治的結論をもたらしてはいない。皇太子問題との関係は微妙であり錯綜している。海洋博に大賛成（勿論、七・一七の時点だが）の人が、皇太子の参加を知って、沈黙したり、反対側にさえ立場をかえた。逆に反対の人が賛成に変った。

傑作なのは、「県」労協の亀甲ー峰原の手口で、彼らは裏切りの口実として、沖縄戦との関連、戦争責任論からの追求を否定し、上陸阻止斗争を流産させるために、あえて、海洋博との関連をのみ強調した。低調な海洋博を盛り上げるため、皇太子は独占資本に利用され、かつがれていると主張してきた。

第四点について。ここが核心であることは言をまたない。しかし、正直に云って、沖縄戦＝天皇制護持の捨石戦＝アメリカの譲歩＝天皇制の象徴制としての存続＝天皇個人の延命＝皇太子の存在の等式や、沖縄戦＝日本軍の残虐行為＝天皇の戦争責任＝皇太子の責任の継承、または、沖縄戦＝日本人の残虐行為＝日本人への復讐＝その代表者たる天皇一族への復讐＝皇太子への報復の式は、どこかで切れて入り乱れる。大程の場合が、どう絡まろうと皇太子の前で切れている。

沖縄戦の評価にしても、戦争目的から検討して主体的に教訓化するという構えが欠けている。巨大な物量戦であった沖縄戦の原体験を、戦死や爆死や餓死や処刑などの死の総和からのみ見ようとする。だから、沖縄戦は沖縄戦という歴史的性格を通り抜けて、戦争一般、しかも海の彼方から死を運ぶイクサという風にイメージ化されて、沖縄人個人の個人責任が反省的に対象化され自省される所までいたっていないので、戦争時少年の皇太子の責任など、まして……となってくるのであろう。

沖縄戦に凝縮される沖縄人の皇民としての戦争責任の追求と反省の欠落は、㋑戦後沖縄社会が基地に寄生した非生産的・非人間的社会として形成され、生産的市民からなる市民社会として成立しえなかったことに規定されて、㋺思想的・運動的には、復帰運動の「日本国憲法＝第一章象徴天皇制」への復帰ないしはその形骸化の沖縄側からする打破に収約されたことからして必然ともいえる。沖縄人の第二次帝国主義侵略戦争、その一環としての沖縄戦に対する思想的、人間的、『階級』的反省が、瀬長亀二郎（大政翼賛会）を筆頭にして頬被りされている主体的現状から、沖縄戦＝皇太子の戦争責任の徹底弾劾が生み出し様もないのは当然とはいえ、惨めだ。

【Ⅲ】

皇太子が足を踏み入れる直前の沖縄の社会・経済状況は如何なるものであったか。

沖縄振興開発計画は、沖縄開発庁を推進機関にして、積年の悲願たる基地経済から観光立「県」、工業立「県」への転換を看板にして、強引に進められている。海洋博をテコに財政投融資を沖縄に注ぎこみ、「復帰」十ケ年後には、一人当り国民所得や生活水準を、「本土」並みにし、そのためには単純基地経済から、観光産業や石油産業と並びたつ多面的な基地経済に転換をぜがひでも成しとげねばならない、というのが沖縄振興開発計画の全てと云っていい。海洋博は、軍政沖縄から日本の沖縄への離陸の跳躍台であり、振興開発計画の成否の一切がこれにかかっている。新生沖縄の青写真が、アメリカ帝国主義の太平洋陸・空・海・海兵隊の中枢であり、同時に観光地でもあるハワイを手本に描かれているのをかくそうともしていない。

海洋博を通して改造される沖縄社会の構造は、金武湾を中心にする石油コンビナートと糸満市の第二の焼津を合言葉とする遠洋漁業中継、加工基地の造成を二本の柱にする工業立「県」化構想と、ヤマト観光資本の手になる観光立「県」化によってなっている。結局は、軍需産業でしかない工業立「県」化に対して、金武湾の農漁民は原状回復の結論に逡巡しながら裁判斗争の局面では勝利的に斗っているが、他の柱である糸満の漁業・加工基地造成に対する斗いは、公害がないから、という一面的側面で（ここもヤマト資本であることは金武湾と何らかわらない）、少数者の孤立した斗かいがあるのみである。反公害斗争から基地を補強することにしかならない工業立「県」紛砕斗争に転化しえないから失業圧力に抗しえないのは歴然としている。

ヤマト観光資本家の手になる観光立「県」は、従来の第三次産業にかたよった産業構造をなしくずしに、その内容を、米兵への媚態から、沖縄駐在のヤマト官僚、軍人、商社員と避寒に来るヤマト観光客への服従に、戦争の恐怖からくる刹那的セックス欲求から、享楽的で上品なヤマト口のセックス欲望にのりかえようというものである。米兵をヤマト官僚、軍人、労働者にとっかえて、観光コースも性への短絡から、沖縄の自然や文化や人情を味わうことを介在させて複雑にして上品化することなのである。

しかし、それらは沖縄農漁業を無慈悲に破壊することを絶対的条件にしている。工業用地や観光用地は、基地からではなく、百パーセント漁場を埋めたて農地をつぶす形で集められた。

私たちは、一時期、現下の日帝の沖縄政策の中の農漁業政策を、政治的側面からのみ分析して、即、農、漁業の破壊、農漁民層を一掃した沖縄階級社会と把握する誤まった見通しをもっていた。なぜなら、①農漁民層は基地に寄生した沖縄社会の中で、生産手段を基地外に有する唯一の階層であり、②沖縄プロレタリアの戦斗性と反基地斗争へのバネは、沖縄戦を出発点とする階級発生の暴力性（沖縄労働者の出発点は捕虜労働である）からくる、土地を奪われた農民としての存在と、キビ作農業の粗放性からくる週末の農民的生活にその深源をおくのではないかという二点と、海洋博は沖縄社会を基地に対する寄生性と腐朽性を極限まで肥大化することであり、そのことを通して沖縄基地社会の中から基地反乱を生む芽を根こそぎなくしてしまうものであるから、従って四〇万～六〇万と計画される人口政策は、農漁民層の放逐であり、沖縄人から農民的性格を払拭することであると把えたからである。

現実の事態は、金ードル本位制の崩壊からくる世界経済のブロック化は、日帝をして食糧自給策への転換に突き動かしており、沖縄政策の中には、甘味資源自給化の方針が貫ぬかれていることを示している。沖縄農漁民層（プロレクリアの農民的性格）の戦斗性の破壊の急迫性と甘味資源の自給化の緊急性の両方の観点から農漁業政策が生み出されているのである。

結論的にいえば、ヤマト製糖資本への農地の集中を条件にして、資本家的キビ作経営でもって甘味資源を自給化する方向であり、併せて、農漁民からの土地の収奪であり、ヤマト、中南米への叩き出しである。しかも、決定的なことは、集中された資本家的キビ作経営の農業プロレタリアとして、土地を収奪された沖縄農民を雇用するのではなく、あくまで沖縄農民は島外への移住対象であり、そのかわりに、南朝鮮人民が日帝ー朴の結託の上で、沖縄へ連行されてきている。それは①キビ作目の特性である年二回の春植、夏植時と春の伐採時にしか労働力はいらないということと②その断続的労働力を沖縄内

から安価で安定的な量の労働力として供給できないということと③南朝鮮の大量の失業者を導入することで朴政権を支えることと④日本国における沖縄の位置と朝鮮人の沖縄感（日本にはどんなことがあってもいやだが、沖縄なら……）を利用して、日本への強制連行をまず沖縄から既成事実を積上げてやる狙いとの四つの点が背後にある。

ともかく、沖縄農民は、農業ブルジュアジーへの上昇の道は閉ざされており、軍用地主である者は（大半は農業をしていない、商業が殆んど）「復帰」であいだに防衛施設庁が入って軍地代が十数倍化して金利生活者然たる性格をこくしており、他の大部分は、工業用水は全て観光用水にまわされる一方、朝鮮人が導入される状況で、日に日に焦躁感を深めている。一昨年、昨年と、キビ代値上げと算定規準をパリティから生産費・所得補償方式に変えることを要求して全琉から一千名東京決起した沖縄農民の爆発的エネルギーは一体どこにむかうのか。沖縄階級斗争の未来がその農漁民の動向と不可分であることだけは確かである。

【Ⅳ】

沖縄プロレタリアは、沖縄社会が基地に寄生して存在している構造からして、全ての人間労働が、最終的には基地労働に収斂され、つまり、人間的で生産的である労働が最も悲惨で残酷な殺人労働に疎外され、沖縄社会の矛盾を集中して背負わされている存在であり階級であり、その典型が軍労働者である。殺人労働という形で非人間性と非生産性を刻印されている沖縄プロレタリア、その典型としての軍労働者……その沖縄労働者から農民的性格を一掃することと併行して、組合の戦斗性の破壊を狙った活動家パージと直接的組合破壊、ヤマト管理者の導入を前提にしたヤマト労働法の適用並びにヤマト労働慣行の押しつけによる組合活動の破壊が、ダラ幹の屈服と黙認の下で強行され、基地徹去斗争からの後退をつづけているのが、海洋博開催直前の沖縄労働運動の現状である。

殆んどが一代目の労働者である沖縄プロレタリアは、沖縄戦での青成年男子の犬死にによって生じた年令構成上の極端なアンバランスがあり、六〇年代まで年令構成の点からして、組合に青年部を組織することが無意味なほど若々しかったものが、現在に於いては、親組合と青年部の分化を産み出す程「老成」してきており、ますますその傾向は進んでおり、新規採用を数年前からストップされている沖縄教職員組合がその典型である。

観光立「県」政策の下で、サービス関係労働者は極端に増大し多様化しており、それらの部門のプロレタリアの増大は、

沖縄労働者の階級性に一体如何なる変化と動向を与えるのか？寄生性と浮動性が尚一層強まることを意味しないであろうか。

行政的一体化と資本の併呑と系列化に基づく、ヤマト人管理者層の出現は、労使関係にヤマト対沖縄の「民族」問題を持ちこんでおり、それは階級的任務として今までと違う何かを問うてきている。

沖縄労働者の総体として「老成」化、農漁民、の叩き出しに規定された農民的性格の暴力的剥奪からくる土着性の喪失と奪われた土地に対する執念の強化、サービス部門の増大による浮動性と寄生性の極限化、ヤマト人管理者の登場による「民族」問題の顕在化……これらが沖縄労働者階級の直面する問題の特徴であるのではあるまいか。

【V】

沖縄地域ブルジュアの問題であるが、沖縄プロレタリアの存在と位置を単純に裏返して沖縄ブルを措定するのは問違っていよう。そもそも現在のあらゆる種類の労働は、捕虜労働を出発点に始まっており、沖縄地域ブルの登場をどこにおくとしても、プロレタリアは存在するにもかかわらず、ブルジュアは存在しない時代が何年か続いたのだ。沖縄プロは基地労働に規定され、沖縄ブルは基地需要に規定されていた。

現在は、沖縄地域ブルといわれた寄生ブルジュアジーはヤマト資本に併呑され、人的には管理者に転落して、入れ替えが進行しているのではないか。沖縄人ブルの意味。

【VI】

以上、述べた様に、総体として沖縄社会における沖縄人の位置や人的比重を低めて、危険で余分の部分（土地斗争の栄光を有し、反日感情・反軍・反天皇感情を沖縄人意識の上でもっている農漁民層や鍛えぬかれた今の全軍労組合員等々）は外に叩き出し、残された比較的隠和な沖縄人は基地と心中せざるを得ない形で、分断して支配する帝国主義者の攻撃がかけられている。

沖縄人民の階層的分解と没落を伴なう下部構造の大改造は、階級的利害対立を後景に追いやり、反ヤマトを主内容とする沖縄人意識を立脚点にして、沖縄人としての団結意識、沖縄人としての同族意識の成長と発展を大いに促しており、その立場からする現状変革を求めるエネルギーはあらゆる階層から吹き出ながらも、復帰理念＝平和憲法への回復理念の破産という

イデオロギー的挫折と空白状態の中では、空転し旋回せざるを得ず、まさに、この様な時に、皇太子アキヒトは沖縄に上陸を敢行してきた。問題は、厖大なエネルギーと天皇制イデオロギーとの関連である。

沖縄人としての同族意識の基盤で求められる方向は反基地であり、反日（日本人）であるが、反天皇制については分裂しており、従って、反日、反基地のエネルギーが天皇制イデオロギーに吸収されることも生れている。

例えば、沖縄人全てが移民もヤマト移住もなく、祖国の沖縄で基地に頼ることなく生活していくために、釣魚台（尖閣列島）に眠る海底油田の沖縄人の手による開発を無資源国沖縄は絶対必要としておるとして、国連の場等々で再三にわたり領有宣言をしている中国から、釣魚台の領土権を獲保するのが第一義の課題であるとする沖縄民族主義者は、日本政府の断呼たる政策を要求せざるを得なくなりその様な政策を日本政府に求める中で、天皇制に最後的保証を見い出さざるを得なくなる。

沖縄人と入れかわりに沖縄農業に導入される朝鮮人に対する、沖縄農民の排外主義は天皇制への回路をひそませている。沖縄人ブルにしても、基地を不動にする限り、日本政府の沖縄政策への対応は陳情でしかありえなく、それの自からの階級利害の侵食は、強力な沖縄政策の要望になり、これもまた天皇制にゆきつく可能性を秘めている。

要は沖縄人意識の方向であり、同族意識の内容であるが、それらの反天皇を軸にした発展と深化は、象徴天皇制のメダルの裏にあたる安保同盟に対する、沖縄基地に対するたたかいの発展の中で達せられていくしかありえない。

ともかく、七・一七ひめゆり・白銀斗争は戦後世代の沖縄青年が、沖縄戦の追体験と歴史的屈服と屈辱の継承を天皇制に対する自己批判としてやり抜き、沖縄人共産主義者＝徳用球一のあゆんだ道の復権をなしとげることを父や母の世代に実践として突き出した。又ヤマト青年との共同斗争として斗かうことで、沖縄ーヤマトの連帯は、その垣根である天皇制に対する相互の立場からの斗かいの中でこそ、相互止場をかけて真にかちとれるのだということを示しえた。沖縄人労働者の沖縄人総体への指導と牽引を階層的に狭める「県」労協運動の根本的破産を暴露し、沖縄人民は組合的団結レベルをこえて、コザ暴動で端緒的に創造した団結形態と斗争形態の発展以外にないことを指示した。

がしかし、沖縄人意識の反天皇を中核とする革命的発展は、暴力的基地徹去運動の成長とパラレルであり、その未成熟に規定された現下のイデオロギー空白期につけこんでくる天皇制攻撃にいかにして斗うべきか。復帰理念の破産を思想的・運動的にのりこえることが唯一の回答でなければならない。たとえば、船本君の焼身決起について、日本人＝武士道＝ハラキ

リのイメージで押しやって、沖縄人＝守礼の民＝やさしいを対置するのはナンセンスである。この守礼の思想なるものは、以前は土地斗争で爆発した沖縄人の戦斗力に恐愕した米民政府から強調され、現在は、観光立「県」政策のもとで前面に屋良「県」政によって押し出されているものであるが、守礼の偏額自体、薩摩侵略後に清が贈呈し、薩摩が国是として叩きこんだ外来の支配者のイデオロギーにすぎず、それを、人間尊重、人命尊重の沖縄本来のものと意味付与をして、人間生活の徹底的執著（あくまで生きる。子のため生きる）と階級斗争上の死（よりよく生きるために、よりよき社会のために、結果としての死を甘受し、歴史の大義に生きる）を対比して、後者は沖縄人に無縁と否定することほど犯罪的なことはない。そんな輩は、自らの足元を直視すべきだ。基地社会たる沖縄社会で我々が生きるたびごとに、民族解放斗争を斗う人々が死んでいっているのだ。

戦後沖縄社会の成立ちが二〇数万の日本兵、沖縄人、米兵の腐肉と生血と屍の上にあった以上、造るより壊すのが簡単といえども、この事実から眼をそむけ、死の問題を抜きにして沖縄解放を語ることは許されない。ニライカナイにしても、おもろにしても、アキヒト、屋良の利用を見ればその性格の流動性は一目瞭然たるものがある。知念君らの火炎ビンで燃えたのはアキヒト・ミチコが落したマブイ（魂）だけでなく、それと共に、沖縄学の精神も焼かれたのだということを見なければならない。

【Ⅶ】

一一月三日の海洋博日本ナショナルデーと来年の一月一八日海洋博閉幕式に皇太子は第二次第三次と沖縄上陸を企んでいる。

海洋博は仲宗根美樹のビッグ・マートの倒産に象徴される様に、破滅的様相を体し始めている。観客も夏休みが終った途端五千を前後している有様である。海洋博の目的に賛成した人々さえその現実に失望し反対にまわりつつある。

今度は、沖縄戦の復讐だけでなく、海洋博への怨嗟をも皇太子はかぶらねばならない。数十、数百の知念君、金城君が皇太子に至る処で襲いかかるのは必至といわねばならない。

㊟ ひめゆり日銀斗争を支持するために「皇太子沖縄上陸阻止・戦犯天皇糾弾斗争を支持する会」が関東、関西、九州（準備中）・沖縄で作られています。ご参加を乞います。

連絡先
沖縄ー那覇市郵便局私書箱二〇四六号
関西ー〇七二六ー九六ー二五六二（桑原）
関東ー横浜市鶴見郵便局私書箱六一号

2. 天皇の足音は侵略の足音

桑原重夫（牧師「関西支持する会」事務局員）

一、万博斗争から海洋博へ

私は、「靖国神社法案反対大阪キリスト者連絡会議」の世話人ということで関西でいろんな集会で連帯をしております。この靖国神社法案反対斗争というのは、一九六七年から始まって、およそ八年の歴史をもつわけですが、特に、一九六九年の第一回の法案上程のとき、海洋博に先がけて開かれようとしていた日本万国博粉砕斗争と一緒になって、盛りあがりました。まえに大阪で海洋博反対集会をしました時に、どこかの団体の人が「万博とちがって海洋博は」と何回も言っていたので「いや、そうではない」と言っておいたのですが。僕らキリスト者は万博をいまの海洋博斗争と同じ視点で戦ったわけです。その万博の中で天皇制イデオロギーを、新たな国家統合の理念の構築と、反革命的な、明治以来の支配体制の再編、強

化のために利用しようとする政府の魂胆をみて、「これは大へんなことが起こる」と思って取りくんできたわけです。そして、そういう視点から数年来、戦う戦線に天皇制の問題を提起してきたのです。そして、以前に一度、天皇制に対する斗いが非常に盛りあがった七一年の天皇訪欧の時以来、一貫していろんな団体と共斗して、天皇制の問題にとりくんでいるのです。

今回の七・一七の「白銀」「ひめゆり」の斗争に対しても我々は、いち早く連帯の意を表しまして、靖国法案反対の斗いと並行して、出来るだけの支援をしていこう、ということになりました。そして、私が進んで呼びかけ人になったようなわけです。ところが、他の団体の人で、呼びかけ人になるはずの人々があるのですが、どうもひとつ情宣が充分でないようで呼びかけ人の半分以上が牧師になったわけです。どうも抹香臭くなった（笑）感じですが、これからもう少し、他の方面、所謂、文化人や学者の方にも拡げていきたいと思ってるわけです。

今回の斗争に関しては、昨日、始めて僕はこの沖縄の現地の方との連帯をもったわけです。今日こういう集会に出られることも、沖縄問題に対する自分自身のあらたな転機になるだろうと思います。

実は昨年も、七月二〇日頃から八月初旬にかけて、およそ二週間、沖縄に参りました。丁度、七月二〇日の開幕一年前の斗争が本部であった直後のことです。その時にもいろんな方々と交わりを持ち、電通の人々とも今後の連帯を約束しました。その時、備瀬の現地斗争にも参加するつもりで計画をたてたんですが、ちょうどCTS反対の決起集会には参加することが出来ました。その後、海洋博の現地に行って、いろんな人と会って話を聞いたり、討論したりし、それから、米軍の発砲事件があった直後の伊江島に渡って阿波根さんや区長さんともお会いしました。

その時には、沖解同の人々や、海洋博紛砕斗争を今の「沖縄ー本土」共斗の母胎になって担っている人々とは充分に連帯ができなかったので、非常に残念に思っております。

昨日、始めてそういう方と――といっても、大体、大阪で会った人々ばかりで（笑）今更挨拶でもないんですが（笑）――改めてこちらで会うことは「私ももっと斗わなあかん」という覚悟を与えてくれました。そこで、天皇制に対して、私自身がもっております問題意識、特に牧師という宗教者の立場から、どういうところに天皇制の問題点があるのかということを、皆様に申し上げてみたいと思います。

二、キリスト者のみた天皇問題

今、宗教者の立場からと申しましたが、革命や反革命という問題とか新しい社会主義体制とかの課題の中で、一番「宗教」というものがどんな意味をもっているかということが、特に日本で「天皇制」の問題を考えるときに重要になって来ます。

すでに御承知でしょう。宮本顕治が「どんな社会になっても人間の悩みは残る」といって「信教の自由」を唱え、共産党が創価学会と十年協定を結びました。

今、私んとこは「人殺し集団」やら「トロツキスト」やらと悪口をいわれて「党の機関の決定」とやらで赤旗を差し止められ「党」の印刷物及び出版物をはじめ、一切の情報提供を拒否されているので、大切な資料が（笑）入らないで困るのですが。聞けば、蔵原惟人とかいう奴が、最近「宗教についての日本共産党の立場」とかを長々と述べたとかで、その後、共産党と各宗教との対話というのを連載しているらしいのです。これには、一番にキリスト教がでたそうね。学習院の教授の飯坂良明というのが、かつぎ出されて。

余談ですが、僕はある雑誌に「宗教批判」の論文を発表したことがあるのですが、この飯坂良明のやつ、「日本宗教と天皇制」という本で私の批判をしようとして、全く反対のとり方をして赤恥をかいたことがあるのです。そして、あとで『創』という雑誌に無知を告白したことがあるのです。そういう連中を呼び集めて「共産党とキリスト教や諸宗教とは、今後、仲よくつき合いましょう。」などと言ってるわけです。

それに対して、「新宗連」という代々木の息のかかった連中が簡単にのっていって、一方では何ほどかの「進歩性」をひらけかしながら、片方では、新しい時代に変わった時の用意に、いまから自分の存在基盤を固めておこうと一生懸命になっているのです。結果は、共産党の大転向と呼応して、「左から」体制を支えるのに大いに役立っているわけです。

そういう形で宗教が果す役割があることが一つ。たとえば「天皇制」という問題も、これと全く同じ構造で、明治以来の日本の支配体制を支える役割を果たしているのです。

もう一つは何かというと、「勝共連合」です。これはキリスト教の一派から出たといってはいますが、最近、いろいろポスターなど貼って、沖縄でも動いてるようですね。大阪でも中之島公開堂で三日連続して、二千人から三千人集める大集会を開いてるわけですが、あれは結局、右翼と結びついた天皇主義ですね。「霊友会」、「王長の家」などと結びついて、天皇を支えているのです。しかもそれがキリスト教イデオロギーの装いをもって登場して右からの攻撃を仕かけてるのです。

そういう思想に支えられて、天皇訪米、あるいは皇太子の来沖、そして靖国攻勢、「慰霊表敬法案」というように、攻勢の激しい中で、まずどういうように天皇制を理解するかが問われるのです。その上で、我々の立場から天皇制に対してどう戦うかという問題提起ができると思います。

私は日本キリスト教団の牧師ですから、どうしてもこれまでの「天皇制」と「キリスト教」との関わり合いから問題を見ていくわけですね。そうすると戦争中にも一応、キリスト者の抵抗というのはあるわけですが、「天皇か／キリストか」という二者択一を迫られる中でキリスト、に決断して、弾圧をうけているのです。いわゆる「信仰告白」の観点から問題をとらえようとする。そうすると、政治的に衝突するときは抵抗しますが、そうでなくなれば、別に問題も感じないで共存する。今回の日共の「信教の自由」宣言にスラリとのっていく体質があるのです。一種の党派斗争ですね。ですから、形態はかわっても、キリスト教の中に、天皇制と全く同じ構造で集団を支配していく原理があるのです。これが政治国家に利用されていく。まず、ここを叩かなければ、天皇制批判は出来ないというのが、私の考えです。そんなことをいうと、「キリスト教の破壊分子だ」とレッテルをはられる。「信仰告白」というような、党の綱領のようなものを持ち出して来て、「それに違反する」ということで保守的な教会の連中から日本キリスト教団の資格審査委員会みたいところへ提訴までするのです。今、まだそれで争っている最中で、もし私が破れたら「クビ」という事ですよね。

そういう斗いの中で、多くの人々が言うように、「キリスト教に問題を感じるのだったら、あっさりやめてしまったらどうだ」ということでなしにね、そういうキリスト教の在り方を批判しながら天皇制を斗うことに、私達の課題があると思っているのです。誰でも、足許の問題からやっていかなければなりませんからね。

私は、以上のような観点から「宗教批判」を内容とした、〃教会斗争〃を教団の中で展開してるのです。牧師が牧師のあり方を解体しながらキリスト教を歴史と現代の問題から批判しようというわけです。天皇制の斗いも、その観点からとらえているのです。ご承知のように戦前、「戦斗的無神論者同盟」というものが出来て、いわゆる「無神論」の立場から宗教撲滅運動をやったことがあります。いわゆる「科学的」という立場からですが、そういうことでしたら簡単なことですね。今でも。だが、そういうことをしても宗教は一向になくならないし、いつでも、国家はそれを利用して自分の支配体制を強化していく可能性をもっている。それが「象徴天皇制」の有効な理由ですし、日共の宗教政策の根本の問題ですが、「何故そうなるか」という理由を切解する必要がある。そして、代々木が提示してくる「宗教の自由」とか「宗教も残しておきましょう」という政策が何故欺瞞であるかを明らかにしなければならない。そのためには、一方では常に自分が「キリスト教」と「教団」の中にしぶとく団着しながら、そこに含まれている問題性を、たとえば「象徴天皇」が動きまわり、共産党が宗教と妥協するというような現代的情況の中でとらえなおすことが必要だと思っているのです。

歴史的にみても、イエスの働きが、いつの間にか、古代ローマ帝国の中にとりこまれて、「キリスト教」となり、ローマの危機を救うイデオロギーとしての役割を果し続けていまに至ってるわけです。それ以来、キリスト教は常に体制イデオロギーで、宣教師がいつも、ヨーロッパやアメリカの侵略の先兵として働いている。その、宗教的に装いを凝らしたかげで、国家が支配や侵略を進めていくという構造があるのですから、そういう構造をどう切解するかという責任が我々にある。その問題から手をはなして、そうカンタンにやめたりおん出たりするわけにはいかんわけですよ。十年できるかどうかわかりませんが、教団の中に居つづけて、嫌がられてもやっていこうという覚悟でいるんです。

三、なぜ、天皇が訪米するか

前置が長くなりますけれども、おととい九月二八日の『毎日新聞』の朝刊で天皇訪米阻止斗争の「紹介」という形で、悪辣な「過激派キャンペーン」をしてるのがあったんです。その中に、誰かこういう発言してるんですよ。「今の過激派の天皇訪米阻止というのは、いわば革命の火遊びみたいなもので、今はそれをスローガンに掲げることによって結集するけれども、天皇がアメリカに行ってしまったらすぐ終ってしまうだろう」、と。

冗談じゃないよ、ね。さきほど誰かが言ったように、今日、現実に訪米を阻止できなかったということは、我々の責任ですけれども、しかし、僕の問題意識は、むしろ行ってしまってもそこに出てくる問題と徹底的に取り組み続けるところにあるのです。もし行ったならば行くことによってあらわになった、民衆を含めての問題性というものを追求したいのです。

さて、今回の天皇訪米も含めて、何故今、天皇がかつぎ出されてくるのか？また、靖国神社法案というものが六七年から用意されて六九年に出て、昨年までに六回も出されて、昨年は衆議院で強行採決までしたか、という問題を考えてみます。結論的にいって、私には二つの理由が考えられるのです。

その一つは、侵略ということをもろに意図した国家がそれなりの民衆の支持を得るためには、どうしても日本の国家という存在を、善悪とか、道理とか、是非によっては問わない操作をしておくということは、絶対に必要なんです。「国家の絶

対性」の思想の確立です。

これは明治以来の天皇制の登場ということはそういうことです。国家の在り方、方針というものを、道理や是非・善悪ということで問いはじめると、侵略国家はなり立たない。そもそも「国家」とはそんな性格をもっているのですが、それをカムフラージュするために「絶対性」で自己を装うのです。

ヘーゲルが「国家こそ最高の道徳である」ということを唱えましたが、それを具体化したナチが、やはり非常にカリスマ的なものの主張によって国家の絶対性を確立しようとしたのです。それには、常に国家を何らかの「宗教的」な色彩で装うことが第一なのです。現在、日本の支配権力としては天皇は「象徴」天皇制という形で政治構造の中からは一応除外しています。しかし、現実的には非常に大きな政治的な役割をもっている。その「象徴」ということの意味、これは「宗教者」としての僕の見えてくる問題なんですね。宗教的な装いをもってる天皇制、これによって国家というものがタブーをつくって批判を禁じて、そして集団の絶対化によって団結していくことを可能にする。その効果のある「天皇」が「象徴」であれ、侵略体制をつくる上に必要なんですね。

もう一つは、具体的な巧妙なやり方なんですけれども。資本主義体制の延命のためには「民衆」の連帯の分断と「支配者」の国際的な連帯が必要となる、そのための工作なのです。

まず、支配者階級同志の国際連帯ということですが、キッシンジャーやスレジンジャーであれ、朴・三木・宮沢であれ、いろんな国際会議を開いて帝国主義国の支配者・権力者間の交流や連帯は盛んに行われています。そして、ここで資本の国際性を件　ってしまう、資本制はこうした相互の協力連帯がなければ駄目なんですね。ところが、それを支えていく一つの体制としてプロレタリアート人民の国際的な連帯というものは阻害して、ナショナリズムに吸収しなければならないのですね。だから民衆というものをどう分断していくか、つまり、ナショナリズムにどう結集して国家をまとめていくか、が課題となるのです。そこでとられる排外主義に乗っかって、侵略体制や抑圧支配も可能になるんです。

韓国の民衆がソウルの日本大使館に対してデモをかけるという事件がありました。あのデモの評価はむつかしいんですけれども、僕の考え方としては、所謂「反日・抗日デモ」といえると思います。韓国の民衆の意識は、「反朴」か「反共」か、これははっきりしてるわけですね。「反朴」の人たちは、民主化斗争とか、金芝河とか、獄中で抵抗運動さしている人です。それとは別に、数的には圧倒的に多いのが「反共」の立場をとる人で、大雑把な分け方は無責任になりますが、これらの人

が朴を支えているといえるでしょう。ところが国際的・社会的影響ということでは反朴斗争をやる人が圧倒的に大きい。それを何とか手なづける必要がある。ところで「反朴」にしても「反共」にしても共通に「反日」という意識を持ってるのです。つまり、「反日反朴」か「反日反共」かですね。この「反日」という感じは、沖縄の人々の大和人へのきわめて正当な批判、あるいは糾弾と同じく、日本の植民地支配に対する強烈で正当な感情です。ところで朴にはこの「反朴」の人々をどうすれば自分の勢力に結集できるかという課題があるのです。そして結局・「反日」感情を利用することにおいて、「反共」の人を自分の支持に引き入れようとしたのでしょう。つまり、文世光というような在日韓国人を育てる日本はけしからんという形で宣伝して、デモをけしかける。そうすると反日デモがおこってくる。そうすると、反日デモには民主化斗争に連帯する人々にも関わるわけですからね、そこにある「反日」の気運の中で朴を評価するということになるわけです。「反日」という意識にのっかって民衆をナショナリズムに結集して日本人と対峙せしめていく。ところが「上」の方で朴は三木と結びついて、いろんなことをやってるわけでしょう。これはアメリカとでも同じですが、フォードや三木や朴は常に連帯しているわけです。そういう連帯の「仕上げ」としての意味が、今回の訪米にあるのではないか。これがさっき言いました二点目の問題ですね。つまり、「上」の連帯と「下」の分断という形が、ここに、帝国主義再編というか侵略体制強化の切札があるんです。だから批判を許さない。これは「刑法改悪」ということも「破防法」や「入管体制」も、ここから出ているわけです。そうして、こんな二つの面の要請がどこから出てくるかというと、一九六五年の「日韓条約」以来、明確にふみ出した日本帝国主義の侵略的再編が、いまや緊急の課題として持ちあがっているということでしょう。

四、国家の「機構」の変化にも拘らず

そういう一環として、靖国・天皇制イデオロギーも新しいナショナリズムの形成をねらって出てきてるように思う。

七〇年代の「超近代」といわれる時代に、「靖国」や「天皇」が「近代国家」の重要な政策としてもち出される理由は、そこにあるのです。さっき僕らの六九年の靖国斗争のことを申しましたけれども、署名なんかをやって一番問題になるのは（本土の人は遺族の人も含めて必ず言うんですが）、「国の為に死んだのを国がまつるのが、何故悪い」という批判です。右翼と違うんですよ。一般のおじさん、おばさんですね。その前では説得が非常にむつかしい。「お国の為に死んだのは国がまつる」。考えてみたら、こんなのすぐ論破できる問題です。理屈では「戦前の国家は天皇制絶対主義の軍国主義でござ

いまして、あれは非常にわるい。戦後は民主々義で新憲法もできまして、新しいブルジョア国家になったのでございます。国がかわったのです」というように。

たしかに、国家の体制の違いということで言えばそれは言えると思うんですけれども、それでは絶対に説得出来ないものを大衆は持っているし、靖国運動やる方にしてもホントにそれを突破出来ないんです。それが問題なんです。つまり、自分の国家というものは、明治以来、どんなに体制がかわっても、あるいは政治構造が変って、それはほんの未梢的な部分であって、日本の国家というものは絶対にかわらないんだ。変ってもらったら困るんだ、という意識があるのです。

だから、「民主々義」やとか何やとか、建前のところでは言いますけれどね、底を流れる国家を支えていく思想や行動、その中心である天皇制イデオロギーや国家の絶対化の観念は総括できない。

最近、「昭和五十年」とか「戦後三十年」とか、いろいろ言いますけど、僕の見方では、敗戦において、本当に否定するものは否定して、国家の解体を意識的に確認して、天皇制を廃止しなかったから、まだ「戦前」の続きである、いや、批判的な意味で「明治百年」だと思うのです。例えば共産党あたりは一九四五年八月一五日で変ったというが、基本的な点では変っていない。何がかわったかといいますと、「大陸派」といわれた東条、近衛などから、「英米派」といわれた鳩山、吉田に政治権力が交代したにすぎない。明治以来の欧米に追いつけ追い越せという富国強兵政策が、帝国主義的な発展を貫徹するという、この一点から行った「侵略」に対しては、戦前も戦後も本当に全国的な批判がない。その「国家」に対する否定がないのです。だから、戦後、「象徴」であっても「天皇」が存続したことを喜んでいる。「象徴天皇」であっても、天皇制を断固紛砕して否定して抹殺するということを誰も言わなかった。そのため犠牲となった「沖縄」が忘れ去られたのも、この情況の中です。共産党は新憲法に反対したけれども象徴天皇制に反対しない。以来一貫して、「象徴天皇」は擁護する発言をしている。

労働界でもそうなんです。僕は一九二六年生まれですから「元号」でいいますと、大正十五年、つまり、「昭和の御代」と共に生きてきた人間です。十四歳の時、当時の高等小学校を終えてすぐ、ある工場の労働者として就職して、それから敗戦後の二・三年間、十年近くを労働者として生活してきました。そこで戦前の労働運動を若干知ってるのです。

一九三八年国家総動員法ができて、労働運動一切は解体していって、産業報国会という翼賛体制の中に全てが吸収されていく、その頃の体験があるのです。日本の労働運動というのは、満州事変から一貫してそうですけれど、〝侵略反対〟を唱

えなくて、全て日本の国家政策と共通していきながら〝重労働反対〟という形での斗争を主にして来ました。これは敗戦に至るまでそうであった。

戦争中にだってストはしてる。昭和二十年という年まで全然表面に出ないけれど、数回やってるのです。

ところでその性格は何であるか、と申しますと、結局、「自分はえらい目に合いたくない」という意識だけだった。僕は播州赤穂という田舎にいたのですが、そこの人が持ってる感情というものは職工であれ、農民であれ漁村の人であれ、軍隊や警察に対するある程度の批判というものは持ってるわけです。戦争に対する反感というものもありましたから、どうすれば徴兵をまぬがれるか、とか、召集令状がきても、「即時帰郷」といって、軍隊に入らないですぐに帰らされる方法はないかという、そういう知恵をつけあっていました。反戦的というよりは、厭戦的な気分というものがあった。〝しょうないなあ、しょうもない戦争しやがって〟という思いですね。ところがそれは一貫して〝自分がそういうとこに行って死ぬのは嫌だ〟という気持からだけのものでしたから、（沖縄の民衆の集団自決の時にみせた「日本軍」の手前勝手のふるまいも、ここから出ています。）当時のストライキをした人であれ、戦争は嫌だという農民であれ、職工であれ、「じゃあ、日本が負けていいのか」というと、「いや、それは困る、日本は勝たなければ困る」という意識でいるのです。自分だけはいやだが、侵略に対する批判からの反戦でもなければ厭戦でもない。ここの問題ですね。だから、「国が亡び、国家が変わる」ということには、耐えられない。その意識が敗戦の時に強く働いて、その上に「象徴天皇」が残されていった。ここに僕は問題を感じるわけです。

実は何故こうかと言いますならばさっき言いました問題ですね。日本の国というものの在り方を是非・善悪で問わない。どんなことがあったとしても、やはり日本の国家というものは表面的にかわったとしても、基本的に同じ構造でやっていかなければ困まるんだ、これを亡ぼしてはならないんだ、という、意識、その共同性への思いがどこかで根強く形造られたせいだと思うのです。

今の、靖国反対署名運動にきかれた声にしても、この意識でものを言うからそうなるのですし、労働組合でも「既製左翼」といわれる社会党や共産党でも、全て、金大中事件が起ったとき、結局は「主権侵害論」でしか対応できないわけです。だから、「天皇斗争」とか、「訪米阻止斗争」とかいうものは、そんな現象の背後の問題を切開して常にそんな構造で進んで来た、明治以来百年の近代日本の侵略の歴史とどう対決するか、という斗いであると、僕はとらえてるわけです。

五、天皇制支配の構造

天皇制というものが日本という国家を宗教的に装うことによって、これをタブー化してしまう。そして、あらゆる現実の矛盾への批判を封じてしまう。しかも、そこに自分が帰属していくということにおいて、いい知れぬ充足感を味わえる。たとえどんなに現実には矛盾があり、むつかしい生活状況であっても、そういう現実の苦痛を「相対化」するような「誇り」というものが日本の国民すべての意識の底にある。だからまた、ここから排除されてしまうということは恐しいことなんだ、耐えがたいことだ、という思いが、誰の心にもある。それに比べれば、少々貧しくっても我慢して、ともかく、少々の不利があっても、共同性の中に加わってるということの方が自分達にはいいんだ、ということの幻想をもたらすようになる。こんな元凶、天皇制というものがゲンと存在するのです。こんな「共同体」の中軸となる「天皇制」の秘密。それは「政治権力」として、とらえるより先に、「宗教的イデオロギー」としてとらえねばならない、そもそもの本質だと思うのです。その上に乗っかってこそ政治的権力の頂点としての位置を維持できる。ここで、民衆意識の複雑な構造を理解することが大切な作業となる。自らも参上して一つの政治体制を形成してきた民衆は、たとえ外的な力でその体制の変更を強要されても、そこに生じる価値の空白を恐れる心情は、結局、以前のイデオロギーに乗っかって安心しようとする。「象徴」として、機能的には非政治的に規定された天皇が、そんな形態ででも存在し得たことに安堵する民衆の意識を吸収して、現実的にはきわめて有効に政治的役割を果す理由もそこにある。天皇制の問題を「政治的イデオロギー」としてよりもさきに「宗教的イデオロギー」としてとらえなければならない必要性はそこから出てくるのです。

何故そうなるかについては次にのべたいと思いますが、戦前の古い体験をふまえて戦後いち早く天皇制と闘った部分が、この点への充分な洞察を欠いたまま「政治的イデオロギー」としての把握からのみ天皇制を問題にしたことは、何としても痛い手ぬかりでした。

たとえば戦前の抵抗の問題を考えてもそうなんですが、一九三十年代に転向が続出したときでも、あれは決してマルクス主義者が思想とかイデオロギーとかの斗争において、敗北したからの転向ではないんですね。たしかに科学的な歴史理解や情勢分析では、たしかにマルクス主義者は進んでいた。しかし、彼らが軽蔑していた、その天皇制によって日本の民衆は理屈抜きに一体化して強固な共同体をつくっていて、それに所属することで非常な安心感とか、生きがいをもつことが出来た

その民衆を突破出来ないどころか、自分自身の理屈では否定しているこの交りから、自分がはじき出されるのに対して耐えきれぬ恐怖感を覚えたわけです。これが一九三十年代に相ついだ転向の理由だった、そういう風に思うんですね。

新左翼の党派の人と話してみますとね、そうはいわない。中核派にそんなこと言うてもあかんのです。「あれは権力の弾圧がきびしかったから」という理由に帰する。それはそうなんですけど、上から与えられた「制度」としての天皇制を実質的に支えて来たのは、「宗教」としての天皇制と絡み合って醸成された、この下からの共同体意識であることを忘れてはならない。この意識が「秩序」を要求する体制擁護の思想となって、「制度」を補完して来たのです。そこを切開していくということが、これからの天皇制論争・斗争というものの課題だと思うんです。

六、近代日本と天皇制

天皇制が何故おこったか、何故、天皇制でなければならなかったのか。この点を歴史的に考えると、問題は明らかになると思います。

幕末のヨーロッパと接触やペリーの来航による外圧の危機に直面して、それまで考えてもしなかったような幕藩体制の崩壊の脅威を予感しはじめた時に、何でもってそれに対抗できるか、という真剣な模索が民衆の間に起ったわけです。その時に、民衆の間には、二つの共通した意識が芽ばえて来たと思われます。一つは外圧の危機に対して自らを守れるようなより強い統一国家を志向していく、統一共同体を志向していく意識です。いま一つは、その統一的志向の妨げとなる封建思想を克服するに足る、統一共同体の理念です。それは、これまでの群雄割拠の幕藩体制を支えた封建的なイデオロギーではダメだ。そして当時の民衆は、その理念を、それまでの封建的支配の道具になっていた仏教や儒教の倫理に求めず、その体制からは除外された存在でありながら、それまでにもしばしば封建支配に抵抗するエネルギーを提供した民間信仰に期待したのです。

この点を指摘するのは丸山照雄です。丸山は明治維新における天皇制の制定と日本の近代国家の形成と展開とを、一つの「新興宗教運動」としてとらえている。そして、その新興宗教としての天皇制の基礎となったのは「幕末から明治への転換期に起こった農民を基盤とした宗教運動であった。それは明らかに封建制に対する否定の運動として、土俗的民間信仰を契機とした。そして藩閥体制を破って統一への志向を媒介するものとしては、伊勢信仰を顕在化しながら全国的規模で展開し

たものである」といい、その宗教運動の原形は『おかげまいり』と『ええじゃないか』であったと指摘する（『情況』一九七一年六月号）。国家神道の成立と天皇制国家の形成に関して、これはきわめて示唆に富んだ指摘であると思います。

藤谷俊雄の「『おかげまいり』と『ええじゃないか』」（岩波新書）によれば、数百万人にも及ぶ参加者のあったこの行事が、当時の農民たちの封建支配に反抗しての大衆的解放運動であったこと、多数の民衆が一つの信仰に結集することによって、新しい民族形成運動としての性格を担っていたことなどが指摘されている。このような新しい民族形成運動としての民間信仰が、崩壊の危機に直面した徳川の封建体制を主体的に克服してその支配関係から離脱し、外圧の脅威に対抗して形成しようとする共同体の新たな統一原理として認識されつつあったのである。その当時、そうした民間信仰のエネルギーが結晶して「金光教」「黒住教」などの、いわゆる教派神道が数多く誕生したのであるが、それらがいずれもこの「おかげまいり」と密接な関係の中で形成されていることは注目に価する。すなわち、一方では封建支配からの解放を求めながら、伝統的世界の崩壊の予感の中で、その封建体制を主体的に克服する新たな民族形成運動としてそれらを位置づけることが出来る。「天皇制」も、この種の新興宗教運動の一つであることを丸山照雄は指摘するのである。

近代日本の形成にあたっては、明治政府の官僚機構と共に、新しい統一的共同体を志向する宗教性をおびた、この民族形成運動が大きな役割を果していると思いますが、その状況の中で、政治的な力関係から新しい国家権力の中枢にのしあがり、一方では同類の教派神道諸派を苛酷に弾圧して勢力的優位制を保ちながら、他方では統一的共同体を志向する民衆のエネルギーを吸収して官僚体制をつくり、その民衆の近代化志向意識に支えられて徐々に絶対主義的な権力を強めたのが、明治以降の「天皇制」というものです。だから一方では、同質の宗教に対してはすごい「党派斗争」をやるわけですね。大本教に対する弾圧など、ダイナマイトを使ってすっかり爆破してるんですね。いまの新左翼のどんな党派だってこんなすごいことしませんよ。（笑）

その「宗教的イデオロギー」が巧みに「政治的イデオロギー」に変身して、民衆支配の有効な手段となったのである。だから、天皇制批判はどうしても宗教批判の問題として展開されなければならないのです。この方面への理解を欠落させたところに、これまでのマルクス主義者達の天皇制批判の限界があったのだと思います。私が「政治制度」の問題とともに、特に天皇制を「宗教」の問題としてとらえなければならないといった理由は、そこにあるのです。

七、天皇制による差別と侵略

さて、明治以来の事情の中で、天皇制の役割を考えてみましょう。

そもそも、日本の資本主義は、国内のきびしい身分差別とアジア人民に対する極端な排外主義によって形造られてきました。明治になってから、農民や市民の生活は、江戸時代よりもっと苦しくなったのです。農民の地租は二倍から二・五倍ですね。武士は全部禄を離れて空手形の債券なんかをもらって、仕方なく内職などで生活していた。大金持と貧乏人が分化して、プロレタリアートが形成されるのです。部落差別が拡大強化され、沖縄も明治十二年の「廃藩置県」で本土にくり入れられて、極端な差別行政のもとにおかれることになります。その、部落の問題であれ沖縄の差別であれ、プロレタリアートであれ、極端に抑圧されていくわけですが、一方で三井・三菱・住友の豪商が出て権力と結びついて、階級的に分化してくるわけです。その階級矛盾を解決するのは、革命しかないんです。その頃の社会情勢の矛盾の中で革命がおこるべきだったんです。ところが、それを押さえつけながら国内矛盾のエネルギーをたくみに外部にふりむけて侵略の力にしたのが宗教的な「天皇制国家」の持つ秘密なのです。

国家に宗教性をもたせて、「どんな矛盾があっても、この共同体をこわしてはならない」という絶対的な国体観念で民衆を支配するとき、民衆は、その共同体に所属することに充実感をもって、現実の矛盾を我慢します。この「共同幻想」が支配の本質です。この民衆意識を利用して、差別と仰圧のもとにおかれた人の中から、国家の方針に従って死んだ者だけを「神」とまつるために「靖国神社」をつくり、「天皇」が参拝する。この構造の中では、人びとは貧困化すればするほど、抑圧をされればされるほど、それからの解放を求めて「神になる」要求をもつに至った。

それは国家を是非・善悪で問わないどころか、その「国家」と「天皇」に「敵対する」というアジアの侵略のために動員されてしまった。つまり、宗教性にもとずく民族性を利用して階級性を隠蔽し、そのエネルギーを侵略のエネルギーに転化したのです。そういう構造の中で、「宗教」としての天皇制は非常に有効性を発揮するんです。

たとえば部落民がメンバーにいたということで「爆弾三勇士」というものが「軍神」としてデッチあげられますと、それが部落の人を国家に動員する、非常な力になる。そして、一番忠勇の日本軍人として自分の身を挺するということがおこるのです。あれは部落を軍国主義にくみこむ大々的なキャンペーンだったのです。

沖縄における皇民化教育でも、同じ構造があるのではないでしょうか。明治以来の「宗教としての」天皇制の支配構造といいうものは、ざっと以上のようであったと思います。その中に労働者階級も政党も、知識人も、みな動員されてしまったのです。今「象徴天皇」であっても、訪米や靖国神社に参拝させる策動においてねらっているのは、そのような効果でないでしょうか。

以上の点から、今日、天皇制を「宗教」の問題としてとらえて批判することは、「だから天皇制をどうするか」というレベルの問題だけではなく、それを支えるナショナリズムの問題と、それを巧みに利用しながら権力支配を貫徹しようとする、現代の構造そのものへの批判とならなければならないのであります。勇しい政治党派の諸君に対しても私が提起したいと思うのは、以上の問題です。

率直に言いまして、宗教意識というものは、常に人間を体制にとりこむ役割を果たす。そこを徹底していくときに、本当に天皇制批判が出来ると思います。いずれ宗教の問題に関しては、あらためて考える機会があると思います。

とにかく僕は、こういう立場でがんばっていこうと、考えてるんです。

――拍　手――

※　これは、九・三〇天皇訪米阻止の沖縄での集会の講演を、桑原氏の了解を得て掲載したものです。

3. 沖縄にとって天皇とは何か

――ひめゆりから皇太子火炎ビン事件まで――

新里金福（沖縄歴史評論家　支持する会（関東）よびかけ人）

〈過剰警備のなかの皇太子訪沖〉

沖縄と天皇のかかわりについて語ろうとすれば、どうしてもまず去る七月一七日、ひめゆりの塔でおこった「火炎ビン事件」を避けて通るわけにはいかない。

その日、皇太子は海洋博の名誉総裁として一九日の開会式に出席するため、夫妻で沖縄へ上陸した。上陸したというのは、陸海空から火器に守られ、皇太子訪沖に反対する沖縄の人びとを暴力で排除しながら、夫妻は沖縄に第一歩を印したからである。

機動隊三、八〇〇人、装甲車二〇〇台。これが陸の守りであった。火器を備えた完全武装の戦闘部隊である。それが空港から南部の戦跡まで、沿道をかためた。空港周辺では二メートルおきに警官が立って通行人をチェックするといった、過剰警備ぶりであった。むろん県警だけでは間に合わなくて、機動隊も装甲車もその大半が本土から来援したものであった。

陸上の警備だけではまだ心もとなかったとみえ、警備本部は第一一管区海上保安本部の巡視船七隻を那覇港と那覇空港の周辺海域にパトロールさせ、さらに南部戦跡上空にはヘリコプター二機を飛ばせるといった、念の入れようだった。戦前戦後を通じ、沖縄では史上空前の大規模な警備体制である。

こうした緊迫のなかを、皇太子夫妻を乗せた日航特別機931便は海洋博会場上空で旋回した後、定刻どおり東上空から那覇空港北側の二番スポットでエンジンを止めた。さながら上陸作戦下の敵前上陸のような趣があった。

どうして、このような無理を押してまで、皇太子が沖縄を訪問しなければならなかったのか。いうまでもなく、その背景にのっぴきならぬ政治的動機があり、七二年返還、海洋博、皇太子訪沖と進展する日本の資本と権力の政策展開が、皇太子

訪沖を抜きにしては完結しなかったからである。

皇太子訪沖に対して、沖縄では賛否両派が激しく対立、緊張の度を高めていた。賛成派は経済界、自民党、生長の家を主体に組織された「歓迎実行委員会」に、日思会という右翼団体が加わっていた。それらの団体が何も知らない老人クラブの老人やミチコ見たさのミーちゃんハーちゃんを狩り出して日の丸の小旗を配り、空港周辺に歓迎の人垣をつくらせていた。その総勢二千ばかり。日思会の面々はカーキー色の戦闘服や白い水兵服に身をかため、大日章旗を頭上にひるがえして、さながら出陣前の特攻隊のような悲愴な面持で待機し、歓迎陣にものものしい雰囲気を添えていた。

反対派は国公労、自治労のほか、沖教組、全軍労、マスコミ労などの労組、それに共産同戦旗派反主流、沖縄解放同盟、中核派、革マルなどの新左翼諸派、それに琉大や沖大の学生が加わり、職場や街頭でデモや集会を催して「反対」の意思を表明し、「阻止」の行動を展開した。特に県学連、全学連、反戦青年会、県労協青年協、それに国公労、全軍労、自治労、マスコミ労の青年部など、若い学生、青年労働者は街頭で激しいデモをおこない、糸満市から県庁までのデモコースと、県庁から那覇軍港までのデモコースでは、規制する機動隊とデモ隊との間で小ぜりあいがおこった。

皇太子訪沖に直接間接、反対の意思を表明したのは、組織労働者、学生、新左翼諸派を合わせただけでも五万をくだらなかった。これらの人びとの意思と行動を無視し排除しての皇太子の沖縄上陸作戦であり、上陸強行だった。だからこそ、空前の警備体制となり、火器と装甲車の銃先はむろん歓迎陣ではなく、反対派にもっぱら向けられていたのである。

意思を暴力によって規制され抑圧されたものの行動が過激化するのは、いわば避けがたいダイナミズムといってよい。こうして、ひめゆりの塔における「火炎ビン事件」は起こるべくして起こった。

＜思いもかけぬ出来事が……＞

午後〇時四〇分、つゆ払いの白バイ二台が赤ランプを点滅させながら夫妻の車を先導、空港で待機中の黒塗りの高級車に夫妻は乗って、最初の訪問地南部戦跡へ向かった。皇太子は濃紺のスーツ、美智子は淡い紺色のスーツに白い縁どりのある広つばの黒の帽子だった。国道332号には五メートルおきに警官が配備され、水ももらさぬ厳戒態勢で、夫妻の車が通りすぎても警官の隊列は不動の姿勢を崩さなかった。

皇太子夫妻が通過する糸満市では、「歓迎委員会」の配った日の丸の小旗を手にした人びとが、早くも沿道に出てチラホ

ラと歓迎の列をつくりはじめていた。ひめゆりの塔の構内はその日のために玉砂利を敷きつめ、きれいに掃き清められてあった。木陰には南国の真夏の強い陽射を避けて、遺族会の人びとと県の幹部四・五〇人が数時間前から待機、それらの人びとに「歓迎委員会」の人びとが日の丸の小旗を配り歩いていた。周辺んはものものしい警備陣と報道陣が待ちうけ、反対を唱えるグループの姿は見られず、約五〇〇人ほどの歓迎の群集が立ちつくしていた。

皇太子夫妻の車列は別に何事もなく、糸満市内にすべり込んできた。が、市内を抜ける前に、白銀堂病院の前にさしかかった時、その病院の三階のベランダから、夫妻の車列を目がけて火炎ビンが三、四本投げつけられ、続いて角材や空ビンも投げられた。が、投げられた火炎ビンや角材は車列の後方機動隊警備車の近くに落ち、火炎ビンの一部が路上で燃え上がったほかは、けが人は出なかった。投げたのは学生風の二人の男で、その場で火炎ビン取り締り法違反で警官に逮捕された。

ひやりとする場面を切り抜けて、車列はようやくひめゆりの塔にたどり着いた。午後一時ごろであった。黒塗りの高級車から降り立った夫妻は沿道の人びとに笑みを浮かべて軽く会釈を送り、ひめゆりの塔の前に進み出た。まず皇太子が白菊の花を献げ、深々と頭を下げた。その後で、旧沖縄第一高女教師で、ひめゆり同窓会会長の源ゆき（七一）から目の前の第三外科壕で散った一八八人の女子学生の最後について説明を聞いた。南国の空は青く晴れて、三〇年前の同じ夏、この壕で若い乙女たちが生命を散らした日と同じように、白い入道雲がまぶしく立っていた。

午後一時二五分、夫妻は心もち伸び上がるように壕の入口に視線を注いで、説明に耳を傾けていた。と、その時、パーンと火炎ビンの鋭い炸裂音が鳴り、続いてパチパチと爆竹の破裂音が響いた。

見ると、壕のなかから赤ヘルメットと黒ヘルメットの二人の若い男が飛び出し、「天皇糾弾」「皇太子沖縄上陸糾弾」と叫んでいる。茶色の火炎ビンが献花台に当たり、約三メートルの高さで炎を噴いて燃えあがった。夫妻の足元から二メートルに足らない場所だった。

一瞬、美智子の体が傾き、鋭く短い悲鳴が口からもれた。皇太子は半腰になって腰を抜かし、顔面蒼白になって声も出なかった。その二人をよそに、県の幹部連が塔とは反対の方向に走り、警備陣もそれにつられるように、二人を残して五、六歩うしろいさりして逃げた。

その後で思い出したように警備隊十数人が柵を越えて、火炎ビンを投げた二人の男のところへ突進、壕の入口のところで二人を取り押えた。その騒ぎで側近警衛の皇宮警察官の一人が深さ五メートルの壕のなかに転落、額に大けがをした。その

間、遺族や同窓会の婦人らが逃げまどい、なかには泣き出すものもいた。そのなかを、皇太子夫妻は護衛の人垣に守られて車にもどり、それを小走りに追いすがる屋良沖縄県知事が、人びとのもみ合いで倒れ、混乱する群集に踏みしだかれた。

思いもかけぬ出来事であった。二人の若い男のヘルメットには、黒ヘルメットに「沖縄解放同盟」、赤ヘルメットには「反帝」と書いてあった。二人は暴力行為等処罪に関する法律違反、火炎ビン使用等の処罪に関する法律違反、公務執行防害、傷害の現行犯として逮捕された。が、壕内に潜伏して警備陣の裏をかく戦法に、警備当局はすっかり足をすくわれて、あわてふためいた。取り押えた二人の処置もうまくいかなかった。手錠を持った警官は現場に一人もおらず、そのためオロオロと処置に迷うばかり。機動隊五、六人が二人の手足をつかんで、手取り足取りで場外に運び出す始末だった。

皇太子夫妻に随行、沖縄県立平和祈念資料館に着いた屋良知事は、「まったく申し訳ございません。両殿下は戦争がすんでから長い間、沖縄が特殊な情勢におかれていたことをよく理解されているのに」と、深く頭を下げた。また、皇太子訪沖の警備最高責任者、加藤晶海洋博総合警備本部長は同日午後六時五〇分、県警で記者会見をして、「警備終了後、責任をとる」と発表した。

一方、同じ一七日午後、沖縄解放同盟、日本反帝戦線、沖縄反帝戦線は、那覇市の与儀公園で記者会見をし、「糸満市の白銀堂病院とひめゆりの塔における火炎ビン事件は、皇太子上陸阻止、海洋博反対の一環として三セトクが貫徹した共同闘争であった」ことを明らかにした。

以上が新日、毎日、読売、沖縄タイムス、琉球新報五紙の報道を総合した「火炎ビン事件」の経緯である。

〈火炎ビン事件の思想的背景〉

後でわかったところによると、ひめゆりの塔で決起した二人の青年は壕のなかで十数日間すごした。煮たきをすると居場所がわかるので、買い込んでいった罐詰その他の食糧で日をすごしながら、壕のなかに未整理のまま放置されていた遺骨を拾い集めて手厚く手向けた。こうやって、いわば沖縄戦で犠牲になった人びとの霊と寝食を共にして、決起の日を待った。そして、決起の当日は、その遺骨を背負って壕の外に飛び出したというのである。気まぐれや偶然に起こった事件でなく、長い、それこそ数百年の沖縄の人民の怒りを爆発させた事件だったというしかない。そこには、適確な思想的表現が、期せずして託されていたからである。

試みに、決起した沖縄の青年の糾弾状を全文、引用してみたい。

糾弾状

沖解同（準）本部姫百合決死隊員　知念　功

ついに我々の怨念を満身の怒りをもって爆発させる日がやってきた。恨みつらみの一切を戦犯天皇一族に叩きつける事ができるのだ。

沖縄――「本土」の同朋の諸君。今日という日を我々は何と待ちこがれたことか。みてもみよ。皇太子アキヒトの恐怖にみちた顔を。右翼、天皇主義者のあわてふためく姿を。「皇居」の片すみで青ざめている戦犯天皇ヒロヒトを。いかなる弾圧と警備体制があろうとも、沖縄人民の怒りは天皇制・天皇制イデオロギー攻撃に屈服する「醜い大和人」のノドを突き刺し、日帝―三木の背骨もろとも戦犯天皇一族の鼻をへし折る事は可能である事がはっきりした。

沖縄人はサツマ侵略以来すべてを奪われてきた。明治政府の同化―皇民化攻撃においては虫ケラ同然の屈辱的生活を強いられ、第二次侵略戦争においてはアジア人民虐殺の尖兵としてしたてられてきた。敵から守ってやるといったはずの友軍たる日本軍は、沖縄人を「天皇のために死ね」と恫喝をくりかえし、住民を壕から追い出し、赤ん坊までもスパイ呼ばわりして二十数万の命を奪ってきた。それは天皇制の象徴天皇制としての延命と、引きかえに「本土」と「本土」人民の安住が保障された沖縄戦のの本質であった。しかしそれは過去の事ではない。七二年五・一五「返還」過程の最後にして最大の攻撃たる海洋博は、「沖縄の起爆剤」と称して沖縄の全てを破壊し奪い尽くさんとし、大和人に忠誠を誓う沖縄人をつくり出さんとしている。しかしながら決死隊を最優先頭にした今日の闘いでその狙いは見事にクサビを打ちこまれたといえよう。

流された血は血であがなわれなければならない。沖縄戦における同朋の血で染まる摩文仁が丘は沖縄人の手に奪いかえされなければならない。そうであるがゆえに今日の闘いは大成功をおさめたのだ。

沖縄の兄弟、姉妹達。

更に大胆に闘いを展開しよう。摩文仁が丘決戦の勝利を海洋博爆砕へ向け進撃しよう。闘うアジアの、朝鮮、中国人民との連帯、血債をかけた闘いとはまさしくこの闘いである。天皇制、天皇制イデオロギー攻撃に対する闘いとは糾弾を突破した闘いへと突き進む事は今鮮明となった。勝利の日まで必死で闘い抜け。共に奮闘せん。

皇太子沖縄上陸決死阻止、海洋博粉砕

大日本民族主義粉砕、沖縄解放

闘う沖縄青年は団結せよ！

一九七五年七月一七日

これで、決起した青年たちの動機が何であったか、おおよそ見当がつく。彼らの動機は「海洋博粉砕」「皇太子来沖阻止」をはるかに越えて、天皇制の破砕に向けられていた。そして、そうすることによって過去の隷属と屈辱の沖縄の歴史を総括し、そこから自立とアジアへの連帯を導き出し、その導き出した新しい視座から、今も天皇制と密月状態にある日本（本土）人の沖縄とアジアの犠牲に対する感受性の鈍感さを鋭く批判している。

四人の青年の決起によって、沖縄の歴史は大きく方向転換を遂げ、ひめゆりの塔は「侵略の聖地」に転化した。彼らの闘いを支持する会の呼びかけ文にも、次のように書かれている。

「沖縄解放同盟（準）二青年と「本土」二青年の四人の決起は何を意味するのか。差別と侵略の元凶として、戦前も戦後も変わることなく日帝の野望の推進役をつとめ、そしてその野望を隠蔽してきた天皇制を撃つことによって、一六〇九年以降、四〇〇年になんなんとする沖縄の屈辱と隷属の歴史に、方向転換を与えたのである。

四人の青年の決起を境に、沖縄の歴史は自立と大義の方向へ第一歩を踏み出し、そして帝国主義戦争の「聖地」ひめゆりの塔は沖縄ばかりか、日本を含むアジアの人民解放の聖地に転化した。この新しい歩みが持続されるかぎり、やがて沖縄の地から、日米両帝国主義の醜悪な軍事基地と公害基地は叩き出され、新たな夜明けが沖縄を訪れるであろう。

＜ひめゆり部隊の最後＞

沖縄戦ひとつ取っても、それは尋常な戦闘ではなかった。そこには明らかに沖縄差別が露骨な形で顕在化している。糾弾

状にもあるとおり、沖縄戦で沖縄の人びとがこわがったのは、敵弾より日本軍の指令と不信の目だった。

四月一日の米軍沖縄本島上陸以来、驟雨とぬかるみのなかで二〇〇ないし三〇〇メートルという至近距離で敵と対峙し、白兵戦をまじえながら、沖縄戦は激戦を重ねた。それが六月二二日未明、沖縄本島最南端の陣地摩文仁八五高地で、日本軍の最高司令官牛島満中将と参謀長長勇中将の自刃によって終結を告げた。三月二三日の米艦隊沖縄接近から数えて九旬余、四月一日の米軍沖縄本島上陸から数えても八三日間の凄絶で悲惨な戦闘であった。

その間、敗走する南部戦線で、ひめゆり部隊の一八八人を含め女子中等学校生二四九人が散り、鉄血勤皇隊の男子中等学校生七三三人が戦死した。沖縄戦がどれほど住民をまきぞえにした無定見な戦闘であったかは、日本軍の死者が一一万に対して、非戦闘員の沖縄住民が一四万余もこの戦闘で死んだ事実に、如実に表われている。現地招集を受けた郷土防衛隊の沖縄人も加えれば、沖縄戦で死んだ沖縄人の数は二〇万を優に越えるのである。

しかし、問題は死者の数だけにあるのではない。その死に様が異常で、悲惨だったところに、問題の核心は秘められている。敗北を糊塗しようとする職業軍人たちのために、沖縄の人びとはスパイ容疑をかけられ、足手まといだとソデにされ、はては沖縄を守るために内地人のオレたちが犠牲になると逆恨みを受けて、殺害されていった。

渡嘉敷島では守備隊長の命令で、島民三二九人が集団自決を強いられて死んだ。久米島では根もないスパイ容疑で五家族一七人が皆殺しにされたうえ、家ごと焼き捨てられた。それに学童疎開船対馬丸の遭難事件で、学童八〇〇人を含む一、五〇〇人の沖縄人の命が散った。

個人的な事件では、北部の戦線で「御真影」の包みを胸にだいて戦野をさ迷う小学校の校長が、あの包みがあやしいと、日本軍にスパイ容疑をかけられ、うしろからピストルで射たれて即死した。また南部の戦線では、泣き声で敵に所在がばれると、抜刀した日本軍の将校に強制されて、わが乳飲児を刺した母親もある。

悲惨な事例は数え上げればきりがない。しかし、ここで注目しなければならないことは、沖縄戦が大本営の意図的な誘導作戦によって招来されたという事実である。比島戦で苦杯を喫した大本営は、一九四四年一一月、沖縄にあった第三二軍から精強の第九師団を引き抜き、台湾に転用した。ということは、比島戦後、次の攻撃地を台湾にするか沖縄にするか、それとも九州にするか決しかねていた米軍を、沖縄に誘導するための作戦だったということができる。というのも、敵の守りの薄いところを攻撃するのが、戦闘の常通だからである。

はたして、米軍は比島についで沖縄へ攻撃をかけてきた。精強な主力を引き抜かれて、第三二軍司令官牛島満中将は、米軍の沖縄上陸以前から、すでに戦意を失っていたと伝えられる。

沖縄戦は決して偶発的な戦闘ではなかった。いわば日本近代化の総決算としてもたらされた必然的な結末であった。沖縄にまつわる「差別」は何も沖縄戦にはじまったものではなく、一八七九年の琉球処分、さらにさかのぼれば一六〇九年の島津侵入以降のものだったからである。そして、特に一八七九年以降の悲惨な沖縄史の背景には、抜きがたいものとして天皇制がかかわっていた。そのことを、われわれは忘れてはならない。

＜沖縄の不幸と悲惨の元兇＞

琉球処分は民族の統一だったという説もあるが、それが真っ赤なウソなのは、分島政治問題をみれば歴然としている。もともと琉球処分は歩兵大隊四〇〇人、巡査一六〇人余という暴力で有無いわさずに強行された併合であった。だからこそ「廃藩置県」といわずに「琉球処分」と呼ばれるのである。こうして、日本は中国からグラント前米大統領を介して処分に横槍がはいった時、すかさず政策を転換して、沖縄のうち南半分の両先島を中国に割譲するから、その代わり中国大陸における通商貿易権を日本に与えてもらいたいという、いわゆる「分島政治案」を持ち出した。それも、琉球処分の当の年にである。

端的にいって、これは日本資本主義の市場開拓のために沖縄を切り売りしようという交渉だったわけで、そこには沖縄の結合も分離も日本の利益次第といった植民地主義的発想が秘められていた。あまりのことに、自由民権運動の指導者の一人植木枝盛は「琉球を分断するより、琉球を独立させるべきだ。自らの独立を維持しようとするものが、他国の独立を侵してはならぬ」といった主旨の論文を「愛国新誌」第二六号に発表して、日本政府の政策を批判したくらいだった。

こんな体たらくだったから、処分後は沖縄では地方自治も国政参加も凍結したまま、旧慣温存政策が展開された。県知事ももっぱら本土からやってきて、それも他府県と違って予算決定権が内務省のほか独断専行が自由という、植民地総督官相当の権力を誇る存在であった。

こうした状況に対して明治二〇年代には宮古の農民たちが農民運動をおこし、また明治三〇年代には本島南部出身のインテリ謝花昇たちが自由民権運動を展開して抵抗した。が、日本政府は土地や税制を改革して、収奪のための制度の手なおし

はしたものの、地方自治や国政参加など民権に関する改革には手をつけようとしなかった。そのため、民権運動を展開した謝花など、県当局の弾圧で狂死するといった非業な最後を遂げている。

その後、明治四〇年代には日本民族主義を背景に沖縄学が台頭して、「沖縄人も日本民族である。だから制度上の差別をされるいわれはない」といった主張をはじめた。それと軌を同じくして、なし崩し的に沖縄にも地方自治や国政参加が制限つきで与えられはじめた。そして、一九二一年には、地方自治も国政参加も本土並みとなった。が、その後の沖縄の歴史は解放に向かわずに、ますます悲惨の度を加えていった。

貧困は進行して、一九二七年には赤字が八〇〇万台となり、それを背景にソテツ地獄が実現した。飢餓である。が、その沖縄から日本政府は本土の沖縄相当県宮崎の実質六倍もの国税超過徴収をしていた。そして、一方では方言撲滅運動が文教政策として展開され、同化のために沖縄人は自らの母語さえ奪われることになった。そのあげくのはてが、すなわち沖縄戦であった。

沖縄に即して天皇制をみるならば、沖縄にまつわる「差別」も「戦争」も天皇制と不可分の関わりがある。沖縄の近代史は差別と戦争に血塗られた不幸と悲惨の歴史だったが、その沖縄の不幸と悲惨の元兇が、ほかならぬ天皇制であった。天皇制とは支配者を不可侵の神に祭り上げる思想を背景とするものであるが、それが差別を生むのは不可避的な必然である。人間以上の人間を人為的に造出すれば、人間以下の人間も人為的に造出さなければならないからである。「現人神」と「非人」の対応が、そのことを端的に示している。人間の非人間的存在への両極分解である。

こうして、日本近代化における被差別部落、朝鮮、アイヌ、沖縄など、マイノリティに対する差別の温存強化が、天皇制によって増幅され正当化された。しかも、この被差別集団への集団的差別をテコに、天皇制を中軸とする選ばれた日本民族という虚構の排外的民族共同体意識が形成され、その意識をバネにアジアへの差別と侵略が強行された。「現人神」と「神州」という選民的対応概念が、そのことを如実に物語っている。

日本近代国家は資本主義と同時に天皇制家族国家とは人間不在の差別国家であり、侵略国家であった。国家とは階級支配の道具であるとは社会科学のイロハであろうが、その国家を家庭になぞらえれば、階級的矛盾は隠蔽され、かつ外化されなければならない。そういう側面にも、日本近代国家が差別を内包した侵略国家とならざるをえない深い根源があろう。日清、日露を手はじめに第一次世界大戦、シベリア出兵、山東出兵、済南事件、満州事変、日華事変、太平洋戦争と、日本近代国

家は際限もない戦争につぐ戦争の歴史に血塗られている。それも、維新の当初から征韓論、征台論、琉球処分と、対外的膨張の衝動に突き動かされた侵略国家であった。

むろん、沖縄をめぐる「差別」も「戦争」も、その背景に資本主義社会の搾取と膨張政策が秘められている。しかし、こうした資本主義社会の矛盾を隠蔽し増幅する存在として、天皇制が機能していたこともまぎれもない。その点、天皇制と日本資本主義とは切っても切れぬ共犯関係にある。その天皇制の犯罪性が敗戦によっても何ら根源的に問われなかったところに、今日みられるように日帝の復活を許し、公害世界一という世界に冠たる公害王国に日本が転落した原因があったろう。

〈七二年返還とは何であったか〉

戦後、天皇は人間宣言をした。それにもかかわらず、天皇は日本の「国家」と「国民統合」の「象徴」として、今も唯一絶対的存在である。つまり、今も国民が天皇に取って代わることはできない。ということは、今も潜在的には日本人民の生命が一銭五厘におとしめられたままということになる。そこに実は世界に冠たる公害日本の出現の秘密がある。

戦時中、軍馬でさえ、三〇〇〇円はしたが、兵隊は一銭五厘で招集することができた。一匹の軍馬の値段で二〇万の兵隊を招集することができたのである。こうして、人的資源として、ただ同然に戦場に投じられ、使い捨てにされた民衆の生命は、今はところを変えて国内の公害地獄で、使い捨てにされているということである。現在、交通公害も含めれば一日平均の公害死者が、日清戦争時の一日平均の戦死者の数をはるかに越えている事実を、われわれは見据えなければならない。

それなら七二年返還とは何であったか。つきるところ、それは公害に象徴されるように独占化にともなって激化した内的予盾に悩む日本帝国主義と、ベトナムでの敗北でアジアの暴力支配の再編を強いられたアメリカ帝国主義との相互補強と延命策にすぎなかった。だからこそ、ニクソン・ドクトリンと四次防計画と同時進行の七二年返還であり、その七二年返還の内実化としての海洋博も産軍複合体の構築のかくれみのとならざるをえなかった。つまり、「アジア人をしてアジア人と戦わせよ」というニクソン・ドクトリンの展開に協力して日本がアジアの暴力支配の片棒をかつぐ代わりに、沖縄の施政権は日本に還してもらい、その沖縄を日本は内的矛盾を外化するための経済的軍事的基地として利用しようということである。

海洋博とその関連事業がどれほど産軍両面の目的をになわされているかは、例えば海洋博にともなう海底地図の作製が、いくいくは海底基地や海底資源の開発に利用できることを見ても明らかである。関連事業の通信交通網の整備や港湾空港の

整備が、産軍両面の目的にそのまま流用できるのはむろんのことであろう。こうして、七二年返還は沖縄の矛盾を何ひとつ解消せず、むしろそれを増幅する方向に進みつつある。アメリカ軍の軍事基地と日本企業の公害基地のせめぎ合いが、そのことを端的に象徴している。とりわけ、金武湾においては六四万坪の海域が埋め立てられ、そこに四日市の三倍規模のCTS（石油備蓄基地）が三菱資本によって建設されようとしている。

そればかりではない。返還後、米軍基地の半分を越える総面積八パーセントの土地が二年そこそこで日本資本の手に落ち、物価は東京の物価上昇率の二倍半もの上昇率を示している。あまつさえ、返還にともなう基地の合理化や地場産業の倒産で、労働人口の五・七パーセントに達する二万三千人の完全失業者が巷にあふれている。

こうした事態の進展のなかで、沖縄の人びとの日本復帰に対する幻想は幻滅へと急速に変化していった。それを明確に示すものが世論調査の結果で、それによると七二年四月に七一パーセントも日本復帰に期待を寄せていた沖縄の人びとが、同年一一月には五二パーセントへ、七三年四月には一五パーセントへと、激減していった。

ひめゆりの塔で決起した青年たちの行動に対して、まるで異常な少数派の行動であるかのように、本土のマスコミは報道したが、しかし、こうした世論の動向を背景とした青年たちの決起であったことを見落してはならないであろう。実をいえば、日本の資本と権力による沖縄支配は、戦前も戦後も本質的には何ら変わるところがなかった。一口にいって、それは自らの繁栄と延命をはかるために沖縄を利用するといったものであった。こうして、普段は差別して利用し、非常の時は切り捨てて利用するといった政策がとられてきた。

政治的にも経済的にも、そうであった。政治的には琉球処分と分島政治案、それに五二年サンフランシスコ条約と七二年返還がそれである。経済的には戦時中は一五パーセントの差別をつけた資金で使い、戦後不況になればさっそく職場から追放して、「朝鮮人ならびに沖縄人お断り」の札を門前に立てた第一次世界大戦前後の日本企業のやり方に、端的にそれは表われている。

五二年サ条約と七二年返還では、なるほど分離と結合と現象こそ違うが、しかもそれが日本の資本と権力の延命のための布石といった本質は不変である。いやむしろ、五二年サ条約より七二年返還の方が、事態はより深刻化している。というのも、七二年返還には、時を隔てて「二一年本土並み政策」と同質の日帝の危険な野望が秘められているからである。「本土並み一体化」という歌い文句から皇太子訪沖まで、二一年と七二年が相似形なのは決して偶然ではない。

二一年の皇太子訪沖は今の天皇が皇太子時代に、ヨーロッパ巡遊の途次、訪問したものであるが、それがどれほど意図的なものであったかは、その時の巡遊艦香取の艦長に沖縄出身の海軍小将漢那憲和が選ばれていることからも明らかである。ところが二一年の皇太子訪沖の後、沖縄の歴史は「ソテツ地獄」につぐ「沖縄戦」の悲惨な歴史であった。日本の歴史に即していえば、あの呪われた泥沼の一五年戦争のはしりが、皇太子のヨーロッパ巡遊であり、沖縄訪問であった。

もしも七二年返還政策が日本の資本と権力の思いどおりに進展すれば、七二年以降の日本と沖縄の歴史の進展が、そのまま二一年以降の日本と沖縄の歴史の進展と同じコースをたどるであろうことは、たやすく予測のつくところである。というのも、二一年本土並み政策も、七二年沖縄返還も、沖縄差別からアジア侵略への結節点として、まったく同じ帝国主義的な動機に衝き動かされた政策展開だからである。

こうした危機の本質をじゅうぶんに把握したうえでの、ひめゆりの塔での青年たちの決起であったことは、糾弾文を一読すればたやすく了解できることである。

＜問われる本国労働者の立場＞

皇太子来沖に対する沖縄の人びとの意見は賛否両論にわかれたといわれる。町の声を拾ってみたい。まず歓迎派の代表的な意見は「日本人であるかぎり、皇室が認められているこの日本で戦争責任をうんぬんして騒ぐのはおかしい。どこの県でも国家行事に際し、皇室関係者を快く迎えている」（那覇市・税理市・田本信勇・50）という意見であろう。なかには「美智子妃殿下がみたくて那覇から出かけた。豊見城村の海軍壕の近くで念願がかなった。実にきれいな方でもうワクワク」（女子高校生・17）というのもある。そして、金城遺族会会長の掛念は「皇太子訪沖に反対すれば、沖縄人の民族性が疑われる」というものである。沖縄人の日本民族性が疑われれば、結局、損をするのは沖縄人という配慮である。ひめゆり部隊の死の背景にも、同じ配慮があったとみてまちがいない。

歓迎の声に対して、反対の声も多い。それも、歓迎の声が皇太子訪沖とともに線香花火のように消えてしまったのに反し、反対の声が皇太子訪沖後、むしろじわじわと持続的に新聞の声欄などに反映されていることは、注目に価しよう。代表的なものを拾ってみると、こうである。「沖縄にとってこれまで皇室は縁遠い存在だったが、海洋博をきっかけに皇太子が来沖したことはある意味で天皇制を県民に押しつけるものである。火炎ビン事件についても私としては支持したい」（那覇・会

社員・24）。「来沖反対が本土人の差別強化につながるからそんな〝非国民的な〟自殺行為はやめよう、というオリコウな県民がいる。戦前の卑屈さ、惨めさ、を再現してくれているようだ。皇室崇拝が日本国民へのパスポートと考えている没主体的、非歴史的、中央志向的人間がまたぞろ増えている。沖縄には沖縄の主張がある。非国民のレッテルをはりつけられてもいいではないか。天皇制というヤクザな理国尽な鎖を断ち切った時、われわれは真に人間的に解放されるのである」（石垣市・江川義久・教員）

以上は沖縄の新聞に反映された声からピックアップしたが、一一月一四日付けの「朝日新聞」朝刊＜声＞欄には、次のような投書も掲載されている。

「七月に皇太子ご夫妻が来沖した際に沖縄と〝本土〟の青年が糸満市の白銀堂病院から火炎びんを投げ、その裁判が行われている。インフレや失業を引き起こしている海洋博に反対し、沖縄戦で十数万の民間人の生命まで奪った戦争責任の追及ということだっただけに、全国的にも注目されていると思う。

ところで十月二十七日の第二回公判の際に、交通渋滞で開延時刻に遅れた一人の女性が傍聴を延更によってはばまれた。空席があるならば裁判途中であっても傍聴を許さないということはないはずである。しかるに、なぜ入場できないかと聞いても、〝答える必要がない〟として一方的にはばむとはどういうことか。最近のＣＴＳ反対の訴訟にあっても、漁民の訴えを聞かず、県の準備書面だけをもって審理を打ち切った。復帰後、官公労のストライキ権が奪われたり、教育委員が任命制になったり、民主的権利が大幅に制限される中で、裁判も〝本土〟をまねしておかしくなってゆくようである。

物価が上がって生活が苦しくなり、民権が奪われるなら、復帰そのものの是非が問われるだろう」（宜野湾市・山田義雄・会社員・27）

青年たちの決起について、革新系の人びとのなかにも、「心情的には理解できないわけではないが、あの行動については否定せざるを得ない」（沖縄原水協理事長・仲吉良新）と、行動を批判する人はいる。しかし、暴力を問題にする場合、民衆の暴力だけを問題にして、権力の暴力を無視する時、大きな陥穽におちいる恐れがある。

ひめゆりの塔で皇太子に投げられたものは、火炎ビン一個であった。が、皇太子を護衛するために用意された暴力は火器で装備された三、八〇〇人の機動隊と二〇〇台の装甲車、それに七隻の巡視船とヘリ二機であった。事実、ひめゆりの塔で二人の青年が決起した時、いあわせた警備陣五〇余人のピストルの銃口は一斉に二人に向けられたのである。

民衆の暴力だけ否定して、権力の暴力を不問にする時、再びファッシズムに通を開くことだけはまぎれもない。天皇と日帝を正面から撃つことなしに、日帝本国労働者が自らの問題を解決しようとすれば、意図に反してファッシズムに道を譲る結果になることは、泥沼の一五年戦争が何よりも雄弁に物語っている。

米騒動に見られるように、第一次世界大戦中から激化した日本の民衆の闘いが、やがて本国労働者の立場にとどまり、台湾や朝鮮の米を安く買い叩くといった産米植民地の犠牲の上に解決された結果が、あの一五年戦争であった。そして、その一五年戦争でアジアの人民が三、〇〇〇万、日本人民が三〇〇万、沖縄人民が二〇万も殺害された。

アメリカの核の下でアジアと沖縄を犠牲にしながら、再び自らの延命と繁栄を保証しようとする天皇と日帝の意国に今日、日本人民が無感覚であるならば、形をかえた泥沼の一五年戦争が現前し、他者の首までしめる結果をもたらすであろうことは、火を見るより明らかというべきであろう。「皇太子火炎ビン事件」が問いかけている問題は、日本の民衆にとって、決して他人事ではないのである。

※　文中、敬称はすべて省略した。

第Ⅱ部　徳田球一関係論文集

1. 圧迫と貧困の中から

徳田正次

〈一家の柱〉兄球一は私にとってはよい兄であり、厳しくやさしい父がわりの兄だった。

兄が十一歳のとき父は他界した。細腕ひとつの母をたすけて、妹二人、弟一人を父がわりに世話した兄の姿は今でもあざやかに思い出される。兄弟思いの兄だった。

あるときは「お前たちにいいものを作ってあげる」といって、目白なんかを入れる籠を竹で作ってくれて、高い木に平気でのぼってモチで鳥をとってきたりした。また、兄は籠を作るのがうまくて、自分で考えた落し籠という、二段構えの籠で、メスをおとりに入れておいて、さそわれたオスが入るとパタッと落ちて取るような仕掛けで、これを木の上につるしておく。自分で創案して作ったものでした。家の近くの警察の前の大きな榕樹の木に登って、「お前たちに小鳥をとってやる」とかごをぶらさげて行って、その一番上から落っこちて、人事不省になったこともあった。そのときの傷が大人になってからもまだ頭に残っていた。

母が用事があって那覇の祖母のところにいって兄弟ばかりのときや、暴風雨の晩など、兄が大将で、皆んなを集めて、いろいろと四方山話しを聞かせたり、綴方を皆に作らせてこういうところはこう書いた方がいいだろうと一人一人に教えてくれた。「わが家」という題をだされたのを今でも覚えている。

私の姉（球一の妹ツル）が病気のとき、父方の祖母と一しょに私をつれて蛙をとりにいった。夕方になって、山びこのひびくように私をよんで家路についたことが目の前に浮ぶようだ。

〝日はおちて山影遠くこだまする
　　川をへだてて兄のよび声〟

母は祖母に変って、とってきた蛙のスープなどをつくって、病気の姉にやったりした。

兄はまた幼年時代から親孝行だった。父がわりになって母を助けた。私ども弟や妹が何でも物をほしがってねだったりすると、「そういうものは必要ではない。そんなものがなくても愉快である」といって、私たちが満足するように常

に導いた。菓子などほしがると、「さあおいで木を植えよう」といって庭に木を植え、この木にきれいな花が咲くよ、といって楽しませてくれた。ただなだめるだけでなく、必ずほかのことをしてみせて、楽しませてくれたものでした。

町芝居などがかかると、他の人々はさかんに見にいったが、母は、いけないと厳重に禁じていた。兄も、そんな人ごみのところにいく必要はない、といって私どもをたしなめた。兄自身は、芝居もすきだし、芸術も愛したが、わるいものをみないようにと弟妹を導いた。その頃家では母を中心にして印刷の職人が何人かいたのですが、兄は、母に対して、食物を平等に食べないといかん、子供のわれわれと職人と別個なめしを食べさすことはいけないと主張して、常にいかなるものでも皆に分け与えて、母に実行させていた。

私は兄弟中でもいちばん父母の愛におぼれていたのですが、兄は常に厳格に導き、私が父母にあまえているのをふせいでくれた。今になって考えると兄は父のかわりをつとめていたのだと思う。

〈兄の教訓〉獄中にあったときも、私がたずねていくと、常にほがらかで、逆に私は兄にはげまされて帰ってきた。また共に飯をくい、酒をのんで話しをするときも、あらゆる自分の体験を語り、例をひいて、常にすべてをすてないと自分も完成しないし、なさんとするなにごともなしえないと話してくれた。

獄中からの手紙はとても要領のよいものだった。必要な

ことを箇条書きにして、しかも文面は常に愛情にみちたものであった。私が自分の悩んでいる問題などについて、どうしたらいいだろうかと手紙でたずねると、返信がきて、それには「困っていることを通り抜けるには、その困っていることを避けないで、その環境の中から抜け出る道を自ら把握していくことが必要である。そのための努力は常に愉快のうちにつづけていかなければいけない」といってよこした。私はよくその言葉をかみしめました。

兄は自分の兄弟でも、他人に対しても平等に考えていた。かって私の妻が満洲から帰ってきて肺病で病院に入院したとき、兄が見舞に来てくれたことがあったが、兄は私の妻の見舞と共に、同じように病院にいる他の人々をも見舞っていきました。兄が来てくれた翌日など、妻は兄さんが来てくれたので、今日はとても気もちがよく、ほがらかになったといっていた。

兄の死が発表になってから、姉（徳田たつ）と何か遺品はないだろうかと話し合ったのですが、何一つ残っていないと話された。昔からそうであったが、服なども古いのはすぐ同志にやるし、いつも着ている一着しかなかった。総てにおいて、自分の私用しているものはまったくなく、常に欲のない生活であった。常に惜しみなき愛情と、細心の注意をおこたらず大事に会しては動ぜぬというはばの広い大きなどっしりとしたことが、兄の日常の生活の中ににじみでていた。かって私が旅したときビルマからインドをめざして、アラカン山脈を渡るときのことでした。この大山脈はパミールの高原にみなもとを発している山脈で、大きくうねりをうった大山脈は密雲のなかからいくつも重なった山脈が頭をだし、かぎりない大海原のごとくつきるところを知らず、そのみごとなのに立ちすくんで眺めつつ、その大山脈が兄の姿のように思われて、思わず涙がこぼれることがあった。私はそのときどんな難艱に遭遇しても常に兄と共にいると心づよく感じ、非常に愉快に目的を達することができた。

私が今日までいろいろと困難を通りぬけて、無事歩むことができたのは、まったく兄が父がわりになって教えてくれたたまものであるということを回想して、夢の中にも兄をしたい兄を思っていた。

兄を失った悲しみの涙の中から、平和陣営の絶対勝利を確信した。それはジョリオー・キュリーが科学の進歩によって必ず戦争はないと確言したが、われわれの平和の運動は、地下水のごとときものであって、地下水は万物をそだてるものであり、「地下水枯れば万物枯る」のである。全世界に向って平和を呼びかけることは、多くの人々のために多くの幸福をもたらす尊い力強い運動であると決心した。

〈少年時代〉兄は一八九四年（明治二十七年）一月十二日、沖縄県国頭郡名護村にうまれた。父は徳田佐平、母はマカト。当時父は郡役所の書記をしていた。ソロバンは天才といわれ、三人に別々な数をいわせて、左右の両方の手でソ

ロバンを入れ、一人のいうことは暗算でやり一度たりとも誤りのないことで有名だった。よく酒をのみ、琉歌、和歌なども作った。母はしっかり者で家で印刷屋をやり、雑貨商などもかねていた。

兄はだんだん生長するにしたがって、近所の人々から「球一はどんな人間になるだろう」と期待される子供になり、神童といわれた。じつに美少年で、水もしたたるようだったと、当時の知人は語っている。小学校へ上るとき年齢を一つごまかして七歳で上った。

兄は親孝行だった。私の郷里は道がわるく川には橋もなく、歩いてわたらなければならないようなところがあり、兄はいつも母を背負って川を渡った。兄弟思いでもあった。父方の祖母にも非常な孝養をつくした。やはり祖母も貧乏な農家にうまれ、母方の祖母とちがって慾のない、などやかな人だった。この祖母にかわいがられ、蛙とりにはいつも兄をつれていった。兄はまた料理の手伝いをした。だから兄は大人になってからも肉の切り方、魚の煮方など料理がすきだった。

明治三十八年二月父は三十九才で死んだ。そのとき兄は十一歳、私は三歳だった。兄は細腕一つの母をたすけて、妹二人ツルとふさと、それに私のめんどうをみなければならなかった。妹の矢野克子はまだ腹の中にあった。

わずか十一歳の兄はよく父がわりをつとめて、兄弟を世話し、母の助けとなった。

＜反逆と同情心から＞兄自身いっているように兄が共産主義者になったのには、生れながらの特殊な事情があった。

もともと父方は鹿児島県鹿児島市の出身であり、母方は同じ鹿児島県の川内市新田神社の附近に墳墓の地がある。祖父は鹿児島で旧藩時代に船乗りからだんだん立身してきた廻船問屋だった。西南戦争のとき、西郷派であった祖父は、その資金調達の役目をやっていた。そのため、戦にやぶれ、徹底的にたたかれた。家はやかれ、倉庫はつぶされ、いよいよ国内で商売ができなくなった。そのため、琉球の方面へ、商売にでかけることになり、ここから、徳田家は琉球に根をもつようになった。琉球に船をもってきて、外国からいろいろな物資を非常に安く買い、それを鹿児島や門司や大阪に売りさばく商売をしていた。そういう船問屋はみんな琉球で女をもっていた。わたしたちの父はそういう鹿児島人とその妾の琉球の女とのあいだにうまれたのである。わたしの母もやはりそういう船問屋の主人と琉球人の妾とのあいだにうまれた。祖母はひどい貧農の娘で、その生れ故郷の家はまるでブタ小屋のようなあばらやだった。祖母はそういうところに生れ、女郎に売られやがて祖父の妾になってわたしたちの父をうんだ。母も同じようにうまれた。母方の祖母は、貧乏な職人の家にうまれ、その家には女の子が三人いたが、二人まで女郎に売られた。私たちの祖母も売られた。

母方の祖母は、高利貸をしながら泥藍を売っていた。兄は家が貧乏だったため、この祖母の家で十三歳のときから中学をでるまで、家庭的な雑務から書きものや計算をしたり、掛金とりの手伝いをしたりした。こういうふうに若いとき

から高利貸などがどんなにして農民や労働者を搾取し、貧民を搾取する過程をすっかり覚えてしまった。だから、金をかりにくる人に、必ずトコトンまでしぼりとられるから、決して借るな、いまに私がもうけて助けてやるからと説明したそうである。

兄は小さいときからむきな正義派だった。だから祖母にはうんと憎まれた。中学のときにも靴を買ってもらえず、叔父から古靴をかりて体操のときだけはいたが、大きくてパカパカするので靴ずれや豆ができて苦労した。

それをみながら祖母はかまってくれなかった。どうしても困るときには家のぞうりをはいたり下駄をはいたりしたが、そうすると祖母からひどい目にあわされた。そんな状態のなかにそだったので、まずしい人々への圧迫や不正にたいする反感が非常に強かった。

兄は、幼年にしてすでに父がわりをしたり、善良な祖母と、わるい祖母などに育てられて、社会の荒波を身にうけ、社会の罪悪面を身近くみせつけられたので、弱い人たちにたいする同情と、それらの人々をまもろうとする気もちが若いときから強かった。そして小学校五年のとき最初のストライキをやった。

それは、校長が琉球人でなく、「琉球人のばかやろ」とどなったりして、ざんぎゃくなわるい人間だとこれに反感をもって同盟休校をした。兄は、小学校入学から出るまで級長だったので、偶然このストライキの指導をすることになった。

兄が中学に入って一年のとき、漢文の先生は後に講談社の社長となった野間清治だった。教室では石童丸の話や講談、浪花節のようなことばかりやっていた。しかも遊廓を下宿として毎日酔ぱらって出勤した。兄は怒って、「この野郎琉球人を馬鹿にしておる」と大変憤慨していた。

＜乱暴な中学生＞兄は他の人よりも若くて十二歳で中学生になった。家が貧乏で中学へゆくために叔父の世話にならなければならなかった。祖母（母方）がこの家の実権者で、高利貸や泥藍商をしていた。中学へやってもらうかわりに、広い家の掃除や、ランプのほやみがきや、祖母の書記などしながら下男同様であった。きるものは全部叔父のお古で、手も足もかくれてしまいそうなだぶだぶの洋服をたくしあげたくしあげ、大きい三角頭を小さなからだのうえにのっけて、はねまわっていた。金属製のべんとう箱だけは叔父のお古がさがらないので、どんぶりで代用した。どんぶりにめしをつめこんで、その中に梅ぼしかたくあんをならべ、ふろしきにつつんでぶらぶらさげて学校へいった。家では叔父の圧迫がつづき下男同様の雑用で、兄はだんだん乱暴になっていた。二年、三年となるにつれて友人の家にとまったりして叔父の家をあけるようになった。そして非常に不規則をするようになった。

その頃の友人の話では、二つも三つも年上のものと一しょになったので生意気だったという。そのほかは別に変った特別な男ではなかった。煙草吸うのも十二か十三、酒も十五歳位からのんでいた。きれいなお月様の下でよく労働者たちと拳をやった。学校から帰ってきて本を風呂敷から出したことがない。翌日の弁当をとりかえるだけで開けたことがない。夜はあそんでいるので、学校ではいねむりばかりしている。だから成績はいつも中以下だった。しかし、算数は最も得意とするところだったらしく、試験前など二時間位の勉強ですませていた。地理、歴史も得意だった。兄の保証人だった金城清松という病院の院長は、兄のことで校長によびつけられて、いつももらいさげの役目だった。中学四年のとき、叔父と大げんかをしてしまった。叔父は日本刀をかつぎだし、兄はまきをもちだし数時間対抗した。二人ともけがをした。叔父のところにいられなくて、学友の安次嶺氏のところへ家庭教師としてころがりこんだ。この母も兄が乱暴したりするので心配して中学の教師の家にあずけた。

四年から五年にすすむとき、東京までの修学旅行があった。東京で、乱暴組の兄たちが数人で酒をのみ生徒のたいぐうが悪いと引率の教師の部屋にねじこみ大あばれをするというさわぎをやってさっそく謹慎処分となって、教師の家にもいられなくなった。一年あけていた叔父の家が、ちょうど帰れる状態になったのでまた帰り、中学卒業まですみこんだ。

保証人だった金城さんが、卒業がもう真近かの頃、お前は一体どれ位の成績がとれるか勉強してみたらどうだといった。そのうちに兄は勉強をはじめた。そして卒業の時は八番だった。これをみて友人達はおどろいたそうである。

また兄はその頃体は小さく美少年だった。喧嘩をしたら負けそうだと思っても、自分からは引かない。いくらたたかれても、ボロボロ涙をだしながらも絶対まけたとはいわない。

相手につきとばされ、何んでなぐられようが、耳にかみついてちぎれるまで離さない。泰蔵伯父の結婚のとき、喧嘩をして、耳にかじりつき、血をふきだして口中まっかになってしまった。その頃を知っている友人達は、だから獄中十八年でも転向しっこないと語っていた。

その頃、伯父さんの相手になって剣道をやっていたが、これも上手ではないが、例の調子で頑張る。また碁も少しやったがうまくはない。相手にさかんに、こうやればいいとか、それはいけないとか、えらそうなことばかりいっているといったふうでした。

〈一年有半を熱読〉ちょうど中学二年のとき、木下尚江の「良人の自白」を読んでいた。兄はそのころ那覇の叔父の家にすみこみ、一里もある首里の中学へ通っていた。同じ家のおもてがわを借りて医者の金城清松氏が開業していた。

兄はその金城氏の書斎へよく入って本をかりて読んでいた。金城氏の友人で移民の先駆者遠山久三氏が書いた、沖縄の貧しさ、それからの解放のための移民の話など熱をわかして読んだ。

金城氏の友人の金城時男という人が中江兆民の「一年有半」を金城氏のところへもってきた。兄もそれを借りて読んだ。兄は、三ページと読まないうちに、いままで読んだどんな本にもまったくなかったものを感じ、それにひきつけられて息もつかずに読んでしまったようである。それは、中江兆民の革命的な熱情と権力に対するたたかいの精神であった、と兄自身語っている。

また中学五年のとき、幸徳秋水の「社会主義真髄」を読んでいる。兄自身もいっているように、中学時代の中ごろまでは、人道主義とデカタンの混成しているというような状態であった。そのうちにうすいながらアナーキスティックな傾向もまじっていた。こういう兄の生活の中で、その思想のわかれめのときに「良人の自白」「社会主義真髄」等を読んだのである。

〈最初の上京〉一九一一年（明治四十四年）三月、兄は首里の中学を卒業した。そして東京神田の予備校へはいるため沖縄をはなれた。家は非常に貧しく大学へやるのなど想像できないほど困難だった。しかし、慶応をやめて沖縄にとじこめになった父や、祖母は、このことを後悔して、球一だけは大学までやりたいと念願していた。母もそれを期待し、医者になることをすすめた。

三月末、那覇から東京へでる途中、鹿児島の母方の本家によると、祖母は、ひとりで東京へでる兄をはげまして、「東京へゆくならこれをもってゆきなさい」と、大事にしていた時計をだしてきた。兄はそのとき、時計ももちろんほしかったのであるが、金の方がもっとほしかったので、「時計はいらない、金の方がいい」といって、十円もらって祖母の家を辞した。東京へ向う兄のふところは、すでに、そのくらいさびしかった。

上京すると山之端松正ドクターが新橋駅まで迎えに来てくれた。山之端氏は今はハワイで病院を経営し、兄の中学一年の頃、祖母（母方）の家で育った人である。芝居でもみようというので、本郷座にいった。喜多村緑郎や伊井蓉峰などの「ほととぎす」であった。その頃は、希望にもえた美少年であった。

さいしょ四谷の父方の叔父の家におちついた。しかし叔父の家があまり暮しもゆたかでないので世話になるのがいやだといって一週間でとびだした。そして本郷の安い下宿の汚い三畳部屋で電燈なしのランプ生活であった。しかし母からの送金の半分をとられてしまうので、ここもやめて、神田猿楽町の先輩の下宿にもぐりこんだ。

わたしたちの父の妹になる祖父の長女は、明治の初年に十六歳で旧幕臣の松本という土木技師と結婚した。この松本

は、ロンドンに留学して帰国し、昔の逓信省に入ったが、日本の役所が官僚的で気にくわないといってまたロンドンにゆき、向うで死んだ。のこされた妻、祖父の長女は、その後亡夫松本の友人仙石貢と再婚した。仙石はのちに憲政会の領袖で「雷おやじ」といわれ鉄道大臣などしてはぶりをきかせていた。この祖母に兄はとても可愛がられた。仙石貢がどこかに旅行するとき祖母は東京駅まで送りにいくのだが、そのたびにわざわざ東京にでてきている兄をよびよせて、一しょにゆかせた。兄は、祖母を背負って駅の階段をのぼって送らせたのだが、その間、大臣となった叔父仙石には一言も挨拶もしなければ目もくれないといった様子だった。

こんなふうにして兄の予備校生活ははじまったが、兄は医者になるのはいやだというようになった。一方では医学校の勉強をしながら「萬朝報」など熱心によんで、社会問題や政治に深い関心をよせるようになった。

この頃十八歳、頭は早熟、からだは晩熟だったが、急に大きくなり、沖縄人としても大男となった。新潟専は受けたが、医者になる気はまったくなかった。

＜萬朝報を読む七高時代＞一九一三年（大正元年）法律をやろうと思って特に七高をえらんだ。木下尚江が弁護士で社会主義運動に関係していることを知っていた。こうした影響も兄の心の底で消しがたい芽をのばしていた。母からの仕送りで学校をつづけることは困難であったが鹿児島に母方の本家があり、資産をもった叔父がいたので、その経済的援助を期待して七高をえらんだ。試験は七月だったので、五月のはじめに東京をたって鹿児島へいった。ふとんと本をのぞいて皆うりはらったが、汽車賃だけで、下駄が買えずぞうりをはいていった。叔父の家においてもらうことになったが、そこでもまた養鶏の番などいいつかっていやな思いをした。

祖母の家で船員などと友達になって焼酎などをもらって飲んで、祖母の下男にふるまってやった。酔っぱらうと裸になって舞いなどやって祖母が非常に厭がったこともあったそうである。七月に七高の試験をうけた。四十二人の合格者のうち八番くらいの成績だった。ところが学校のはじまる九月がくると、叔父は家から通うことを拒絶した。兄はただちに大きな経済的打撃をうけた。寄宿舎に入ったが金が足りなくて、まもなく十ヵ月で中途退学して一九一三年（大正二年）に琉球へ帰っていった。高等学校では、英語の教師に松本という人がいた。この人がいつも琉球人をばかにして、兄がなにか質問すると「きさまは琉球人のくせに、おれにきくことはないじゃないか」と吐くようにいうので、兄はとうとうかんしゃくをおこして、みんなにうったえてストライキをやった。とうとう松本教師を仙台の二高に追いやった。

高等学校ではただ語学ばかりおしえているので、じっにつまらないと、学校の方はほうりっぱなしで自分のすきなことをやっていた。そのころ「萬朝報」が守田有秋の「ドイツ通信」石川三四郎の「フランス通信」などをのせてそれに

社会主義運動のことを書いていたので、そうしたものをむさぼりよんでいた。「萬朝報」は琉球にかえってからも読んでいた。

＜代用教員＞郷里沖縄へ帰って、生地名護から一里半ほど離れた安和の小学校の代用教員となった。

小学校の子供達は貧農で、兄は、子供の鼻をかんでやったり、バリカンをもっていって自分で髪を刈ってやったり、剃ってやったりしてやったので、村の人が非常に恩に思った。名護町から安和村まで二里の道を学校に通勤していたが、村人たちは、先生は遠くから通っているが、私達の村にいた方がいいというようなことで、村中で世話して宿舎を探してやった。このように村の人から非常に親しまれて、兄が先生をやめて弁護士になってからも、名護の母のところへ野菜を運んでくれたりしていた。

＜郡役所の書記＞父と親しかった朝武士干城氏が、代用教員よりもわたしの郡役所に来いというので、教員をやめて、郡役所の書記に抜擢された。仕事で税金取りにゆくのだが、貧しい人には、自分で払ってやったりした。また郡の政策上のことで論議をしてぶつかったこともあった。

その頃、中学の先輩の安次富松蔵という人がいた。札幌農科大学（北大）を出た人で、兄に理解があった。この安次富氏が「貧乏物語」などの本をかしてくれた。この安次富さんは後に、フィリッピンにいって、そこから兄に送金していた。兄が地下活動していたとき、警視庁からよくめあてにして来たという。

＜社会主義者への決意＞しかし、兄の初心はだんだんと大きく熟してきた。どうしても東京へでたくなって、県庁の里見哲次郎という課長に話して、東京貯金局に紹介してもらい築地の貯金局につとめた。一九一七年（大正六年）二月である。そして日大の夜学にも四月には入ることになった。三崎町の日大にちかい今川小路に下宿をみつけて、そこから築地の貯金局まで通った。電車で通うと金がかかるので、兄は毎日ほうばをひきずって、神田から築地まで歩いた。貯金局につとめていた、そのとき十一月七日の「十月社会主義革命」の報をきいた。兄はこの報を聞いて、いよいよ自分自身の歩む方向を決意すべきときがきたと思った。それは貯金局をやめ、弁護士から社会主義運動へのコースを進むことであった。

＜勉強に熱中した苦学時代＞貯金局をやめると間もなく、九段下に事務所をもっていた小野という弁護士の書生にすみこんだ。しかしこの弁護士の人を馬鹿にした態度に我慢がならずその上勉強ができず給料も安く、とてもやっていけないので、翌年の正月半ばにそこをとびだし、神田今川小路のもとの下宿にかえった。

この一九一八年（大正七年）は、兄が不安定な生活とたたかいながら一ばん苦しい勉強をしたときである。

ときに二十五歳。裁判所の写字生をはじめ、いろんな仕事を転々としてやった。一ばん多かったのは筆耕である。

鉄筆をにぎりしめたあとのタコが、その後もずっと残っていた。区役所の臨時雇にもなった。伝染病の消毒ポンプをシュウシュウやって歩いたり、ドブさらいをやった。ちょうどその頃、船員の募集があったので、しばらく船にのれば学資もかせぐことができるだろうと思って募集に応じた。ちょうどその頃それと一しょに東京府庁へ世話してくれる人があって、その方の話がきまって、なんとか勉強をつづけることができた。

こんなことをしながら日大夜学に入ったが、学校へはほとんどゆかずにいた。しかし下宿に一しょにいた友人達は、兄がいつ床について、いつ起きたか全然わからず、夜はいつまでも勉強しており、朝も早くから起きて机に向っていた。だから、友人達は「徳田の机の下は畳がくさる」といったものでした。学校の試験などは簡単にパスしていた。三崎町で友人二人と下宿していた。今でもそのときの友人は次のような思い出を語っている。

「あの男は情のある男だった。一人で食べたり呑んだりすることは絶対にしない男だった。焼酎一杯でも一しょに呑む男でした。むろん、昔からカフェーとかバーというところには行かないで、いつでもおでん屋、焼鳥屋とか安いところへ行ったものです。

また、非常に堅い男でした。友人の下宿などにいってちょうど食事のときなど、御飯を出されたが、どうしても嫌だといって食べない。「煙草吸うぞ」といって、煙草をプカプカ吸っている、「まだ食べないじゃあないか」というと、「いや」といって、「俺の家にはないからお前の家のを吸ってゆくぞ」といって煙草を吸っていました。」

〈米騒動に参加〉一九一八年（大正七年）米騒動がおこったとき、兄は感激してこの騒動に参加した。暴動は深川からはじまり、両国、神田あたりの米倉庫をおそった。兄は両国あたりで暴動に加った。武装の軍隊が出動したのでみな算をみだして逃げた。兄も本郷から天神橋をぬけて、神田の下宿にようやく帰って検挙をまぬがれた。これは兄の大きな大衆運動に参加したはじめての経験だった。すでに社会主義への道に動いていたのです。

〈弁護士となる〉三年間の苦学生活をつづけ、上京してから四年間、一九一九年（大正八年）二十七歳で弁護士になった。判検事登庸の試験をパスし、弁護士の方は落ちたが、しかし司法官にとおれば、一度司法官試補になってやめると弁護士の資格をもつ規定だったので、ひとまず、東京地方裁判所に籍をおき、ちょっとつとめて二ケ月たったらさっさとやめて弁護士になり山崎今朝弥弁護士のもとにいった。しかし、兄自身いっているように、弁護士になるのが目的ではなく、社会主義運動の手段だったのである。

〈命をすてた闘い〉いまはハワイで病院を経営している山之端松正ドクターは、兄の中学一年の頃、祖母（母方）の

家で育った人である。よほど因縁深い方だったとみえ、たまたまハワイから七十二歳の老体をひっさげて日本にきていて、京都の旅館で、兄の訃報をきいた。その山之端さんの話。

「球一君は生れながらの革命児だったよ、彼が十二、三僕が十六歳過ぎていたが、おばあさんのところで一しょのふとんの中に寝起きしていた。水もしたたる美少年だった。よく喧嘩もしたが、年上の僕が一度も勝たなかった。どこまでもおいかけてくるので、とうとう負けてしまった。一度泰蔵（母の弟）と三人で名護（球一の実家）まで歩いて行こうといい出したので、僕と泰蔵は十八里の道程を、二日間で歩こうというのに、一日で歩くといって、どうしてもきかない。とうとう一日でやっつけたが泰蔵はなま爪をはがして、ブリブリ怒って歩いた。ちょうどその頃、木下尚江の「良人の自白」という本を読んで憤慨していた球一は中江兆民の「一年有半」でますますその正義感に拍車をかけた。

大正二年だった。僕が二度目にハワイに行くとき、東京にいって、球一にぜひ会って家の事情を話してくれるようにとお母さんからたのまれたので、よろしうございます、というのでハガキで会見を申しこんだが、なかなか会えない。五日末日、九段の旅館から山崎今朝弥弁護士のところに電話をかけ、夕方旅館に訪ねるという約束ができた。夕方ようやくやってきた。しばらくはしんみりしていたが、尾行づきかというと、『今日はついてくれるな、相手に迷惑をかけてはすまないから、決して心配はいらない』といったのでついてこないという。すると球一は『お伝言は』というので『お前も知っていることだ。家庭上のことだ』当時球一の家は、商売をしていたが、妹に死なれ、経済的に不如意であった。母は長男の球一にたよるしかないと思っていた。母からの事情を球一に伝えた。球一はしばらく沈黙していたが、『おことわり致します』とただ一言。私は『親が苦るしんでいるのを、それを捨てる気か』とはげしくいうと『そうだ』と答える。私は烈火のごとく怒った。すると球一は、『いかに親が大切だといっても、俺以上に大切なものはない。私は今、自分の命をすてて主義のために闘っている。私の命をすててまでやるというのは前からの予定の行動だ。ただそれだけだ』という。私は非常に腹をたてて、『私たちの道徳感では人道にそむき、そんな馬鹿な話があるか。近きより遠きにおよぼすのが道徳だ。親をすくい、兄弟をすくって、しかる後に外におよぼすのが本当の道徳感ではないか』と せめた。もともと多情多感で、涙もろい男で、しばらくほろりとしたようであった。そして『必要な金はどの位か』というので『数十金あればたりる、やってくれ』といったが、しばらく沈黙していた。そして『よろしい、なんとかします』といって、この話はすんだ。

私もハワイにゆくのだからと思って、女中にビールを持ってこさせたが、飲まないといって盃をうけない。なぜ受けないかというと、『今私が運動しているのは酒を飲んですいきょうでやっているのではない。元々すきだが、酒を禁酒

しているのだ』といった。
私はその時一瞬非常に厳しゅくな感じをうけた。それからしばらくいろいろな話をしてねた。翌朝になると彼は『いま私は金がないが、あなたは金をもっているが』というので、私の財布をだした。ずい分たくさん入っていたが、彼はそのうち三十円だけでいいというので、それだけを与えた。すると彼は『あなたがハワイから帰ってきたらそのときは一流料理屋でおごってやろう』と冗談をとばして、二人は元気で別れた。ーそれからまもなく球一はつかまった。
やるだけのことをやりとげた球一君は、ところを得た、決してくやんではいけない、本望だろう。」
（注　「回想の徳田球一」より転載しました。）

2. 二階から消えた従兄徳球 ー 中央公論一九五三年十月号

徳田健次

従兄徳田球一のことについては、何か面白いエピソウドというか、或は特種（？）とでもいうか、そういうものがあったら書いて欲しい……というお話ですが、私としては、九幹部潜行以降はもちろん逢う機会はないし、また逢えるはずのものでもなく、それ以前にしても、終戦時オヤジ球一が十八年間の長期にわたるムショ（刑務所）の独房生活に終止符を打って府中刑務所を出所してから、杉並区阿佐ヵ谷の私の実兄の家で逢うか、さもなければ代々木の党本部でときたま逢っておったくらいのもので、とりたててオヤジ球一のエピソウド等というものは持合せがないので、お断わりしたが、近親から見た球一観で結構であるからという再度のお話で、結局お断わりいたしかねて、党に迷惑を及ぼさぬこと・オヤジ球一の信用にキズをつけぬこと、等を条件にして今までに公表されぬ面を書かして戴くことにした。
私が初めてオヤジ球一と従兄として初対面の挨拶をかわしたのは一九二四年（大正十三年）、私が軍隊を帰休除隊して彼の家に寄寓したときである。当時オヤジ球一は浅草区須賀町（現浅草橋三丁目）の須賀神社の前にあった二階建新築家屋に住んでいて、女手の全くない男のみのやもめ暮しで、当時書生として同居していた人は、後に三・一五事件で獄死した藤原君（本名斎藤）と田中長三郎君の二人であったが、新たに私が書生として割込むことになったのである。
なんといっても男手だけではなにかにつけて不自由であり、また殺風景でもあり、第一世間体もあまり芳しくないので、この辺でオヤジにも世間並みにカムフラージュの意味も含めて女房を持ってもらうことに同志の間に話がまとまり、八方奔走した結果、当時は同志として親しく交際していた荒畑寒村氏の奥サンの世話で、元は西洋料理店の女将だった未亡人と結婚したのである。（当時オヤジは確か三十四五歳位と記憶する）。
オヤジ球一の正確な職業は弁護士であったが、勿論この方面からの収入は一銭も有りようはずはなく、私の知る限りでは、某方面からの党活動資金の一部分と、オヤジ球一に対する個人的なシンパ——特に当時株式仲買人「半」の店主故小林武次郎のオヤジに対する月々の負担は相当莫大な額に達しておったものと思われる（小林対オヤジの関係は後に詳述する）——によって月々の賄いは切り廻されておったものである。
当時は各警察署に高等係と称するものがあって、左右を問わず社会運動をやる頭株のものには必ずこれら高等係の刑

事が専属について尾行したものであるが、オヤジ球一にも蔵前署のYという高等係の巡査部長が尾行役として専属についており、毎朝六時頃には一度は必ずオヤジの家に異状の有る無しを確かめにくる。外部連絡の使い走りや、労組の委員会、はては研究会等で毎晩のようにおそくまで外を飛び廻っているわれわれには、夜の就寝はいつも十一時か十二時、あるいはそれ以後になる場合が多い。それで自然朝起きるのもおそく、七時八時頃になることも間々あるが、そんなときY尾行部長は、われわれが起き出すまで辛抱強く玄関先きで立ったり坐ったり、近所の人々と雑談したりして、時間を潰しておって、われわれ三人の書生のうち唯かが一人玄関の戸を開けるが早いか、朝の挨拶もそこそこに、まず、

「君、先生（球一）は在宅かい？」

と確かめる。そして在宅であることがわかると、そこで初めて安心した笑顔になって、われわれの代人として使い走りを務めてくれる。ヒゲをはやした四十がらみのこの部長さんは、あるときは鍋をさげて豆腐屋へ味噌汁の実を買いに行き、また或るときは八百屋に野菜籠をさげて野菜物を買いに、内心は例えどうあろうとも、表面はいやな顔一つせずによくやってくれた。それというのも、結局はわが身可愛いからで、これも職務のうちと思って諦めてやっていたものに過ぎなかろう。恐らく彼の腹の中では、この小僧め、今に見ろ、俺が直接にバクらなくとも、ほかのサツ（警察）の手で何かヤマ（事件）があったらバクッて（検挙）ヤキを入れてやるから覚えておれ、くらいに考えておったかも知れぬ。しかし、兎に角当時のY尾行部長としては、われわれ三人の書生ッポに臍を曲げられて意地悪く出られては一日も自分の務めが務まらなかったことは事実だ。

この尾行制度は、いろんな弊害が生じたため、後に廃止されたが、尾行が盛んに行なわれておった当時は、随分と奇談珍談が続出して所々方々で話題を賑やかにしたものである。

須賀町時代に足繁く通ってこられた連中で私の気憶にある人々は、渡辺政之輔、山本懸蔵、野坂参二（参三）、野呂栄太郎、国領五郎、杉浦啓一、上田茂樹、高橋貞樹、野田律太等等に、後に精神異状を来たして「我れ世に敗れたり」を書いて鉄道自殺した北浦千太郎（彼は印刷工で学歴は尋卒、選ばれてロシア共産大学に学び、特にロシア語に堪能であったが、改造誌上で福本和夫氏の福本イズムと論争して名をなしたのも彼であったと記憶する。）以上のほかに、労組関係や日共関係で特に親しい人々がかなり多く見られたようだ。そしてこれらの人々が二階座敷に集まると、昼食には必ず鰻の蒲焼を出すことになっておって、これが注文にはいつも私がやらされたが、階下の連中も蒲焼の恩恵には当然浴するので蒲焼の御用聞きはむしろ当方から望むところで、二階の連中が論争に夢中で昼食を忘れるような場合は、階下から催促に行くくらいであった。会議が終えると他に用件のある人は帰り、用のない人たちが居残って雑談から酒

宴が始まる。酔うと必ず琉球の歌が出るのもオヤジ球一の癖の一つであろう。この当時のオヤジは余程渡政の細君に惚れておったと見えて、酒の酔いがまわると必ず渡政氏に、

「オイ、節ちゃんはあれはいいぞ……お前にはもったいない、俺に譲れヨ」

とオヤジ球一が冗談まじりにいうと、当の渡辺政之輔氏はいささかテレた顔つきで、

「テヘヘヘ、冗談いうなヨ、やんなっちゃうナ」

と赭ら顔して肩をすくめるのが渡政の癖であった。事実渡政の細君で丹野節子といえばその当時は労組方面では前衛婦人闘士として相当高くかわれておった人である。

私が居候した翌年頃の出来事と記憶するが、気候もたしか初夏の候のような気がする。この日は特に不断あまり顔をみせない人も来られて、全部で十人近くの同志の人々が二階に集まって、相当重要議題でも審議するのか、議長が決められ、最初は辺りをはばかるような低声で議事が進められていたが、いつのまにか持前の地声になり、時間も予定を過ぎておそくまで激論が闘わされた。勿論そのあいだ親分衆についてきた他のサツの尾行氏三、四人も、会議の内容の漏れるのを防ぐため、失礼ではあったが暫くの間はお茶もださぬことにして家の中へ入ることも遠慮して頂くことにした。いつもなら昼食が済むと、約半数の人はそれぞれ他の仕事のために帰るのが普通であるが、この日に限ってだれ一人として帰るような気配はしない。暫くして酒肴が運ばれて酒宴が始まり、やがて調子づいて口角泡を飛ばす論争になり、ついでインターの合唱から歌謡曲、民謡も飛び出すというテンヤワンヤの大騒ぎ、階下は階下で今まで閉め出しを喰わされてポカンと所在なさそうにしていた尾行氏三、四人の人たちにも、初めてお許しがでて家の中に入ってもらってわれわれ三人の書生も交えて酒肴の御馳走が出る騒ぎ。いつもなら二階座敷への酒肴の運搬はわれわれ家付書生の役目であるのに、この日に限ってわれわれの手は一切構わず、姉さん（オヤジ球一の細君）一人で梯子段を上ったり下りたりして一切を切り廻しておって、われわれ書生の役割は尾行氏等のお相手を勤めたり、酒屋、仕出屋へ注文に行くのが仕事である。そのうちに時刻はだんだん過ぎていって、八時、九時、十時もとうに過ぎて二階の乱痴気騒ぎもいつか平静に返り、その間には一人去り二人去りして来客の人は皆帰宅して、二階座敷には一人の来客も残っておらぬ。結局二階にドグロを廻いて頑張っているのはオヤジ球一のみということになる。階下の尾行氏連中も各自持番の親分衆の尻についていつか御帰館されて、残されたのはオヤジ球一専属の部長一人だけ。いつものオヤジなら二階から便所へ降りてくるついでに、

「イヤ、君、毎晩おそくまで御苦労、今日は俺はもうどこへも出かけねェから、君も家へ帰って休養し給え」

「ハァ……お休みなさい、それじゃァ皆さんお休みなさい、お先へ御免」
とかなんとかいって、チョンと幕になるところであるが、この晩にかぎってオヤジが便所に行くために階下に降りてきた気配がしない。われわれ三人のものも夕方頃に例のあやしげな琉球の歌をスットンきょうな声で一人悦に入って歌っているのを聴いただけで、それ以後はオヤジの声も姿も見かけてはおらない。そうこうするうち、二階の梯子段がミシミシとなって姉さんが下りてきて、
「Yさん、今晩先生は大部酔っぱらってもうお休みになっておられるから、お帰りになったらどう？、大丈夫ョ、本当に二階に寝ておられるんだから、私が責任持って上げるわョ」
「ハァ、それじゃ今晩はもうおそいから帰らして戴きますか、えらく御馳走になってすっかり久しぶりで酔っぱらって良い気持になりましたョ。それじゃァと、どっこいしょ、ア……奥さん、先生によろしく、皆さんもお休みなさい、またあした、お先に御免……」
とかなんとか言って千鳥足のいい御機嫌でこの尾行部長さんは一番最後に御帰館になった。われわれ三人のものも姉サンの言葉に別に不審も抱かず、私も早いとこ二階の皿やビール瓶等の汚れ物を下に降ろそうと思って二階の梯子段を登りかけると、二階から声があって、「いいのョ、もう今夜はおそいから、あした私がゆっくり片づけるわョ。それよか早く戸締りして休んで頂戴」、こう出られると、今更二階へ上っていくわけにも行かず、「それじゃァお休みなさい、お先に失礼します」、と下から声をかけ、われわれは急いでちらかりものを取り片づけて寝ることにした。毎朝の習慣で朝刊新聞は全部一まとめにしてオヤジ球一の寝室に一応私が届けることになっておったので、その翌朝も五、六部の新聞を持って二階に上り、オヤジの寝室をみて驚いた。いつもなら寝床が二つ列べて敷いてあるのに、今朝はただ一組、その一組の寝床の中には姉サンが一人で昨夜来の疲れが出たのかスヤスヤ寝息をかいて休んでる始末。瞬間私はすべてを見てとった。なるほど、それで昨夜からの芝居が読めた。しかし事は重大である。これは絶対に他言は出来ぬ。この家の中で他言の許される人は、今のところ姉サン一人。私としてはいかに親しい同志でも、長サン（田中）や藤原君にこの場の模様を話す必要が生じたときは、いずれ姉サンからわれわれに話があるはず。そこで私はいま持って上った新聞を不用意にももはや必要ないものと解してまた持って降りようとした。その瞬間、いままで熟睡していたはずの姉が細目を開けてジイッと私の顔を見つめ、やがてニッコリ笑って蒲団の中から片腕をのばして、いま私が持ち去ろうとした新聞をこちらによこせというような手振りを示した。なるほど、これは私の落度であった。毎朝の新聞をオヤジが全然眼を通さずに階下に持ってきたことは一度もない。私は不覚にも自分のとろうとした行為に些か赤面しながら、早速

朝刊紙を姉の枕許に置いて逃げ出すような恰好で勿々に二階から降りてきた。
階下の二人は二階の出来事などは全然知らないから、いつもの通り掃除を始めていた。そこへ昨夜したたか酔っぱらっておったYー尾行部長殿がまだ酔いがはっきり取れておらぬのか、些か鰯の痛みかかったような眼をショボつかせながら玄関口に現れて、われわれ三人に、「昨夜はどうも、思いがけないエライ御馳走になっちやって、おかげですっかり良い気持ちになったョ、ときに……」と右の拇指をニュウと突出してわれわれに見せながら、顎をシャクって二階の窓をちよっとにらみ返すようなまねをしてみせた。それに答えるかのように、藤原君が、「ウン、まだお目覚めじゃねェよ、白河夜舟の最中だろうョ」「ちがいねェ……それじゃァ今日は開店休業といくか、ハッハッハッ」と冗談をとばしながら、彼はおもむろにポケットからバットのケースを取り出した。
いつものように朝飯が済むと、われわれ三人に仕事の分担が決められる。五種類からある新聞の政治、経済、社会、労働面の切り抜きと、同時にスクラップに貼りつける仕事、オヤジの代理原稿を作製するもの、所用で外出するもの、各自適材適所で働くわけだ。飯が終って一服していると二階から姉が降りてきて、私にオヤジが呼んでいるから直ぐ二階へ行けという。そこで急いで二階へ上ってみると、後からついてきた姉が私に一通の手紙を渡して、これから直ぐ汽車で茅ガ崎に行って北原氏に会ってこの手紙を渡し、万事北原氏の指図に従って仕事すること、急がずにゆっくり夕方までに帰宅出来ればよいこと等、簡単に話を聞かされて汽車賃と若干の小遣銭をもらって階下に降りて来た。
私の茅ガ崎に行った目的は、北原氏に持参した手紙を示して二人で柳行李一パイに詰込れた重要書類を焼却することが目的であった。勿論、尾行部長はわれわれの日々の行動などは知る由もないし、また知らせる必要もないわけだ。大体の様子は今まで私自身が感知しておった範囲でほぼ推察はついておったが、ハッキリした話は翌日の朝の食卓で姉から聞かされた。尤も、ハッキリにもよりけりで、この日の話というのはただ簡単に、四、五日くらい旅行してくるはずだから、もしサツのものにでも聞かれたらその程度の話なら差支えないでしょう。行き先きは自分にも解らない、また発った日取りは、今朝早く自分達が知らぬ間に発ったといってくれ……という程度の話ぶりであった。こうしてわれわれが姉の口から直接に——現在は不在である——とはっきり聞かされてから、各自の想像でいろいろ話に花を咲かせておるうちに、当の御本人はどこかの港でもはや汽船に乗り込んで涼しい顔をして日本の港を辷り出しておったのかも知れぬ。これは後に渡辺氏から聞された話であるが、オヤジ球一は日本共産党のテーゼ並びに党の活動方針等について、ソ連党本部の質問に答えるための第三回目のソヴェット潜行風景であったそうな。私の記憶に間違いがなければ、同行者は評議会の山本懸蔵他に二、三若い党員の随行者がおったようである。

われわれの態度にようやく不審を抱きはじめたY尾行部長は、近所隣りに躍起になって聞きこみ捜査をやっておったが、皆目わからず、とにかく――家にはおらぬらしい――という見込みはつけたようだ。当局は已むを得ずこの愛すべきピエロに全責任を転稼して、郡部のサツに転勤を命じてこの問題はチョンということにしたが、オヤジ球一が入露したという事実を知ったのは、よほど月日が経って、タス通信から日刊新聞社への入電によって知ったような醜体ぶりであった。

徳田家の祖先というのは元々鹿児島産のもので、祖父作兵衛（注、佐平）は明治になる前後から明治の中頃にかけて鹿児島市で廻船問屋を営み、土地の豪商として羽振りをきかせ、当時は野上ドンか徳田ドンか、といわれたくらいに両家で財産競べもしたものだそうだ。この作兵衛（注、佐平）親爺が明治初年に琉球貿易を開くために琉球に渡って貿易事業を開き、それが好調子に発展すると共に、ついでにあの方面にも好調子で発展したものか、彼地で知った彼女との夜毎の仇枕の結晶がオヤジ球一のテテ親という次第。従って私の父親とは腹違いの兄弟というわけ。私の親爺の方は一腹で六人兄弟、一番上が男子で私の父親、二番目も男子で孫太郎（鹿児島で最初の弁護士、故人）、三番目が長女で徳子、長じて工博石貢（浜口内閣の鉄道大臣、満鉄総裁）に嫁しており、四番、五番がすでに故人、六番目が男子で現在津市居住。

祖父作兵衛（注、佐平）の妻勢以子、われわれの祖母に当るこの人は、非常に孫を可愛いがる人で、特に仙石の孫より徳田の孫の方が可愛いといわれて、オヤジ球一や私の実兄私などは随分我儘に育てられたものだ。特にオヤジ球一は祖母思いで、何かにつけて祖母には孝養を吝しまぬふうであった。それは一九一九年頃と記憶するが、その時分仙石の家でなに不自由なく至れり尽せりの生活を営んでおった祖母が、老衰のため余命いくばくもないと医師に診断され、祖母も死ぬるならば長男のいる祖先の位牌の前で是非死にたいと頑張り、已むを得ずそれならばというので、当時琉球で牧場をひらき緬羊飼育事業をしておった私の親爺長男弥太郎のもとに送り届けることに皆の中で相談がまとめられた。そこで当時鉄道大臣であった長女娘の婿仙石貢をわずらわして特別仕立の一等寝台車で鹿児島まで行き、それからさきは船でということに計画が立てられた。

さて、出発の日が大変だ。なにしろ大臣閣下の御母堂というので、義理にもお見送りせねばならぬ鉄道関係の役人連、この連中の真中にデンと大臣夫人と娘二人が、傍の寝台車の中に静かに寝んでおられる母堂勢以子刀身になにやら御追従笑いをしながらさかんにペチャクチャとオシャベリをしている。だが肝腎の母堂にはこの高官の御夫人や令嬢のお話にはなんの興味もなく、ただ致し方なく調子を合せましょうといわぬばかりに、ウンウン、ソオウ、と軽くうなずかれ

るのみ、何か満たされぬもの足りなさという風情である。

そこへ片方の昇降口からハンチングをアミダに被った赤ら顔のオヤジ球一が汗をふきふき現われ、傍目もやらず一直線に寝台車の方へ近寄って行った。ここに現われた異った二つの姿、片や雷大臣と異名をとる仙石鉄道大臣、片や赤い弁護士、社会主義者の暴れん坊として新聞紙上にお馴染の徳田球一、この正反対の色彩に、居列んでおった敏腕の新聞記者連中も、まさか同じ人を見送りに来ているものとは露知らず、恐らく徳球さんも今度の汽車で西下するのであろうくらいに考えておった。ところがこの徳球さん、記者の予想を裏切って寝台車に乗り込むと一直線に勢以子刀身の寝ついておられるところに行って、叔母に当る大臣夫人に軽く会釈してから、「おバァさん、おそくなってすみません、お体の工合はどうです、足をさすりましょうか」という言葉づかいも、急いできたせいか些か息が弾んでいる。「オウ、球一か、よく来てくれましたネ、きのう耕作や健次に、もうお前さんは見送りに来んでよろしいと申し伝えましたのに」「イヤ、今日はちょっと暇が出来ましたので……それにおバァさんが琉球に行かれればもう二度とお目にかかれませんでしょう。」

「ソウ……私ももう七十六ですからネ、あなたも体に気をつけなさいよ。」

祖母が眼に入れても痛くないと常々人に話もし、また自慢にしておったくらいの孫球一を見つめる眼に自然と涙が溢れてきた。このときばかりは、さすがに物事に動じない徳球の眼底にもキラリと露玉が光ってみえた。

この風景を見せつけられて一番驚いたのは新聞記者諸君である。そうだろう、この一事は新聞記者でなくとも、居合せた善良な市井の人々でも驚いたに違いない。なにしろわが国思想界を代表するといっても誇張ではない片や極左翼の大立物、片や大財閥三菱の金庫を背負って立ってる現職大臣、ゴリゴリの天皇中心主義者。結局この日の勝負はゴリゴリの天皇中心主義者が敗れて赤旗の旗手が勝ったというわけ。おかげで雷大臣の御機嫌すこぶる険悪で、あの鬼瓦みたような御面相に、七面鳥が風邪でも引いた時のような熱気をおびていともの凄く、ムッツリ黙り込んでしまった恰好は手のつけようもない。いずれ江戸のカタキは長崎で討たれるものと、居列んでおった鉄道本省の幹部連中、おぼえず大臣の顔を盗み見て自分の首をそっと撫でて見たそうな、……とはその日の夕刊報道の新橋駅頭の一コマであった。

この雷大臣に私は小さいとき非常に可愛いがられたものである。それというのも、仙石は娘が二人いるきりで、男の児は一人もおらぬ。それで祖母と実兄と私の三人が麻布富士見町の邸に寄寓しておった当時は、私より年下の娘二人と同じように、むしろ実子以上に可愛いがられ、養子になるかと祖母からも聞かれ、噂も出たくらいであるが、生れついたワンパクが甚だしく、学校の成績も余り芳しからぬので、その話はいつか沙汰止みのかたちになった。

しかし叔母は私に甘く、私が軍隊を出てオヤジ球一の家に寄食するようになってからでも、毎日小遣いとして百円宛ては必ず須賀町に送金してくれた。当時の百円は大金で、私はその金で何不自由なく組合運動に専念することが出来た。何しろ錦紗のワイシャツに純金のカフスボタン（八匁で当時買却値段四十円）でサツに検挙されると留置場の看視人が身体検査のとき驚いたくらい。

「テヘェ、大した代物だネ、綿紗のワイシャツとは恐れ入ったネ。労働貴族か、お前は」

ただし、これらの所持品は皆雷親爺の払下げ品である。勿論この裏で私を煽動するのはオヤジ球一である。

「俺は立派な弁護士という職業を持っているまた正統な金の入る道も心得ている。だから俺はどんなに困っても絶対に仙石の叔母の世話にはならぬ。しかし、君は俺の家に居候して目下失業状態にあるのだ、構わぬから仙石の叔母のところへ行って大いにセシメて来い俺が言っておったと叔母に伝えろ」

私はまたその通り麻布の仙石の邸に行って叔母に、

「俺は絶対に仙石の叔母の世話にならん」

という言葉が非常に気に入ってうれしく聞えるらしく、

「球一は偉いョ、球一はしっかりものだョ」

と口癖のように賞めちぎっていた。

それはそのはずで、もしオヤジ球一が直接叔母に会って無心を申出たとしたら、まさか私を欺すようなわけにはいくまい、少しばかりの献金では済まされぬはず、しかも叔母は世間体を非常に気にしているようだ。そうした意味で私には要求額以上の金銭が恵まれ、副産物として親爺の下着や、靴、クツ下等、要求しなかったものまでが景品として添え出されるのがつねであった。

このような気質のオヤジ球一は、同志の面倒も非常によく気づいて見る人で、会合場所等で、冬の寒いときにオーバーなしで凍えている若い組合員がいると、今までかって自分と一面識のあるなしにかかわらず、寒いことには誰しも変りがないと、実に気前よく新調のオーバーやスプリングを惜し気もなくくれたり、姉さんを通じて他人に知られぬよう金品を送っておったことも再々あった。

そういう反面、自分の主義主張と意見を異にするものに対しては、実に厳格にこれと区別をつける。例えそれが親兄弟であろうとも頑として譲ろうとしない。その現われが仙石との没交渉（実の叔母でありながら）、また実妹克子の嫁ぎさき、元参議院議員厚生政務次官矢野酉雄、東京弁護士会元会長奥山八郎（夫人がオヤジと従妹）氏等々と、いわゆ

る世間でいうお義理的な歯の浮くような交際は極力これを排除して、

「一に前進、二に闘争」

わが陣営の信頼出来る同志以外のものはオヤジ球一の眼中になく、曾ての大山郁夫氏の名セリフじゃないが「われわれの行く先きは戦場であり、墓場である」を実践躬行しようとするもののようであった。

「最後に笑うものが、最もよく笑うものである」とはオヤジ球一がつねに口にする言葉であった。

（注、この論文は中央公論十一月号「中央公論九十年にみる世相読物傑作選」より転載しました。）

3. 革命家の幸福

矢野克子

たまさか
店の留守番をいいつかった兄は
一人通りに向って坐っていた
そこへ田舎から出てきて
古着をみる女
金の足りないことをこぼす
「お金はいらないから
　母が帰ってこないうちに
　持ってかえれ」と言う
その頃
兄はいくつであったか

「代議士なんか
　運動してなるたわけものもいる
　貴方でなければと
　たのみにくれば
　なってやってもよい」
その頃
兄は二十二、三であった

〈スマートな兄〉私が小学校四、五年の頃、兄は七高から呼び戻された。学資が続かなくなったらしい。兄は家から二里ばかり田舎の海岸添いの小学校に勤めた。朝早く起きて歩いて通った。先生様で村人たちからも愛された。それから間もなく、名護の郡役所にうつった。私の小学校の隣が郡役所であったので私はお昼休みに運動場に出て、兄たちが郡役所の前庭に出てくるのをたのしみに待った。
スマートでハンサムであったあの頃の兄の姿が彷彿と描かれてくる。
名護の郡役所には、かって父がつとめていたし、その頃の郡長が、朝武士千城という人で、兄がまた同じ郡役所に、同じ郡長のもとに働くようになった。
兄の弁当を私はよく持って行った。
球一さん、球一さんと名護の町ではみんなから敬愛された。
私はまもなく女学校へ進む年頃になった。高等科一年から県立高女の二年に編入試験をうけることになった。試験場に入って行くと兄が監督官であったのでびっくりした。
その頃兄は家の裏屋敷の久場川氏の八畳の座敷を借りて寝起きしていた。夜おそくまであかりがついているというので夜廻りに注意されたりしたことも一度や二度ではなかった。間もなく姉が（球一の妹）県立高女を卒業するようになったので、兄は再び上京したいと母に懇願した。苦学するからお金はいらないと、姉も一しょになって、母をくどき、ついに兄は年来の願望をとげるために上京した。兄からの便りはすべて姉あてにきた。姉は卒業前から体を悪くしていたが、母のただ一人の相談相手になって店のきりもりをした。
次男正次は県立の商業学校、私は県立高女と二人を十八里離れた那覇市の中等学校に入れていることは、母や姉にとってはなかなかの負担であった。苦学とはいっても姉は母にかくれて時々兄にも送っていた。

姉

苦学する兄のために
姉はただ一人の援助者であった
母を援けて
商売の苦しさに
骨身をけずり

透明に面やつれ
矢う日々のささえとも
兄のたよりを
息づかれやすんでは
幾度も幾度も読みきかせていた
母に
みんなが待ちこがれていた兄は
判事になったよろこびも束の間
弁護士となり
どこかへ姿をかくしてしまった。

〈貧しい中から〉母と姉とわたしたちは、兄が立派になって帰ってくるのを、どんなに待ったであろう。母にかくれてお金を送っていた姉の心情はいじらしかった。

判事に合格したとの電報は母と姉を天にも昇るほどよろこばせた。それから間もなく弁護士に合格したときたので、母はわけがわからず、がっかりしてしまった。判事ですすんだ方がどれだけよいかわからないのにと言いつづけた。

お店のほこりを吸うので姉の病気は悪くなる一方であった。母の悲しみは姉の病にかかり、どんなにすれば早くよくなるものかと、あれや、これやと心を砕いた。

貧しい中から私もよい成績で女学校を了えることになり、兄からも卒業したら上京するようにとあったので、学校の推薦する東京女高師に定まった。上京も間近くなったころ、兄徳田球一が、共産党の幹部で、モスコーのアジア民族会議に出席のことなど、大きい活字で内地の新聞はもちろん、沖縄中の新聞に報道された。晴天のへきれきとは、正にこのことであろう。東京と沖縄とをへだてて、ひたすら兄の立身出世を待ちあぐんでいた肉親にとっては、身のおきどころない驚きであった。

共産主義といえば、国賊のように思われていた頃で、私たち母子はまったく途方にくれてしまった。しかし、そんな中で母は常に毅然としてわが子を信じ、私たちもまた兄への敬愛を失うことがなかった。

家宅捜索をうけたが、警察とは隣同志で、巡査とは顔見知りであったので悪くはしなかった。家にはそれらしいもの

は何もなかった。兄の手紙はたくさんあったが、みんな立派なものであった。そんなことから私の進学は駄目になり、就職の道もとざされ、しかたなく師範の講習科にすすみ、県知事賞をもらった。そこで私が高女四年の時に福岡から赴任してきた教育、公民の担任であった矢野酉雄との結婚の話が急に進んだ。

結婚の日も迫った頃、兄が東京に帰ってきた報せをうけたので、私は結婚のことを手紙で出した。兄からはすぐに返信があった。

結婚するならば仕方がない。しかし決して悔いのない結婚をせよ、しかたがないから結婚するというのならよせ、と書いてあった。お祝にと百円封入してあった。大正十二年のことだ。

これより先き、兄のために苦労した姉は病重くなり、私の結婚を待たず、兄の悲しい報せのみでむくいられることなく死んでしまった。

兄は幼いときから学校にゆきたがるので、父が六歳のとき戸籍を七歳にしてもらって一年生に入学させた。父が亡くなったのは十二のときで、父の葬儀がすんで、父の友人たちの居並ぶ席で「僕が立派になって決して母には心配かけませんから」と挨拶するので一同目頭をふいたと母が一つ話にしていたのに、人生はひにくなもので、母のまち望んだ立身出世とはまったくかけ離れた方向にすすみ、涙のかわくひまがなかった。

母が徳田家に興入れのときは、大変なことで、六十になってまで着る衣類を持ってきたと言ったが、それはなによりの子供たちの養育費になった。

〈獄中の兄〉沖縄で兄と別れて以来、十五、六年もたったであろう、たしか昭和十五年の秋であった。

秋陽をさけながら、私は生まれてはじめて刑務所というところを訪うので、なんともいえない気持であった。高い塀をめぐって、しょんぼり入ってゆくと、四畳半位の殺風景な室に通された。待つ間もなく網笠をあみだにかぶった兄が看守につきそわれてあらわれた。

私達の敬愛のシンボルであった兄が、こんな姿になり果てていることを悲しむ表情が、私にあらわれたのであろう、十五、六年振りに会うというのに兄の顔はけわしいものがあった。

私は母がなくなり、姉もなくなったことなど話した。兄はもう言うな、言うな、とはげしく止める。そして自分を転向させにきたのかと言い出す。間もなく、時間です、とつれてゆかれる兄の後姿を見送り、暗然として涙も出なかった。

それから間もなく刑期もすんだか、兄たちのために特別に法律がつくられて、中野の予防拘禁所に移された。

私はもう刑務所というところにこりているので、今度は矢野が一人で訪ねて行った。矢野との初対面の印象は明るく活達で娑婆にいる人よりも、かえってよかったと語った。

それから私達との文通がはじまった。いろいろの本もさし入れることになった。その頃生長の家の理事や、教育部長をしていた矢野は、『生命の実相』『生長の家』『甘露の法雨』などを送った。そんな本は読まないからと送り返してきた。『週報』『科学世界』『天文と気象』など欲しいと言ってきた。『天文と気象』は神田の発行所を探しあて、やっと送ってあげるようにした。『戦争と平和』もいってきたので何冊かまとめて送った。

読み了えたこれ等雑誌や本は三、四ヵ月分ずつ、まとめて送り返してきたが、まったくこくめいによまれ、たくさんの赤線がひかれていた。

私への返信の一節に「鳩便箋などつかって内容の乏しい手紙は止してくれ、紙のきれはしでもよい、もっと生活内容を記してほしい。米はいくらするか、野菜はどうか、暮しのこまごましたことを書いてくれるように」と書いてあった。子供たちも科学的に育てるように、いろいろ細かい注意がしてあった。次の世代をつぐ小さい人々、若い人々に対する関心と愛情は非常に強く、『戦争と平和』の何冊目だったか、これだけはぜひ読ませるように特に言ってきたりした。

矢野は昭和十五年頃より毎年、大陸教化部満鉄、興農部などの招きをうけては満鮮旅行をつづけていたので、しきりに満鮮の事情を知りたがった。

大豆や、コーリャンの出来高、農民のくらし向きなどを個条書きにして質問してきていたのを見ればわが民族や、大陸の人々のうける戦争の影響をつぶさにきわめようと心がけていたのであろう。兄と私たちは思想が根本的にちがっているから兄の要望も黙殺することがあった。

戦争がいよいよきびしくなってきたので、府中に移された。府中に移ったことは、すぐ知らせてきた。眼鏡がこわれたので修理してほしいと送ってきたのですぐ修理して送ってあげた。二度目には修理がきかなくなったので買いたいと言ってきたのでお金を送ってあげると、たくさん送ってもらってと、感謝の念あふるる葉書がきた。便りは一切葉書であったが、細かい字でぎっしりつめて書いてあった。大変立派な便りなので大事にまとめてあったが、みつからなくなってしまって残念である。天候のことは殊に委しく、梅雨の徴候や、湿度の加減と健康におよぼす影響や、暑さ、寒さの変化など驚歎に値するような精確さで予告し、委しく記してきた。家では天気予報の小父さんなどと呼んだ。

昭和二十年四月、東京の空襲がはげしくなった頃、大陸教化部や、満鉄の懇請をうけて後髪をひかれながら、矢野は旅立ってしまった。そのうち、兄から、自分の身辺にも異変があるから至急に会いたいと言ってきた。私は矢野の服や

靴など、取揃えて面会に行った。元気な声で、「そんなものはみんなある。ただ出てから落つく家が欲しい」と言う。

私は答えた。矢野は留守だし、あなたをお預りするわけにはいかない。ちょうど耕作さん（徳田耕作、父の兄の長男）が亡くなったので、たつ未亡人が二軒家を持っているし、娘が二人いますからそちらの方がよいと思う。

早速たのんでくれというので、そのことを未亡人に話した。あなたがいるのにとためらったがよく事情を話しておねがいすることにした。

兄からも便りがあって、たつ未亡人は府中に訪ねて行って、万事話はきまった。

〈獄窓を出て〉府中から出てきた徳田、志賀の一行は、たつ未亡人と二人の娘たちが一生懸命でお世話をすることになった。

朝早くや夜にかけて私はよく訪ねて行った。永い拘禁生活から解放された兄が、どんなことをするのかと心配であった。

ある日、朝早くたずねていくとまだ床の中にいたので枕元に坐りこんで、いろいろ質問をはじめた。

あなたは天皇、天皇と、悪くいわれるが天皇が悪いのではない、側近の政治をするものが悪いのでしょう、というと、命令一下そういう悪い政治を改めさせ得ない天皇がデクノボーだからさ、と逆襲する。

どんな人でもなるほどと、うなずくような言動をしてもらわなければ、人心は離れ、共産党をこわがるようになるのではないですか、と私もまけずにいう。

外に出れば疲れることばかりなので、家に帰ると床をのべて休養をおこたらなかった。寝ながら盛に演説をやっている。これを秘書が速記している。こうして書かれた原稿が新聞や雑誌の原稿となるのである。

私の近所に沖縄から避難してきた姪たちがいる。生活が苦難だし働きたいというので、兄にたのみに行った。党でよかったらあしたからでもよいというので党本部の会計で働くことになった。帰りはいつも十時頃、みんなそんなにおそくまで一生懸命やっているという。球一氏の原稿料はすべて党に収められるとのことであった。

書記長、代議士といそがしい立場にあって一人身ではなにか不自由だ、早く結婚してほしいとの声が高まり、出所以来、親身に世話している従兄の未亡人のたつさんが推薦され宮本顕治氏夫妻の仲介で急に党本部で結婚式をあげた。前にもちよっとふれたが、徳田耕作氏は当時、一流の図案家であって、今も警視庁に入って天井を仰ぐと美しい模様のガラスばりが光っている。これは耕作氏の作で当時、大新聞もとりあげ、一時話題となったほどである。

球一氏入獄以来耕作氏一作は、夫妻して面会、さし入れと、よく友情をつくされてきた小菅にはじめて面会に行った

とき、兄もこれを語って感謝していた。耕作氏は可愛いい娘をつれて、世田谷の家にもたずねてくれた。矢野も心よくこれを迎え杯をかわして、警視庁の図案のことなどもきいた。その後中風に倒れ、長い病床生活に入った。たつ夫人は阿佐ケ谷の町会事務所につとめ、二人の娘の養育につとめたのである。その頃、兄からの便りで、耕作氏がねていて苦労しているから、時々訪ねてくれるように言ってきたので、私は探し求めて、はじめてたつ夫人と二人の娘たちにあった。耕作氏は不運の中に亡くなり葬式にはいち早く私もかけつけた。

兄は終戦後、第一回の衆議院議員の選挙に東京第三区から立候補して見事当選した。第三区は私たちの住んでいる世田ケ谷、目黒地区である。どんな演説をするか区民の関心の具合はどうであるかとよくききに出かけた。演説の内容はいつも私たちの生活問題を具体的にかかげ、ことに税金の使途がどんなになっているか、細かく数字で説明し、これをこんなにすれば負担が少なくなり、生活が楽になると解りやすく訴えて行くので聴衆が共鳴しうなずいたようである。

一度駒沢小学校の演説会に子供たちをつれて、でかけたことがある。私の家に近いので帰りによってもらった。応接間で子供たちにかこまれて質問戦が展開された。十一時になっても伯父との論戦は解決に至らず「今度またやろう」と、秘書をつれて帰ることになった。玄関で「伯父さんは獄中十八年どんな勉強でもしているから君たちはかなわないね」――とニコニコして帰って行った。

終戦一年目、漸く満洲から帰った矢野酉雄は参議院に全国から当選した。兄は衆議院、お互に政治にたずさわるようになってくるとここでお互の思想も政治的活動も、はっきりちがってくるので、人間徳田に対しては親しみを感じつつも、相容れられないものがあった。

五年も前に姿を消した兄は、どこにどうしているのか、健かでいてくれるようにと念じていたのに、今度の通告で驚きと悲しみでしばらくは考えてみる力も失ってしまった。まったく惜しみない献身の生涯であっただけにただに涙がながれるのを止める術もなく、冥福を祈る心で一ぱいである。

弔　詩

――兄徳田球一の霊にささぐ――

ふたたび還って来ない兄よ
妹は、今、霊前にひざまずいて告ぐ
父が亡くなったとき
十三になったあなたと
私達弟妹五人をかかえて
母は孤軍奮闘
生命がけの暮しをつづけた
そんな中で
あなた一人を立派に育てあげればと
あした夕べに
仏壇の前で父に報告し
祈りつづけた
それなのに
幼いあなたの魂は
思いがけない方向に
日一日と成長をつづけていった

地位や名誉や富貴は
紙屑のようなもの
どうしてこんないつわりの社会を
正しいあり方にすることが出来るかと

思いつづけ考えつづけた
その思いはひろがり
漸く一人前になる頃には
もう親や弟妹より
大事な仕事のために
全身全霊をささげる
あなたになった
僕がみなくても
大丈夫母はやってゆけるからと

ついに獄につながれた
わたしの生んだ子が
悪い人になるはずはないと
母はなげき悲しみ
涙をこぼした
しかしその涙の底で
わが子への絶対の信頼は失わなかった

思えば永い十八年
母はあなたの晴の姿をみることなく
他界してしまった
波乱万丈、荊棘の生涯のあなたよ
雄々しくよく生き抜かれた
そしてついに
花開かず実結ぶことなく

淋しく異郷で
かえらぬ人となってしまった
自分につづくものあるを信じつつ

ああ、やさしい兄よ
あなたは沖縄に生れた
わたしたちのふるさと沖縄は
どんなにあなたを待ったことか
亡びゆく沖縄を救い出してくれるものと
百万の魂が呼びつづけていたものを
沖縄をあのままにして亡くなってしまった

はるかなる兄よ
あなたと立場を異にし
共産ではなく
共悦のモラルで
夫と共に生涯を生き抜く決意に
わたしは燃えている
登る道はちがっていても
一つの頂上に向って
沖縄のために
そして日本のために
ひたすらなる精進をつづけよう

寒暖計は三十五度という

この炎熱のさ中に
多くの方々に冥福を祈っていただける
革命家の幸福
両親もきっと満足するにちがいない
今、美しい笑顔で
ありがとう、ありがとう、と
頭を下げている
あなたの顔が
大写しに堂にあふれる

（一九五五、八、一〇日比谷公会堂追悼会にて朗読）

（注・以上の論文及び弔詩は「回想の徳田球一」より転載しました。）

第Ⅲ部　公判関係資料

A　1.　七・一七姫百合の塔、皇太子沖縄上陸阻止、戦犯天皇糾弾斗争公判に向けて

明治の天皇政府が、一六〇名の巡査と四〇〇名の軍隊を琉球処分官の松田道之の沖縄上陸に同道させたように、まったく同じ発想、形態をもって、すなわち、四千数百の機動隊に近代化された大量の治安弾圧機材をバックに上陸してきた、皇太子アキヒトーミチコの姿こそ、沖縄人民にとって明治この方現在に至るまで天皇制とは何たるかを雄弁に物語っていたと言えよう。

圧倒的な武力を背景にした皇太子の行列に対して、人民に一指も触れさせないことこそが天皇制、天皇制イデオロギーの権威と定着の為の必要条件であり、十分条件であった。

それゆえ、白銀病院での痛烈な先制パンチに引き続く、姫百合の塔での強烈なKOパンチは決定的であった。

すなわち、天皇の名に於いて虐殺された「姫百合」の乙女達の眠る場所での知念—小林両氏による徹底糾弾斗争の貫徹と、恥も外聞もなく驚き、逃げまどう皇太子アキヒトーミチコのみっともない姿をテレビや新聞によって全面的に否応なしに暴露されてしまった。天皇主義者達の周章狼狽ぶりは見るも哀れであった。

当初の両氏に対する警察側の逮捕理由がよくそのことを物語っている。

白く、皇太子に対する暴力行為等処罰違反、火炎びんの使用等の処罰違反であり、皇官警官に対する傷害罪、公務執行妨害であり、現在裁判の焦点となっている礼拝所不敬罪は付随的に、単なる疑いとして付いているに過ぎなかった。

そして、二〇日もたった八月七日に、やっと冷静さを取りもどした検察当局は、火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反と礼拝所不敬罪の第一項のみについて共同正犯としてなんとか起訴に持ち込むことができたのであった。

私達は、この逮捕—送検—起訴に至る各段階での罪状適用の目まぐるしい変転ぶりから両氏の行為に対する検察当局の対応の姿勢すなわち、起訴の政治的意図をはっきり認識する必要がある。

この起訴の最大の狙いは、次の二点に帰着する。まず第一に、逮捕時についていた暴力行為等処罰に関する法律違反や傷害罪、公務執行妨害が抜けているのは、徹底的な皇太子アキヒトーミチコ及び皇官警官等の皇室関係者隠しであり、事

件の関係者として法廷の場に彼らが引きずり出され、被告ー弁護団ー傍聴人等の情容赦のない反対尋問を浴びて、徹底的に糾弾、告発されるのを回避せんが為であり、両氏の戦犯天皇糾弾の斗いを単なる一刑事件として葬り去ろうとする為のものである。

第二に、礼拝所不敬罪第一項（姫百合の塔に対する不敬）のみの適用は、アキヒトーミチコに対する正当な糾弾の斗いを逆手にとって、両氏の行為を「姫百合の霊」に対する冒瀆であると歪曲し、「姫百合部隊」の遺族や同窓生と彼らとの間に溝を作り、あわよくば沖縄人民内部の対立に転化せんとした悪辣きわまりないものであり、又、礼拝所不敬罪第二項（皇太子の参拝に対する不敬）の意図的な欠落は第一の点に基ずくものである。

これに対し、白銀病院での、金城ー川野両氏と、「姫百合の塔」での知念ー小林両氏の斗いを断固支持して自発的に結成された、「皇太子沖縄上陸阻止・戦犯天皇糾弾斗争を支持する会」は、即座に沖縄の知念ー上間両弁護士を軸に、先進的な本土弁護士七名の参加を得て統一弁護団を結成し、九月二八日には那覇市民会館で「支持する会」・結成集会を成功させて、九・二九白銀グループ、一〇・姫百合グループの第一公判に向けた取り組みを開始した。

一〇月六日の第一回公判の人定質問に於いて、生年月日を西歴で答えた後、両氏は沖解同活動家知念、戦旗派三里塚現斗団小林と氏名を始めて明らかにした後、この間の裁判所ー検察一体となった長期の接見止攻撃に対して、発言禁止、退廷命令の連発をものともせず、傍聴団と呼応しつつ徹底的に弾劾し抜いたのである。

九・二九の白銀グループに引き続く、法廷内外での長期接見禁止攻撃弾劾の斗いに恐怖した裁判長宮城安理は、一〇月八日両被告団の接見禁止をついに解除せざるを得なかった。

十一月一八日の第二回公判に於いては、まず弁護団によって、被告人の位置を弁護人席の前に移動し、筆記用の机を勝ちとった後、求釈明に入り、検察官の釈明にもならない釈明に対しては五分間の休廷の後断固とした再求釈明を要求して検察側を追いつめていった、その後罪状認否に対する被告の意見表明に移り、まず知念氏が、本公判斗争を沖縄人としてアジア侵略の加担者として歴史の痛苦な自己批判に踏まえて、沖縄戦を媒介に戦犯天皇糾弾の斗いとして断固斗い抜く中で、沖縄解放ー日帝打倒の沖解同の立場を明らかにしていく決意が述べられた。続いて小林君は本土人としての歴史的債務をかけて沖縄人民と連帯して天皇制ー天皇制イデオロギーとの格斗をやり抜く決意を表明し、最後に儀同弁護士の方から検察官の被告に対する起訴攻撃が明らかに天皇隠しを狙った政治的意図が明白な政治裁判であることを裁判長に親切丁寧に教示し、ゆえに、被告ー弁護側の反撃も必然的にその政治的意図を暴露する為には政治ー思想論争が不可欠でありその点に対する裁判所側の公平さがこの裁判の重大なポイントであることを強調して、次回からの公判に対する裁判所の心

構えに明快な方向性を指し示したのである。

2. 公判関係資料

a 起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和五〇年八月七日

那覇地方検察庁
検察官検事　安部正義

那覇地方裁判所　殿

本籍、沖縄県那覇市字繁多川二三番地
住所、不詳
職業、不詳
勾留中　知念功
昭和二五年三月二四日生

本籍、東京都品川区小山台一丁目五四七番地
住所、不詳
職業、不詳
勾留中　小林貢
昭和二五年二月一日生

公訴事実

記

被告人両名は、共謀のうえ、昭和五〇年七月一七日午後一時二四分ごろ、沖縄県糸満市字米須西原一〇五一番地の一所定の礼拝所である「ひめゆりの塔」において、折から、皇太子及び皇太子妃が同所正面の献花台前で、礼拝を終え引き続き、随従員ら多数の佇立する中で、源ゆき子から「ひめゆりの塔」の由来等の説明を受けていた際、ヘルメットをかぶるなどした姿で右礼拝所内の地下自然壕内から同壕開口部にはいあがり、火炎びんおよび爆竹を皇太子らの直近目がけて投げつけ、右火炎びんを右献花台基部付近で発火炎上させるなどし、もって、礼拝所に対し、公然不敬の行為をするとともに、火炎ビンを使用して、人の生命、身体に危険を感じさせたものである。

罪名及び罰状

礼拝所不敬、刑法第一八八条第一項、第六〇条

火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反

同法第二条第一項、刑法第六〇条

b 求釈明書（省略）

c 釈明書

礼拝所不敬、火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反

右　同　　知念　功

小林　貢

右被告人らに対する頭書被告事件につき、昭和五〇年一一月八日付書面で、弁護人から起訴状に対する釈明要求のあった事項につき、左記のとおり釈明する。

昭和五〇年一一月一四日

那覇地方検察庁

検察官検事　安部　義　㊞

那覇地方裁判所刑事第二部　殿

記

番号	求釈明事項	釈明
1	一、「共謀のうえ」とあるが、共謀は被告人二名間の共謀の趣旨か。	公訴事実記載のとおりである。
	二、共謀の日時、場所	共謀の日時、場所は不明であるが、本件犯行時には本件共謀は成立していない。
	三、共謀の具体的内容	公訴事実記載のとおりである。
2	一、「ひめゆりの塔」とあるが、「ひめゆりの塔」というのは塔のことか。	「ひめゆりの塔」とよばれている礼拝所の事である。
	二、周辺の地域を含むのか。含むとすれば確定できる場所的範囲。	礼拝所としての「ひめゆりの塔」は、本件壕背部の納骨堂及び壕の周囲に設けられたさくの内部並びにその前面に設けられている敷花台を含むさくの直近周辺部分である。

3	三、「ひめゆりの塔」が礼拝所となった時期、経緯。	訴因の特定に不必要であるから、釈明の限りでない。
	四、「ひめゆりの塔」の管理者。	訴因の特定に不必要であるから、釈明の限りでない。
	一、「「随従員ら多数の佇立する中で」とあるが、随従員とは何か。	警衛規則（昭和四四年国家公安委員会規則第二号）第三六条第一項で準用される同規則第一一条に定める者をいう。
	二、多数とは何名か。	字句のとおり多数である。
4	一、「火炎びん及び爆竹を皇太子らの直近目がけて投げつけとあるが、火炎びんの本数、爆竹の本数。	火炎びん一本及び爆竹二個である。
	二、「皇太子ら」の「ら」は誰を含む趣旨か。	皇太子妃及び源ゆき子である。
	三、「皇太子らの直近めがけて」とは皇太子自身をめがけたものではないという趣旨か。	字句のとおりである。
	四、皇太子に対する傷害、暴行の故意はないという趣旨か。	要であるから、釈明の限りでない。
	五、直近とは具体的にどれくらいの距離か。	約二ないし三メートルである。

	六、火炎びん、爆竹を投げつけた行為をしたのは誰か。	火炎びんを投げつけたのは被告人知念である。爆竹を投げつけたのは、被告人らの中のいずれであるか不詳である。
5	「公然不敬の行為」とは、記載事実（被告人らの行為）のどれを指すものか。	公訴事実記載の状況のもとで、被告人らの行動として記載している行為一切を指すものである。
6	「人の生命、身体の危険」は具体的には誰れに対する危険を指すものであるか。	皇太子、皇太子妃、源ゆき子及びその付近にいた随従員、供奉者、警察官及び皇宮護衛官らである。
7	被告人らの行為は皇太子に向けられたものであり、礼拝所に向けられた行為ではないから、刑法第五四条の「犯罪の手段」に過ぎないのに、これのみを起訴し、本来的行為を起訴しないのはどういう配慮なのか。	訴因の特定に不必要であるから、釈明の限りでない。
8	皇太子及び皇太子妃の国籍、住所、氏名を明らかにされたい。	訴因の特定に不必要であるから、釈明の限りでない。

d 罪状に関する意見

沖解同被告　知念　功

私は沖縄解放同盟の決死隊員として革命的「本土」青年小林氏と共に、「皇太子はくるな」「天皇は沖縄戦の責任を取れ」などの全琉的な沖縄人民の歴史的怨念の怒りの渦と我々の警告を一切無視し、機動隊と右翼に守られて沖縄に強行上陸した皇太子アキヒト、ミチコの空涙によるインチキ猿芝居を姫百合の塔において粉砕し、沖縄ー「日本」、沖縄ーアジアに於ける天皇制に対する闘いの突破口を白銀決死隊と共に沖縄人の責務として闘い抜き新たな地平を切り拓いた。

正しくその闘いは、七・二〇海洋博爆砕闘争の前段闘争として、反海洋博、反天皇（制）の闘いがあらゆる手段を使った永続的な闘いであろう事を予期するのに充分な質を含んだ闘いである。

沖縄と沖縄人に対する差別、抑圧軍事支配の貫徹の徹底を、皇太子強行上陸で乗り切らんとしていた日帝ー三木の策謀は、「返還攻撃以降の一切の矛盾をおおい隠す為人民統治支配の頂点に天皇を登場させる以外にその延命の道がない事を自ら暴露するに至った。

幾度となく計画されていたにもかかわらず破産の連続であった天皇ヒロヒトの沖縄上陸策動は、是が非でも実現させなければならない第一の課題としてあらゆる試案が練られていた。

それにもかかわらず、何ら展望を見いだす事ができず結局は、皇太子アキヒト・ミチコなら親近感もあるだろうしという淡い望みと、機動隊の力で沖縄上陸を強行することを宣言し、史上最大の準戒厳令体制でもってのり切らんとした。

スムーズに沖縄上陸をという天皇主義者の期待とは裏腹に大失敗に終ったその狙いは、皇太子アキヒト、ミチコを何がなんでも摩仁ケ丘ー南部戦跡に登場させ、機動隊、私服に守られた空涙でもって戦後の決着としての沖縄戦の責任の清算と、天皇ヒロヒトの沖縄上陸の足がかりを得んとするものであり、天皇と日本軍（日本人）に虐殺された沖縄人の骨に唾を吐きかける公然冒瀆であった。

この様に右翼、勝共連合などの天皇主義者を動員して沖縄戦を美化し、阿鼻叫喚の歴史を偽造し、沖縄戦犠牲者を「英霊」化する皇太子の沖縄上陸は、沖縄を大和人の注目の的とし、沖縄も日本だ、なるナショナリズムをまきおこし、沖縄の「海洋進取性」「海洋民族性」を煽動し、沖縄人を尖兵とした侵略主義、排外主義でもって日米軍事基地を更に強化し

日米帝国主義の危機的現実を朝鮮侵略でのり切らんが為の国家総動員体制構築たる海洋博と密接な関係を持ち、海洋博名誉総裁に名を借りた天皇制、天皇制イデオロギー攻撃以外の何ものでもないことは明らかである。

ところで、戦犯たる天皇ヒロヒトが敗戦後「本土」各地を回って「日の丸」の旗に酔いしれて天皇制の安泰を確認したとは言うものの沖縄には上陸できなかった。なぜならば、天皇と日本軍（日本人）に虐殺された沖縄人の怒りと憎しみが生き残った家族と同僚などに受けつがれ復讐を果たさんとする報復制裁の波が脈打っていたからであり、天皇主義者にとっては、天皇の命を保障できないという恐怖感と敗戦帝国主義からの復活の過程に於いて戦後革命の情勢に火を油を注ぐことになりかねないという危惧からであった。

その事は戦争犯罪の張本人たる天皇ヒロヒトが誰よりもヒシヒシと感じていたことは確かであろうし、天皇と日本軍（日本人）に対する怒り、憎しみが「収容所」などに充満していたことなどから明らかである。「皇太子などが来ても死んだ者は生きかえらない」、「友達だと思っていた日本軍は恐ろしかった。壕から追い出し食糧さえも奪った」などと、天皇と日本軍（日本人）に対する怒りと憎しみは敗戦から三〇年を経た現在、更に倍加されて沖縄人の底流に流れており皇太子アキヒトがその鉄槌を浴びせられる事は必然であった。

天皇と天皇の軍隊（日本人）に虐殺された姫百合の霊ー沖縄人「戦没者」への不敬行為たる七・一七皇太子沖縄強行上陸は、海洋博の開催決定後に予定されたものでもなければ、単なる「国家的行事」への参加でもない。

七二年五・一五「返還」攻撃の最重要環たる天皇制、天皇制イデオロギー攻撃として日帝ー佐藤が企んでいた天皇ヒロヒトの沖縄上陸策動にその端を発する。

七二年五・一五その日を期して沖縄に武装上陸した日本軍＝自衛隊に対する激しい阻止闘争があるなかで、破産を宣告されたとはいえ「復帰」記念の「植樹祭」「若夏国体」と二度もの天皇ヒロヒトの沖縄上陸が予定されていた。中止の連続と失敗にこりた日帝ー天皇主義者は、あらゆる策略をめぐらし七三年十一月、皇族高松宮を医療施設への慰問という名目で沖縄へ上陸させた。これは言うまでもなく天皇、皇族などへの沖縄人の感情や反天皇制闘争の様子などをさぐろうとするものであり、天皇主義者等が自慢するペテンの医療施設慰問に名を借りた、反天皇制、天皇ヒロヒト上陸阻止の闘いを圧殺する為の攻撃そのものであった。皇族高松宮は、沖縄「本島」屋我地と宮古にあるハンセン氏病施設を「慰問」しているが、社会的に弱者の立場に叩きこまれている人々から天皇（制）延命の容認を迫り屈服せしめつつ、マスコミ機関などを動員して天皇制、天皇制イデオロギーを浸透させ天皇制ナショナリズムをよみがえらさんとしてきた。

引き続き皇族秩父宮の沖縄上陸があったがそれも医療施設慰問という名目であった。

いずれにせよ、皇族高松宮、秩父宮らの見えすいた行為は天皇ヒロヒトの沖縄上陸をスムーズに行なう為の先遣隊としての政治的役割であった。

日帝ー宮内庁は、沖縄人天皇主義者屋良などと手を組み、社共などの了解を得て、一月一八日、皇太子を海洋博名誉総裁として海洋博閉会式に臨席させることを沖縄人の仮面を被った海洋博協会会長大浜に宣言せしめた。

そもそもこの計画は、天皇ヒロヒトは沖縄戦と直結するが、皇太子アキヒト、ミチコなら現代的でもあり、住民の感情も柔ぐであろうという安易な期待感と、スムーズに受け入れるかもしれないという幻想をその根拠とし、日米軍事同盟の強化ー朝鮮侵略体制の構築のための天皇の政治過程への登場の第一歩たる〝十月訪米〟の前に皇太子に続いて天皇ヒロヒトを強行上陸させるという狙いであった。とりわけ皇太子沖縄上陸を何としてでも貫徹せんとする日帝ー三木の意気込みは、「本土からの機動隊派遣、装甲車、ヘリコプター、放水車などの大量持ち込みー空前絶後の総合警備警衛体制の取り組みにみることができる。

〝五日間の激闘〟を前後した史上空前の戒厳体制は闘う沖縄労働者人民に対する挑戦であり、反天皇制、反海洋博の闘いは機動隊を派遣して潰してやるという天皇制思想によって拡大再生産されてきた。侵略的な大和主義を露骨に前面に出した反動的反人民的攻撃である。

沖縄上陸後皇太子アキヒトの通過する道路周辺や宿泊場所、海洋博会場とその周辺はすべて事前に調査され、地域住民市民の人権を一切無視してアパートローラ作戦などが強行された。とりわけ精神「障害者」一〇八人のリストアップは、沖縄「県」警が警視庁中央からの命をうけて「障害者」差別を煽って、天皇に対して反感を持っている者や、反天皇の思想をもって闘っている個人、や組織を狙ったものであり、精神「障害者」に手かせ、足かせをはめる抹殺を狙った恐るべき行為である。この様な沖縄「県」警と警視庁による密接な関係と指揮体制は何ども繰りかえして練られた綿密な計画とスケジュールでもって何がなんでも皇太子上陸をなしとげ、何事もなかったかの様に穏便に事を済まそうというすざましい程の力の入れ様をみてもわかる様に、絶対に失敗は起ってはならないという権威主義と天皇主義で強化された木曽有の体制であり、戦闘的沖縄解放闘争の息の根を止め、体制内闘争として沖縄解放闘争を変質せしめんとするものであった。

それは、「本土」人民に対しては、強力な反天皇の動きはない、「復帰」と沖縄戦については、これで決着はつけられたというギマン的報道と同時に行なわれんとした。

しかしながら、それらの狙いは正真正銘、正当な闘いであり、姫百合学徒に依頼された復讐戦であるひめゆりー白銀の闘いによってズタズタに引き裂かれた。

薩麻の琉球侵略による沖縄差別支配は、琉球処分以降、更に苛酷な差別、抑圧、迫害を生み出し常に天皇が沖縄人の頂点に君臨する歴史であった。沖縄戦こそその集約点であり、沖縄人虐殺と引き換えられた天皇（制）の延命こそ積念の恨み、怒りによって糾弾されることはあたりまえすぎるほど当然のことである。我々は、沖縄戦における肉親、兄弟、姉妹の壕内の苦痛の体験をわずかでも共有せんがため姫百合の壕の奥深く数十メートルの地下で十数日間を追体験し、姫百合の霊から励まされ復讐を依頼され、執念深く十七日を待ち続け、戦犯天皇の嫡子たる皇太子アキヒト・ミチコに歴史的な一切の恨みを込めた〝火炎ビン〟を叩きつけた。

天皇ヒロヒトの歩んだ道を再現せんとする皇太子アキヒトが公然、隠然たる大弾圧体制ー厳戒体制をしいて強行上陸したうえ、沖縄人の血で染まる姫百合の塔に土足でのり込んでくる事こそ姫百合の霊に対する公然冒瀆であり、わずか一～二秒で「礼拝」を終えるというインチキ参拝は姫百合の霊のみならず、天皇に虐殺された二十万余の沖縄人の霊に唾をはきかけるに等しい行為である。

かかる皇太子アキヒトらの戦跡参拝なるものはすでに明らかなように天皇のために肉親、同僚を奪われ、兄弟姉妹を奪われ、赤児を虐殺されてきた遺族の腹の底からの憎しみと、馬倒を浴びせられ、「日の丸」歓迎を拒否する沖縄「本島」南部住民の「皇太子は今さら何をしにくる」「ヤマトーヤシカン」「死ジョーシェーー生チケーラン」という怒りと恨みの渦巻くなかで、自由民主党婦人部や自衛隊母の会らの一部の大和人を中心とした歓迎に安心したのもつかの間、海洋博粉砕、沖縄ー「本土」（日本）現地共闘を最先頭にした皇太子沖縄上陸阻止、海洋博粉砕の激闘と、そして何よりも沖縄解放同盟（準）が最先取にたち指導しぬいた姫百合ー白銀における決死的闘いが全沖縄労働者人民の共感を呼びおこしたことで無残にも破産を余儀なくされた。

姫百合学徒の怨念火となり、皇太子アキヒト・ミチコを呑み尽くさんとして叩きつけられた火炎ビン糾弾は正義の闘いとして社会的支持・共感を受け、「天皇制は廃止すべきだが、天皇教という宗教については信教の自由の立場からこれを認める」という日本「共産」党の天皇制廃止論、新旧諸党派、諸グループなどの天皇は利用されているにしかすぎないとする「天皇利用主義論」の犯罪性と敵対、日和見主義を暴き出し、沖縄の解放は、天皇制イデオロギーと真向から対決し天皇制打倒の方向なくしては絶対にありえないことを一点の雲けもなく明らかにした。

この様に姫百合の塔における皇太子アキヒト決死糾弾闘争は過去に例をみない戦犯天皇糾弾闘争として反天皇制の闘う方向を指し示しその水路を築き、沖縄戦を出発点とし沖縄戦をえぐり出すことから戦犯天皇一族と日本軍（日本人）の生き残りへの復讐を貫徹するための第一歩の闘いとして展開されたのである。かかる歴史的に必然な全く正当な姫百合の塔

における徹底糾弾、反撃の復讐戦に対し日帝国家権力ー警視庁は宮内庁と共に民間右翼を大量動員し、拳銃とナチス棒を振りかざした五十名余りの白色テロ部隊ー私服を差し向けテロ、リンチを繰りかえし不当逮捕を行なった。当初の被疑「事実」のうち暴力行為等処罰に関する法律違反、公務執行妨害については、その不当性ゆえデッチ上げる事はできず、礼拝所不敬、火炎ビンの使用等の処罰に関する法律違反の被告事件で検察側は起訴したが、我々の強靱な完全黙秘の闘いに対し警察ー検察当局は、陰険な手段を使って殺人未遂罪適用をほのめかしたり、リンチを加えるなどして、七・一七ひめゆりの〝火炎ビン〟にしたたかタマシヌギタ、ミ木や中曽根らの直接恫喝を浴びた大和中央官僚の指揮でもって、自白を強要する目的で早朝から深夜までの取り調べを連日連夜強行し、起訴後も取調べを強行するというようにブルジア法すら無視する行為を平気で行なってきた。

被告に対する長期接見禁止ー差入禁止は、七・一七闘争において皇太子上陸の狙いが赤裸々に暴露されたことに対する報復弾圧以外の何ものでもなくなる長期勾留ー保釈却下を強行する那覇地裁当局の「公正」らしさの立場さえも放棄した訴訟指揮は検察側と一体となった天皇制打倒、戦犯天皇糾弾闘争の爆発的な展開ー沖縄から「本土」を貫く日本階級闘争へ、沖縄から朝鮮、中国を貫くアジア階級斗争への飛び火的永続化ーへの恐怖であり、ひめゆりー白銀闘争をうわまって炸裂するであろう来年初頭の一・一八皇太子再上陸阻止闘争への事前予防弾圧である。

我々の姫百合の塔における皇太子アキヒトらに対する反撃ー復讐の闘いは、地下に眠る姫百合の霊ー看護隊として鉄血勤皇隊として、米軍の〝いけにえ〟にされていった先輩、先達の激励をうけて大成功をおさめた。

数十メートルの壕の奥深く弾丸が飛び散り、生々しく骨が残る地下で十数日を我々は過ごした。女子学生達が命をつないだであろう鍾乳洞から一滴、一滴とたれ落ちるしずくで、我々も一日一日を過ごし、わずかの食糧で姫百合の霊と寝食を共にした。真夏とはいえ肌寒い真暗な地下壕の生活は三十年前の沖縄戦を隅々まで呼びおこし、一場面も余すことなく鮮やかに再現した。寝てもさめても我々の脳裏に浮ぶのは姫百合学徒たちの悲鳴と「それでも日本人か」と罵倒する日本軍（日本人）や赤児たちの阿鼻叫喚の地獄図でしかなかった。壕内に最後まで残された姫百合の学徒たちは、米軍のガスで命を断たれたという生存者の証言のように、タコ足のように広がる壕内の構造からみるとどこも行きどまりでガスを投げこまれたら最後とうてい助かる見込みはなく、さぞかしもがき苦しんだであろう事を想起する事ができた。

生き延びる道はただひとつ自力で地上へはいあがる事であっただろうけれど山は割れ、地が裂ける程の猛爆撃の嵐の中で狙い殺しにされたに違いない。壕内に潜んではいても食糧も水もなく地上といえば銃弾の嵐という状況で肉体的にも精神的にも人間としての極限にまで達していたであろう十六、十七才の女学生達はさぞかし無念であったに違いない。

この様な苦闘の沖縄戦をわずかではあるが共有するなかで、復讐の依頼をうけた我々は、戦犯ヒロヒトへの怒りを一層沸きたたせ、日本軍（日本人）に対する憎しみを更に倍加させ、姫百合の怨念火と共に燃え復讐の鬼となって皇太子アキヒトに鉄槌の〝火炎ビン〟を浴びせる事を固く誓い、息を殺して十七日の日を万全の体制で待ちうけ、腰をぬかして逃げんとする皇太子アキヒト・ミチコに報復の一弾を決行した。

戦争犯罪の張本人たる天皇ヒロヒトが生き延びている以上ひめゆりの塔や魂魄の塔をはじめ、そして日の目を見る事なく地下に放置された遺骨は安らかに眠れようか。観光団の見せ物にされている姫百合の塔や健児の塔、魂魄の塔の先輩たちは皇太子アキヒト・ミチコらの「参拝」によって安眠する事ができようか。否、断じて否である。姫百合の塔は観光団によるペテンの献花と参拝によって踏みにじられ観光写真を撮るための背景とされている。それだけではない。観光団は柵を越えて写真を撮ったり、どの位の深さがあるのかと壕の中に石や空缶、百円玉を投げつけたりしている。最もひどい事には塔の上に登って写真を撮ったりする大和人もいる。（柵ができたのは観光団が塔の上に登り写真を撮ったりするのを防ぐためであった）健児の塔においても観光団は「こんな所で死んだのか」と壕内の様子を見るために新聞紙などを燃やすなどして興味本意に洞穴に入り込むなど平気で行なっている。鉄血勤皇隊虐殺の場であった小禄海軍壕などはコンクリートで固められた観光地と化している。「戦没者」にとってこれほどの屈辱があろうか、この様な観光団の行為こそ〝死者〟に対する公然ボウトクであり、ボウトク行為を最先頭で任わんとする皇太子アキヒトらによる空涙の「参拝」こそ公然不敬行為であり徹底糾弾されなければならない。姫百合の塔や健児の塔は、沖縄戦の憎しみを胸にだき天皇ヒロヒトらの処刑を誓う沖縄人と、闘う「本土」人民にとっては闘いの戦場ではあっても天皇制に屈服する観光団や皇太子アキヒトらの皇族を先頭とした大和人の「礼拝所」では絶対ありえない。南風原村陸軍病院跡をはじめとして未だなお日の目を見る事のできぬ遺骨は摩文仁が丘をはじめとし南部一帯に散乱しており、沖縄人虐殺の洞穴や慰霊塔は数えきれぬほど建立され、動かぬ証拠として存在している。この様な背景があるにもかかわらず摩文仁が丘の日本軍のコンクリート慰霊碑への観光ブームのなかに姫百合の塔や健児の塔もまき込まれ、「英霊」化のための礼拝所にされてきたのでしかない。

姫百合決死闘争は白銀決起戦士の闘いと共に相呼応した闘いであることは皇太子・アキヒト・ミチコらに対する決死糾弾ー反撃の闘いの質とその切り開いた地平によって明らかであり、過去の例からみても統一公判として審理されなければならないはずである。しかしながら那覇地方裁判所による一方的分離公判の強要は、検察庁と一体となった七・一七決死闘争に対する圧殺、早期結審ースピード判決策動以外には全く考えられない。裁判は無駄なく迅速に進行させていく基本理念があっても、分離を強行したり徒にスピードを早めるなどして被告の権利を損わしめる事があってはならないはずで

ある。にもかかわらず那覇地方裁判所の一方的訴訟指揮は天皇（制）の番人である事を自ら認めた自己暴露であり、ひめゆりー白銀決起への予断と偏見に基く事は一目瞭然である。那覇地裁当局は速やかに「公正」らしさを取り戻し姫百合ー白銀闘争公判の併合を行なうべきであり、我々は断固統一公判を要求する。

以上、述べてきた様に姫百合の塔決起ー〝火炎びん〟糾弾は正真正銘正当の闘いであり、戦後世代に生きる我々の責務として未だ浮かばれずに眠る沖縄人の霊に依頼され、励まされた正義の確信に満ちた決死的報復ー復讐戦である。皇太子アキヒトらの「礼拝」こそ沖縄人の霊への不敬であり、明らかなインチキ行為であり「英霊」化を迫る空涙こそ断罪されるべきである。被告にかけられている「火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反」起訴は七・一七姫百合ー白銀決起に引き続いて継続的闘争を展開せんとする労働者人民への見せしめとしての反人民的、反革命的大弾圧であり、「礼拝所不敬」第一項起訴も何ら根拠のあるものではなく、根も葉もないまったくのデッチ上げである。我々は、第二次侵略戦争の過中で、天皇制テロルの集中的砲火を浴びせられた事に復讐を誓う朝鮮、中国人民をはじめとした闘うアジア人民、あらゆる階層、階級人民と共に、戦犯天皇糾弾、天皇制打倒の水路を本公判闘争をひとつの足場として構築していくであろう

一九七五年十一月十八日

那覇地方裁判所刑事第二部御中

公訴事実に関する反対意見

小林　貢

〈第一点　日帝と天皇制について〉

日本帝国主義が帝国主義国家として成立していくのは、一八九四年日清戦争、一九〇四年日露戦争に勝利したことによって急速になっていくわけですが、この頃は世界資本主義の帝国主義段階への突入という時期であり侵略主義と他民族抑圧という帝国主義国家としての本性を明らかにした時期なのです。

こうした世界史を背景として日本帝国主義は帝国主義としての確立を一層強行し、国内市場の狭さや原材料の乏しさからアジア侵略の成否が帝国主義として確立するのか否かという問題を有し、従って日本帝国主義はアジア侵略、植民地革命の圧殺ー他民族抑圧を成就することによって帝国主義としての確立を計ったのです。

この日本帝国主義の侵略主義、侵略体制のイデオロギー的支柱、統治形態としてあった天皇制、天皇制イデオロギーは強化されてきたのです。

すなわち天皇制とは、日帝のアジア侵略を支える支配統治形態として強化され、天皇制イデオロギーとは侵略イデオロギーとして確立してきたわけです。

第二次世界大戦で敗北した日帝ー天皇制権力は、農民の土地解放、労働者の決起を米帝と結合しつつ圧殺し、「戦後民主主義統治形態」を確立していくのですが、天皇は一切の戦争責任を隠蔽し、全国「行幸」を行い「象徴天皇」「人間天皇」としてアジア人民、沖縄人民虐殺の上にたって出来た「戦後民主主義統治形態」の体制的一翼を占めると同時に「戦後民主主義のシンボルとして政治過程への登場を意識的にさけ国体、植樹祭等への参加を通じてその基礎を打ち固めてきた。

しかし六〇年代にはいると日本帝国主義も敗戦後の復興をとげ帝国主義としての本質を見せ始め「日韓」条約（一九六五年）を挺子としつつ再びアジア侵略反革命を目指し、その体制的イデオロギー、支配統治形態としての天皇・天皇制イデオロギー攻撃を強化してきました。

就中、教育の反動化はすさまじく「日の丸」「君が代」教育「神話復活」「期待される人間像」等、差別主義、排外主義を煽り、朝鮮中高校生襲撃をはじめ、徹底した反共民族排外主義、日本民族主義を煽動し、今日に至っては「靖国法案」の上程をもって戦没者の「英霊化」侵略戦争の「聖戦化」を強化し、他方入管法、入管体制をもって在日朝鮮人民に対する差別排外主義を強化しています。

今日、日本帝国主義は、インドシナ民族解放革命戦争の勝利、朝鮮革命情勢の煮つまりによって、アジア侵略反革命ー朝鮮植民地化攻撃に本格的に突入を開始し、反革命戦略拠点として不沈空母＝沖縄の位置を明らかにし沖縄の反革命的統合、侵略反革命の最前線基地として完遂せんとしています。

そして日本帝国主義のアジア侵略反革命ー他民族抑圧の体制的、イデオロギー的支柱こそ天皇制、天皇制イデオロギーであって「象徴天皇制」の中に温存せしめられてきた天皇の擬似宗教的権威は、差別主義、反共民族排外主義、権威主義の礎石として機能し、日本帝国主義が侵略反革命の衝動を強める中で前面に押し出され政治過程への登場として立ち現われてきたのです。

将に天皇訪欧、訪米、そして皇太子来沖こそそのことを証明するものとしてあるわけです。
なかでもマスコミを総動員して「茶の間」に登場した天皇の記者会見は戦争責任を一切感じることなく、あまつさえ居直り、戦争犠牲者に対して「戦争中であり…やむを得ないことと私は思っております。」という発言などは絶対に許すことのできないものです。
戦争責任を回避し、隠蔽し、その上に生き永らえている天皇こそ最高の戦犯であり全ての被抑圧人民、被差別大衆の敵なのです。

〈第二点　天皇制と沖縄戦について〉

一六〇九年の島津による武力侵略、一七八九年の明治政府による琉球処分、徹底した差別同化支配は沖縄に対する重税、低賃金労働力としての吸収と差別、抑圧、略奪の限りを尽し、やがて沖縄戦をむかえるのだが戦前の皇民化、同化攻撃とはいかなるものであったろうか。
「本土並み一体化」と称する同化攻撃は、一九二〇年代市制導入に始まり権力と資本によって政治的、経済的大改革が行なわれるがそのため低賃金労働に苦しむ沖縄人の生活は、ソテツ地獄にみられるように徹底した収奪、略奪の下に進められ、一九四〇年前後をピークに差別、同化攻撃、皇民化攻撃がさらに沖縄と沖縄人の頭上に打ちおろされたのです。
差別、蔑視の下に行なわれた同化攻撃、民主化攻撃とは一九二〇年代に確立した政治的社会的機構を支える教師、巡査、役場職員等を総動員して、日常生活総体にわたって行なわれ「生活改善運動」と称して琉球的風俗の絶滅、生活様式一切を含む沖縄の固有性の廃止等をもって、そして「天皇の赤子としての平等」なる皇民化攻撃をもって、皇国史観祖国意識、日本民族主義を育成し、屈辱的な文教政策は、日本の標準語導入ずなわち沖縄語樸滅運動を通して「海洋性進取性」を煽り、アジア侵略の尖兵へと育成したのです。かくして沖縄の固有性、文化はことごとく樸滅、破壊され、沖縄と沖縄人の破壊、滅亡が強行された帝国主義戦争＝沖縄戦が準備されていくのです。
一九四四年十月十日に始まる沖縄への空襲そして一九四五年四月一日米軍の沖縄上陸、かくして沖縄と沖縄人民は、阿鼻叫喚の地獄の中で、地形を変えられ、二十万に及ぶ犠牲者を出しました。
〃戦火の中の沖縄刑務所〃という本の中に次の様に書かれています。

「私が第一に疑問に思うことは、日本軍の首里撤退後について〃一体これが戦争か〃という事である。あるのは、まさに大量殺人生体実験でしかなかった。沖縄住民一八万の犠牲者のうちその九割までが此の南部地区で生きた標的とされたものである。しかし南部へ敗退した日本軍は…住民を片っぱしから壕から追い出し、弾雨の中にさらした。戦うべき兵隊は壕内深く隠れていた。ひどいのになると日本軍の手によって多くの住民が殺害されている。これは刑法上も問題にすべき殺人行為ではないか。
第二に私が疑問に思うことは〃一体何のための戦いだったのか〃という事である。
沖縄戦をかえりみて、一体何のため誰のための戦争だったかと疑いたくなる。保護されるべき住民は弾雨の中にさらしものにし、戦うべき兵隊は壕内深く隠れていたのである。
慶良間列島では幾千という住民が自殺を強要され、兵隊はそのまま生きて帰った。敗戦兵となった日本兵は子供のもつ食べ物さえ奪いとり、泣く子供が日本兵の手によってしめ殺された事件もある。」
日本軍＝「皇軍」による沖縄人虐殺、集団自決の強要、これらの一切が「皇国を守るため」として行なわれ「おまえらそれでも日本人か」という叫喚の下に虐殺されていったのです。
かかる沖縄戦こそ「皇国の盾」「捨て石」として行なわれ、差別と抑圧、収奪と略奪の集中的表現であったのです。

〈第三点　海洋博、皇太子沖縄上陸について〉

海洋博・皇太子沖縄上陸策動に対して沖縄人民は反対闘争、阻止闘争に決起しました。
ありとあらゆる反対、阻止の声を無視し、四千名の機動隊に護衛されて何故皇太子は沖縄に強行上陸したのでしょうか。
その政治的背景は、インドシナ民族解放革命戦争の勝利によって追い込められた日米両帝国主義が反革命防衛戦の最後の拠点を朝鮮、沖縄に設定したからに他ならず、日本帝国主義はアジア侵略反革命のために沖縄「返還」すなわち沖縄の反革命的統合の完遂をめざすものとして海洋博・皇太子沖縄上陸策動を持ち出したのです。
「復帰三大事業」の一つとして開催されている海洋博は、観光立「県」の下に沖縄人民の生活破壊、農漁業破壊をもたらし、沖縄振興開発計画の〃起爆剤〃として沖縄の全社会的再編を目論むものとして行なわれています。
「本土」資本の大量導入、土地買い占めは沖縄全島をおおい、自然、環境破壊を行ない沖縄人民を沖縄からたたき出さんとしています。
そして若夏国体、植樹祭において天皇上陸を阻止されながら天皇ヒロヒトの嫡子皇太子アキヒト・ミチコの沖縄強行上陸

とは、第一に島津による武力侵略（一六〇九）、明治政府による琉球処分（一八七九）、そして何よりも大和ー日帝の四百年に及ばんとする差別、同化攻撃、差別支配、天皇の名による沖縄人民のアジア侵略への動員と沖縄人虐殺の最も集中した表現としてあった沖縄戦（一九四五）の清算、責任回避、隠蔽を計り、戦後の米軍支配のもとに切り売りした責任を一切感じることなく、あまつさえその責任を回避せんとするところに狙いがあるのです。

訪米前後の記者会見において「開戦したのは、私でなく終戦したのは私です」とうそ八百を言ったり「言葉のアヤについてはよくわかりません」あるいは「広島市民には気の毒ですがやむを得ない」と居直り、傲慢な態度を現わしたことに右のことをあますことなく証明しています。

第二に、安保反革命同盟の実体的支柱たる沖縄基地を強化し、沖縄を日米両帝国主義のアジア戦略の「不況空母」として打ち固めると同時に、四百年に及ぶ差別支配、差別軍事支配の最高責任者、その元凶たる天皇の戦争責任の隠蔽、清算を通して再度天皇制、天皇制イデオロギーに屈服せしめ天皇の名の下に沖縄人民を日帝のアジア侵略反革命戦争への動員を狙ったものです。

第三に、沖縄「返還」の最終的結着を目論み、二つの全島ゼネスト、コザ決起を闘い、今再び暴動的闘いを切り拓かんとしている戦闘的な沖縄人民の闘いの全殺、解体を狙ったものです。

沖縄上陸後、ただちに南部戦跡をまわり、空涙を流さんとした皇太子アキヒト・ミチコの行動にこそ、その本質が隠されており、沖縄戦での沖縄人犠牲者の「英霊化」「皇国」に対する忠誠心、日本民族主義をたたう、日本軍＝「皇軍」が死して今なお占拠する摩文仁ケ丘をヤスクニ化せんとしているのです。

〈第四点「ひめゆり」決起について〉

従って皇太子アキヒト・ミチコは人知れず無数に建つ塔の中で摩文仁ケ丘周辺を選んだことは、摩文仁ケ丘を「聖域」として打ち固めるものであり、沖縄戦を「聖戦」とするものなのです。

すなわち「戦争の帰結は勝利か然らずんば滅亡なることを覚悟せしむると共に正義の戦争なる以上一億の敢闘に依り勝利は必ず我にある事を確信せしむ」という住民対策のもとに沖縄人に強要した沖縄戦は「聖戦」でありそのために死を強要された二十万沖縄人を「英霊化」するものなのです。

よって我々は皇太子が「ひめゆりの塔」に額突く一切の行為を阻止するために決起したのであって沖縄戦の犠牲者であるひめゆり学徒隊や沖縄住民に対する行為ではなく、むしろ「ひめゆりの塔」にある垂直壕にたてこもることによって、ささやかではあるが沖縄戦の追体験を通して、二十万人に及ぶ沖縄戦の犠牲者を許し、侵略と略奪、抑圧と差別、虐待と

虐殺の集中的表現である沖縄戦、日本軍＝「皇軍」によるありとあらゆる虐待、虐殺行為に対する徹底した怒りという思想性を鋭意にし、天皇制に敗北してきた「本土」プロレタリアートとして自己批判を行うと同時に、沖縄戦の元凶天皇に対する階級的憎悪を強固にしました。

そして、黒こげの遺品、無言で散在する遺骨の一つ一つが語りかけたものは、私に対しては、沖縄戦を強要した天皇、大和人に対する怒りであり、戦争のない平和な世の中の出現でした。

自決を強いられ、死ぬことによって日本人として生きることを強要された二十万沖縄人の一切の怨念、無念さを闘いのバネとして皇太子糾弾闘争を貫徹したのです。

又、我々の闘いに対する「県」警、「本土」警察による内乱鎮圧型の戒厳令体制は、事前弾圧、沖縄青年を含む五名に対するデッチあげ逮捕、反対闘争のため撤回はしたものの警衛規則にもとづく「精神障害」の疑いのあるものを強制入院を含む措置を求めたこと、デモ、集会の制限、規制、とりわけ名護での我が同志達三名に対する不当逮捕、不当長期拘留こそ違法であり、かかる内乱鎮圧型の戒厳令体制の中で闘われた火炎ビン闘争は正当であり、歴史的必然なのです。

以上これまで述べた事によって、我々の闘いの正当性と、起訴状における基本的問題点が鮮明になったと思います。最後に起訴状における問題点を整理し結論を述べたいと思います。

我々の闘いはあくまでも皇太子アキヒト・ミチコの「ひめゆりの塔」における一切の行為を阻み、同時に彼らを糾弾するためのものであり、そのためにこそ我々は、皇太子アキヒト・ミチコに火炎ビンを投げつけたのです。

このまぎれもない事実と闘いの正当性をすでに私の意見陳述で明らかになった如く、全く事実無限である「ひめゆりの塔」に対する「公然不敬の行為」とネジまげ、更には「礼拝所不敬罪（刑法一八八条）第二項「礼拝行為の妨害」の適用ではなく、第一項「ひめゆりの塔に対する不敬」を適用している政治的意図はあまりに明白であり、この起訴状は断じて許すことのできない代物です。

そのねらいの第一、最大のねらいは、闘いの刃が、皇太子アキヒト・ミチコに対し向けられたこと、彼らの〝空涙〟に対する糾弾としてあったことを隠蔽し、その上での皇太子アキヒト・ミチコの当然自らが裁かれるべき法廷からの逃亡であり、第二に「ひめゆりの塔に対する公然不敬の行為」と煽動し、いいくるめることにより、闘いの真の意義と正当性を隠蔽し、決死糾弾闘争を低め、孤立化させんとするものであり、第三に「礼拝所不敬罪」を前面に打ち出し、またそれを故意に「レイハイジョ」ではなく「ライハイジョ」と読ませ「靖国法案」「表敬法案」の先取りを強行し、「ひめゆりの塔」「摩文仁ケ丘」を「第二の靖国」化せんとするものです。

以上のように、事実のネジ曲げと、政治的意図に貫かれた起訴状ー公訴状事実及び罪状は一切許すことのできないデタラメであり、断じて認める訳にはいきません。裁かれるべきは沖縄上陸を強行した皇太子アキヒト・ミチコ、そして日本帝国主義であり、我々の闘いは正当であり、断じて無罪です。

e 冒頭陳述書

礼拝所不敬、火炎ビンの使用等の処罰に関する法律違反

知念　功

右　同

小林　貢

右両名に対する頭書被告事件について、検察官が証拠により証明しようとする事実は、左記のとおりである。

昭和五〇年一一月一八日

那覇地方検察庁
検察官検事　安部　義

那覇地方裁判所刑事第二部　殿

記

第一　被告人両名の経歴など

一　被告人知念は、現在、教員をしている知念成吉とその妻裕子との間の長男として出生し、那覇市の神原中学校、那覇高等学校を卒業してのち、一年後の昭和四六年四月、東洋大学法学部第二部法律科へ入学したが、昭和四八年三月同大学を除籍されている。

同被告人は、高校生当時から中核派に属し、一九七〇年（昭和四五年）四月に琉球大学土木ビルを占拠し、これを排除しようとした警察官に投石などした事件で、一九七二年（昭和四七年）四月二二日、旧那覇地裁で懲役一〇月執

行猶予三年の刑に処せられた沖縄の刑罰法令による前科があり、近時、沖縄解放同盟の活動家として、活発な活動をしていたものである。

二　被告人小林は、現在、会社役員をしている小林米男とその妻喜美子との間の長男として出生し、専修大学附属京王高等学校を卒業してのち、予備校代々木ゼミへ進学していたが、その間、予備校の食堂の料金値上げに集団で反対した暴力事件で検挙され、東京家裁へ送致された前歴がある。その後、昭和四五年四月、東海大学海洋学部海洋資源学科へ入学し、昭和四九年三月、同大学を卒業した。

同被告人は、同大学を卒業したころから、成田闘争に賛同して、千葉県下で農家の手伝いなどをしながら共産同戦旗派に属する活動家として活動していたもので、近時、来沖したものである。

第二　被告人の犯行状況など

一　「ひめゆりの塔」は、沖縄県糸満市字米須西原一〇五一番地の一に所在し、その境内（間口約四七・二五メートル、奥行約一一〇メートル）全部を「ひめゆりの塔」と俗称されているが、礼拝所にあたるのは、そのほぼ中央にある地下自然壕を中心としその周囲に幅約九・二メートル、奥行約一〇メートルのさくを設けて囲った部分、そのさく内の右壕開口部の背後に設置された第二次世界大戦において右壕内及び付近の壕内で戦死又は自決した沖縄県立第一高等女学校及び沖縄師範学校女子部らの看護要員一九一名及び職員一六名、計二〇七名の遺骨を納めた納骨堂、右さく内に設置された香炉その他の設置物及び右さくの手前に設置された献花台を含む場所、設置物及びその直近である。

この「ひめゆりの塔」は、財団法人沖縄県女師一高女同窓会（会長源ゆき子）が管理し、清掃管理については、右同窓会から委託を受けた財団法人沖縄県戦没者慰霊奉賛会が行っていて、毎日平均約二、〇〇〇名くらいの者が参拝している。

二　被告人らは皇太子来沖に反対する実力闘争の一環として本件犯行を企図し、昭和五〇年七月一七日に皇太子、皇太子妃が「ひめゆりの塔」に参拝するのに先立ち、火炎ビン、爆竹などを用意して、礼拝所にあたる前記地下自然壕内にひそみ、皇太子、皇太子妃の参拝を待ち受けていた。

三　同日午後一時二〇分ごろ、皇太子、皇太子妃は随従員らとともに「ひめゆりの塔」正面参道に到着し、先導者源ゆき子に先導されて、「ひめゆりの塔」正面の献花台前で礼拝を終え、同日午後一時二四分ごろ、随従員、供奉者及び警察官、皇宮護衛官ら多数の者の佇立するなかで、右源から右塔の由来等の説明を受けていた際、黒色のヘルメット（前面に「沖解同」、後面に「沖縄解放」と白字で記載）をかぶった被告人知念、赤ヘルメット（前面に「反帝戦線」

後面に「戦旗」と白字で記載）をかぶった被告人小林の順に、いずれも覆面した姿で、あらかじめひそんでいた前記壕内から同壕開口部にはい上り、口々に「皇太子帰れ」などと叫びながら、被告人知念が皇太子、皇太子妃及び源ゆき子の直近目がけて、火炎びん一本を投げつけ、右献花台基部裏側付近で発火炎上させ、また、被告人らにおいて、爆竹二個を投げつけ、うち一個を右火炎びんの発火地点付近で破裂させたが、他の一個は破裂するにはいたらなかった。

四　右のように、被告人らは礼拝所である右地下自然壕に立入り、しかも、皇太子、皇太子妃が随従員ら多数の者の佇立するなかで、右源から「ひめゆりの塔」の由来等につき説明を受けていた際、ヘルメットをかぶり、覆面した姿で右壕内から壕開口部にはい上り、前述のように火炎びん、爆竹を投げつけ、火炎びんを発火炎上させ、爆竹を破裂させるなど礼拝所に対し、公然不敬の行為をするとともに、火炎びんを使用して、皇太子、皇太子妃及び右源並びにその付近にいた随従員、供奉者及び警察官、皇宮護衛官ら多数の者の生命、身体に危険を生じさせた。

五　被告人らの右犯行につき、「ひめゆりの塔」周辺において警衛にあたっていた警察官らが、被告人両名を逮捕するとともに、沖縄県巡査石垣次隆が火炎びんの炎上している炎に水をかけ、消火した。

第三　本件火炎びんの構造など

本件火炎びんは、オリオンビール大びんにガソリン、硫酸を入れ、これに木片でせんをした自動着火式のもので、その発火剤は塩素酸カリ又は過塩素酸カリである。

第四　情状

f　検察官証拠申請目録（昭和　年　月　日）被告人　知念　小林　貢功

請求番号	証拠資料 供述者、作成者又は領置番号	証拠資料 標目	証拠資料 作成年月日	事実番号	立証事項	相手方の意見	備考
1	源　ゆき子	検	五〇年七月二四日		「ひめゆりの塔」の由来、管理状況など並びに本件犯行及びその前後の状況		
2	本成　充	検	五〇年七月二八日		被告人らの犯行状況		
3	杉山　説男	検	五〇年七月二八日		本件犯行及びその前後の状況		
4	山城　善重	検	五〇年七月二九日		本件犯行時及びその前後の状況並びに被告人らの逮捕時の状況		
5	由井　儀照	検	五〇年七月二八日		右　同		
6	小渡　良勇	検	五〇年七月二三日		右　同		
7	石垣　次隆	検	五〇年七月二四日		本件犯行時及びその前後の状況 火炎ビンの炎を消火したこと		
8	検察官	捜査関係事項照会書㊦	五〇年八月一三日		「ひめゆりの塔」の清掃管理等についての照会		
9	源　ゆき子	「慰霊塔管理委託について」と	四八年五月二九日		右の清掃管理を沖縄県戦没者		

検察官請求証拠目録（昭和　年　月　日）被告人

請求番号	証拠資料 供述者、作成者又は領置番号	証拠資料 標目	証拠資料 作成年月日	事実番号	立証事項	相手方の意見	備考
10	昭和五〇年領第五三八五号符七号	「激」と題する書面一通			被告人知念から押収した文書の存在と内容		
11	同 符一号	黒色ヘルメット一個			被告人知念から押収した黒色ヘルメットの存在		
12	同 符二号	ヌンチャク一組			被告人知念から押収したヌンチャクの存在		
13	同 符三号	タオル二本			被告人知念から押収したタオルの存在		
14	同 符八号	軍手一双			被告人知念から押収した軍手の存在		
15	昭和五〇年領第五三八五号符四号	サンパー筒一個			被告人知念から押収したサンパー筒の存在		
16	前田明	捜押	五〇年七月一七日		右10～15の押収手続		

検察官請求証拠目録（昭和　年　月　日）被告人

請求番号	証拠資料 供述者、作成者又は領置番号	証拠資料 標目	証拠資料 作成年月日	事実番号	立証事項	相手方の意見	備考
17	昭和五〇年領第五三九五号符五号	糾弾状一通			被告人小林から押収した文書の存在と内容		
18	同 符一号	赤色ヘルメット一個			被告人小林から押収した赤色ヘルメットの存在		
19	同 符四号	ヌンチャク一組			被告人小林から押収したヌンチャクの存在		
20	同 符三号	タオル二本			被告人小林から押収したタオルの存在		
21	同 符二号	軍手一双			被告人小林から押収した軍手の存在		
22	同 符六号	爆竹一包			被告人小林から押収した爆竹の存在		
23	同 符七号	燻煙殺虫剤（カトルハイゼット一個）			被告人小林から押収した燻煙殺虫剤の存在		
24	高崎一吉	押	五〇年七月一七日		右17～23の押収手続及び液体を押収したこと		
25	昭和五〇年領第五三八五号符九六号	ガスライター一個			現場で押収したガスライターの存在		

検察官請求証拠目録（昭和　年　月　日）被告人

請求番号	証拠資料 供述者、作成者又は領置番号	証拠資料 標目	証拠資料 作成年月日	事実番号	立証事項	相手方の意見	備考
26	昭和五〇年領第三三八号符九七号	爆竹一包			現場で押収した爆竹の存在		
27	同 符九八号	使用ずみの爆竹片			現場で押収した爆竹片の存在		
28	同 符一〇二号	びんの破片			現場で押収したびんの破片の存在		
29	同 符一〇三号	右同			右同		
30	同 符一〇四号	木片一個 木片の破片若干			現場で押収した木片及び木片の破片の存在		
31	同 符九九号	セロテープで巻かれたローソク一本			現場で押収したセロテープで巻かれたローソクの存在		
32	同 符一〇一号	金属製折たたみはしご一脚			現場で押収した金属製折たたみはしごの存在		
33	志堅原景勇	押	五〇年七月二一日		右25～32の押収手続及び現場で液体を押収したこと		
34	島袋敏輝	鑑嘱㊦	五〇年七月二六日		右28、29、30及び液体の物件の鑑定嘱託		

検察官請求証拠目録（昭和　年　月　日）被告人

請求番号	証拠資料 供述者、作成者又は領置番号	証拠資料 標目	証拠資料 作成年月日	事実番号	立証事項	相手方の意見	備考
35	金城一	鑑	五〇年八月一三日		右物件よりガソリン、硫酸、カリウムイオン塩素イオンなどを検出したこと		
36	昭和五〇年領三三八号符四八号	「車輪の下」一冊			本件壕内で押収した「車輪の下」と題する本の存在		
37	上原三郎	押	五〇年七月二一日		右36の押収手続及び本件壕内で押収した物件の内容		
38	昭和五〇年領第三三八号符三三号	ライター一個			本件壕内で押収したライターの存在		
39	同 符三三号	ドルサン五本			本件壕内で押収したドルサンの存在		
40	同 符二四号	燻煙殺虫剤（カトールハイゼット一個）			本件壕内で押収したカトールハイゼットの存在		
41	上原三郎	領	五〇年七月二〇日		右38～40の押収手続		
42	志堅原景勇	検証	五〇年七月二一日		「ひめゆりの塔」及びその付近の状況並びに犯行直後の現況		
43	上原三郎	検証	五〇年七月二一日		本件壕内の状況及び壕内にあった物の状況		

検察官請求証拠目録（昭和　年　月　日）被告人

請求番号	証拠資料			事実番号	立証事項	相手方の意見	備考
	供述者、作成者又は領置番号	標目	作成年月日				
44	上原三郎	実	五〇年七月二一日		本件壕内の状況及び壕内にあった物の状況		
45	昭和五〇年領第三三八号符一六五号	琉球新報（50・7・17付夕刊）のうち一面掲載の写真一枚（赤で囲んだ部分）			本件前の皇太子、皇太子妃		
					源ゆき子の状況		
46	検察事務官	任	五〇年七月二三日		右45の押収手続		
47	検察官	領	五〇年七月二三日		右同		
48	昭和五〇年領第三三八号符一七四号	沖縄タイムス（50・7・17付夕刊）のうち三面掲載の写真一枚（赤で囲んだ部分）			本件犯行状況		
49	検察事務官	任	五〇年八月六日		右48の押収手続		
50	検察官	領	五〇年八月六日		右同		

検察官請求証拠目録（昭和　年　月　日）被告人

請求番号	証拠資料			事実番号	立証事項	相手方の意見	備考
	供述者、作成者又は領置番号	標目	作成年月日				
51	昭和五〇年領第三三八号符一七七号	毎日新聞（50・7・17付夕刊）のうち一面掲載の写真（赤で囲んだ部分）一枚			本件犯行状況		
		八面掲載の写真（赤で囲んだ部分）一枚			右同		
		九面掲載の写真（赤で囲んだ部分）一枚			本件犯行直後の状況		
52	同符一七八号	毎日新聞（50・7・18付朝刊）のうち一面掲載の写真（赤で囲んだ部分）一枚			右同		
		一五面掲載の写真（赤で囲んだ部分）一枚			本件犯行状況		
53	同符一七九号	朝日新聞（50・7・18付朝刊）のうち二三面掲載の写真二枚（赤で囲んだ部分）			右同		

検察官請求証拠目録（昭和　年　月　日）被告人

請求番号	証拠資料 供述者、作成者又は領置番号	証拠資料 標目	証拠資料 作成年月日	事実番号	立証事項	相手方の意見	備考
54	検察事務官	任	五〇年七月二〇日		右51～53の押収手続		
55	検察官	領	五〇年七月二〇日		右51～53の押収手続		
56	昭和五〇年領第三三八号符一六七号	読売新聞（50・7・17付夕刊）のうち一面掲載の写真（赤で囲んだ部分）一枚			本件犯行状況		
		七面掲載の写真（赤で囲んだ部分）一枚			右同		
57	同 符一六八号	読売新聞（50・7・18付朝刊のうち四面掲載の写真（赤で囲んだ部分）一枚			本件犯行状況		
		一四面掲載の写真（赤で囲んだ部分）一枚			本件犯行状況（直後の）		
		一五面掲載の写真（赤で囲んだ部分）一枚			本件犯行直後の状況及び犯行状況		

検察官請求証拠目録（昭和　年　月　日）被告人

請求番号	証拠資料 供述者、作成者又は領置番号	証拠資料 標目	証拠資料 作成年月日	事実番号	立証事項	相手方の意見	備考
58	検察事務官	任	五〇年七月二四日		右56・57の押収手続		
59	検察官	領	五〇年七月二四日		右同		
60	昭和五〇年領第五三八号符一六九号	西日本新聞（50・7・18付朝刊）のうち三面掲載の写真（赤で囲んだ部分）一枚			本件犯行状況		
		長崎新聞（50・7・18付朝刊）のうち一面掲載の写真（赤で囲んだ部分）一枚			本件犯行直前の皇太子、皇太妃、源ゆき子らの状況		
		一三面掲載の写真（赤で囲んだ部分）一枚			本件犯行状況		
61	符一七〇号	任	五〇年七月二四日		右60、61の押収手続		
62	検察事務官	領	五〇年七月二四日		右60、61の押収手続		
63	検察官						

検察官請求証拠目録（昭和　年　月　日）被告人

請求番号	証拠資料 供述者、作成者又は領置番号	証拠資料 標目	証拠資料 作成年月日	事実番号	立証事項	相手方の意見	備考
64	知念成吉	検	五〇年八月二日		被告人知念の身上、経歴、家庭環境、交友関係など		
65	小林米男	検	五〇年七月二九日		被告人小林の身上、経歴、家庭環境、交友関係など		
66	東洋大学長	捜査関係事項照会について（回答）	五〇年八月一三日		被告人知念の在学期間		
67	東海大学海洋学部長	右同	五〇年八月二五日		被告人小林の大学入学卒業日		
68	那覇市長	身	五〇年七月二二日		被告人知念の身の上		
69	品川区長	身	五〇年七月二二日		被告人小林の身の上		
70	検察事務官	前	五〇年七月一八日		被告人知念の沖縄の刑罰法令による前科		
71	裁判所	判決㊦	四七年四月二二日		右前科の内容		

g　第一回公判調査手続

被告事件名	被告人の氏名	出頭別
礼拝所不敬 火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反	知念功 小林貢	出頭 出頭

公判をした年月日　昭和五十年十月六日
公判をした裁判所　那覇地方裁判所刑事第二部
裁判長裁判官　宮城安理
裁判官　中村透
裁判官　榎本克己
裁判所書記官　富田勇
検察官　安部正義
出頭した弁護人　知念幸栄　新井弘二　安里上間瑞穂　宏
人定質問
被告人　知念功
氏名　知念功
年令　一九五〇年三月二四日生
職業　沖縄解放同盟活動家
住居　沖縄県那覇市与儀四二八番地
本籍　沖縄県那覇市繁多川二三番地

被告人　小林　貢
氏名　小林　貢
年令　一九五〇年二月一日生
職業　現闘員
住所　千葉県山武郡芝山町岩山一六九八番地
　　日本反帝戦線三里塚現闘団団結小屋内
本籍　東京都品川区小山台一丁目五四七番地

・起訴状の朗読
検察官（安部）
被告人知念　功、同小林　貢に対する昭和五〇年八月七日付起訴状朗読

・主任弁護人の指定
裁判長裁判官
弁護人上間瑞穂を求釈明について主任弁護人に指定する。

・求釈明について
主任弁護人
本件被告事件に対する陳述は書面で検察官に対して釈明を求め、それに対する検察官の釈明がなされた後にしたい。
なお、求釈明書は昭和五〇年一一月一〇日までには裁判所に提出するようにしたい。

・被告人の退廷
被告人　知念　功
裁判長が主任弁護人と求釈明書の提出時期について調整中、突然自席から立ち上がり、「発言したいのでその時間をいただきたい」旨発言。
被告人　小林　貢
被告人知念と同様に発言の許可を求め、「今、検察官が起訴状を朗読したが、その中で『礼拝所』をらい拝所と言われたが、私が受け取った起訴状では、れい拝所となっている」旨発言。

・裁判長裁判官
被告人両名に対し「主任弁護人は、それらのことを含めて、起訴状に関しては次回までに書面で検察官に対して釈明を求めるということであり、それに対する検察官の釈明があった後に被告事件に対する意見陳述をするように。」と告げ、被告人知念に対し、「どういう事項について発言したいのか」と尋ねた。

・被告人知念功
起訴状の内容に関すること、接見禁止に関すること、保釈請求を却下したことについて意見があります。まず、起訴状の内容についての意見は、起訴状では礼拝所不敬罪等となっているがその内容は単に一般の刑事事件として取り扱われていて……。

・裁判長裁判官
起訴状の記載については、そのようなことを含めて弁護人の方で検察官に対し求釈明をするということであるから、そうするように」と告げた。

・被告人知念功
では、接見禁止について述べるが、この裁判闘争を七月一七日の戦いの輪を法廷に移して断固戦う。検察庁や警察での取り調べの中で……。

・裁判長裁判官
被告人知念に対し、発言を控えるように指示したうえ、被告人両名に対し、「裁判所の指示に従わないときは発言を禁止する。発言禁止命令に従わないときは退廷を命ずることがある」旨を警告した。

・被告人知念功
その中で接見が禁止され、保釈請求が却下されるという状況を見た場合、われわれはこの戦いに対して予断と偏見に満ちた地裁当局の一体となった訴訟指揮に断固抗議する。それから保釈請求を却下したことについて……。

・裁判長裁判官
被告人知念の発言中に再三、「被告人、発言を控えなさい」と指示した。

・被告人知念
われわれはすでに起訴されているが、早急に接見禁止の解除をするよう強く要求する。

・裁判長裁判官

被告人知念に対し、再三、発言禁止命令を発したが、同被告はこれに従わず同種発言を続けたので、退廷命令を発し戒護の刑務官をしてその執行をさせた。

・被告人小林貢

裁判長、私も意見があります。それは接見の禁止についてですが……。

・裁判長裁判官

「接見の禁止、保釈や勾留については第一回公判が終るまでは勾留裁判官が取り扱うことになっているから、当裁判所が現段階で接見禁止に関する判断をすることはできない。接見禁止の解除を請求する意向であれば別途の手続きをするように」と告げた。

・被告人小林貢

私は逮捕後、現在まで引き続いて接見が禁止されている。そのことは裁判長も知っていると思います。それで……。

・裁判長裁判官

被告人は発言を控えなさい。

・被告人小林貢

「いいですか裁判長、これは勾留されている本人が問題があると言っているのですよ」と声を荒だてて発言した。

・裁判長裁判官

被告人の発言を禁止する。

・被告人小林貢

これは勾留されている本人が他と接見、交通をして十分の体勢をもって裁判にのぞむのが当然の姿ではありませんか。

・裁判長裁判官

被告人小林に対し退廷命令を発し、戒護の刑務官をしてその執行をさせた。

・求釈明書の提出期限

裁判長裁判官

一、弁護人の求釈明書の提出期限を昭和五〇年一一月一〇日までとする。

二、右求釈明書に対する検察官の釈明は書面をもって次回期日までにすること。

主任弁護人、検察官右了承。

・指定告知した次回期日

昭和五〇年一一月一八日午前一〇時

昭和五〇年一〇月二〇日

那覇地方裁判所刑事第二部

裁判所書記官　富　田　　勇

B　白銀公判闘争の現段階と当面の任務

(一)　天皇制裁判斗争をとりまく情勢の特徴

来年一月一七日、皇太子アキヒト・ミチコが再度沖縄に上陸すると言う。破産の極をさらけだし類々たる災禍の限りを生みだし、本部農、漁民、いや沖縄の生活を日々破壊し、沖縄の大改造、即ち軍事基地沖縄の全面的再編強化の一大水路をきり開いた「象徴的構築物」海洋博会場は、今尚寒々と本部半島にそびえている。

沖縄海洋博名誉総裁、皇太子アキヒトはその閉会式に臨むという。この厚顔無恥の皇太子アキヒトを目の前にして、七・一七の時にはいくぶんとまどいをかくさなかった沖縄の農、漁民、労働者は、今やマンコウの怒りに燃えて皇太子アキヒトを自らの手で打ちのめすその時へ向けて待ちかまえている。

十二・六ー七〜一・一七ー一八海洋博決戦勝利、皇太子沖縄上陸阻止沖縄ー「本土」実行委員会は、六ー七月闘争九月闘争をふみかため、いち早く闘争に決起し、去った十二・五〜一〇の連続闘争により、上陸地点の最有力地といわれる、反戦、反基地闘争の最強の拠点、伊江島において前段決起闘争を切り開き、伊江村民と連帯した闘いへの決起を宣言し、一・一七ー一八闘争へ向けてつき進んでいる。

そして那覇地裁に於いては、七・一七闘争を貫徹した知念、金城両沖縄青年を最先頭として、姫百合、白銀、名護の三公判闘争が、天皇制、天皇制イデオロギーと真向うから対決し、全琉、全国の労働者、人民の注目を一身に受けて英雄的に闘い抜いている。それをうけて我が「支持する会」は全琉、全国、全アジアに沸きおこる反天皇制の息吹きの全てを糾合すべく、日夜奮闘している。

七・一七「皇太子沖縄上陸阻止、戦犯天皇決死糾弾」の歴史的闘いから五ケ月間余が経過した。更にこの五ケ月間に九・三〇天皇訪米阻止闘争へ、「本土」労働者階級、人民の万余の決起が実現され、天皇制打倒へ向けた闘いの第二の歴史的地平が画された。

米日「韓」侵略反革命同盟の攻撃の矛先が一点朝鮮人民に向けられ、再び全琉、全国の労働者、人民を、民族排外主義新植民地主義侵略の尖兵にしたて上げ、またもや、その完成を天皇制、天皇制イデオロギーに求め様としている。

戦略的後退を余儀なくされた米帝と、それと盟約した日帝は、全面攻撃に転じはじめた。皇太子アキヒト沖縄上陸、天

皇訪米に引きつづき、日帝ブルジョアジーと天皇主義者は、戦犯天皇ヒロヒトをして「記者会見」という歴史的演出を試みた。「広島、長崎の原爆はやむをえなかった。」又、「近い将来、沖縄訪問をぜひとも実現したい」、更には「戦争責任という、文学的領域の問題には専門外なので答えられない。」その奇怪さもさることながら、文字通り沖縄人民、労働者人民を愚ロウして余りある。

時あたかも、ヴェトナム、インドシナ人民の民族解放、社会主義建設の闘いは破竹の進撃を続けている。戦後ヤルタ・ジュネーブ体制の頂点に君臨しつづけた米帝国主義、それを左から補完する事により、国際共産主義運動を反革命的に分断せしめ、全世界の労働者階級解放の事業を、被抑圧民族、被差別人民の解放の闘いに敵対しつづけて来たソ連スターリン主義、この両者によって打ち立てられた侵略反革命世界戦略は、根底から破綻せしめられたのである。

③追い込められた米帝国主義は、風雲急を告げる朝鮮半島に対する侵略反革命の野望をたくましくし、米日「韓」侵略反革命同盟の全面的強化を断行し、沖縄軍事基地はヴェトナム戦争時をはるかにしのぐ破壊力を集結せしめ、一触即発の、文字通りの臨戦体制下にある。「黒い殺人機」B52が二度も沖縄に飛来し、常態化しつつある。伊江島に於いては核模擬爆弾の投下訓練が開始され、キャンプ・ハンセンは今や連日の射撃演習が展り広げられている。その下で米帝国主義は、「朝鮮戦争を九日間で決着づける」と豪語している。キッシンジャーの「限定核戦争論」である。

一方防衛庁長官坂田は、「在外邦人防衛の為には自衛隊の海外派兵もありうる」「B52沖縄飛来は当然の事」と公言し、「『韓』国条項」を忠実に推進する旗手をかって出た。

他方沖縄海洋博の破滅的事態はどうであろうか。農地を奪われた農民は、文字通り路頭をさまよい、皮肉な事に海洋博会場警備等の仕事でその日をしのいでいる。漁場を奪われた漁民も又同様である。地元海洋博関連企業は、その九〇%が倒産の危機にあえぎ、全琉六%の完全失業率（十二月現在）を記録している。

二九〇〇〇名（六九年時点）もいた軍労働者は、現在七〇〇〇余名に激減している。米軍基地の全面強化の下で進行する全軍労破壊の激烈さ。かてて加えて、毒物六価クロムは、軍労働者の肉体と精神を、日々触んでいる。

六〇万坪を上回る公有海面を不法埋立てによって窃取した「死の商人」三菱資本は、山口判決の強行をもって、その「合法化」攻撃に乗りだした。CTSの本格的建設を目前にした与那城村議会は、一一月二五日、自民党青年部、右翼日思会、機動隊の総動員をもって、強行採決にふみきった。驚くべき事にその反革命武装部隊の「錦の御旗」は「日の丸」であった。「日本全体の石油消費量を九〇日分備蓄する」というCTS建設は、米日「韓」臨戦体制確立の為に、日本帝国主義者に課せられた至上命題である。またぞろ、あのいまわしい侵略戦争の尖奥に沖縄人民をくみこむ為の楔が

が打ち込まれた。

七二年五・一五をもって「返還」された沖縄は、この海洋博をもって、阿鼻叫喚の地獄絵図を完成させようとしているそして、又も皇太子アキヒトは、沖縄再上陸を宣言している。

④七・一七「皇太子沖縄上陸阻止、戦犯天皇決死糾弾闘争」を貫徹した知念、金城両沖縄青年、小林、川野両「本土」青年の革命的な闘い、又、戦後三〇年の歴史を担って決起したスト権奪還ストを史上最大規模で闘い、日本列島を席巻した日本労働者階級の闘い、そして怒りにうずまく沖縄人民の闘いを方向は、どこへ向けられるべきか、それこそまさしく米日「韓」侵略反革命同盟と真向うから立ち向い、日帝打倒、沖縄解放へ向けて進撃しなければならない。

知念、金城君を最先頭とした姫百合・白銀・名護公判闘争を、反日帝、反天皇制統一戦線形成の一大橋頭堡とせよ、天皇制の歴史的罪業を暴き、裁判闘争に勝利せよ。

(二)、白銀公判闘争の現段階と、金城、川野君の勝利宣言

①、天皇制裁判の不可避性に恐怖した日帝天皇主義者は、初回公判から、第三回に至る全過程を通じて、裁判長宮城を筆頭に全ゆる奸策をもって反動的攻撃をかけて来た。第一に、逮捕後数ケ月に（三ケ月）及ぶ接見禁止、書籍差入れ禁止攻撃をかけて来た。第二に、金城博文君の父親である金城徳仁氏に対する公職（防犯協会役員・沖縄市教育委員）からの隠然たる追放攻撃策動、第三に、「起訴状」に於ける徹底した事実の歪曲、隠蔽に、ネツ造である。そして第四に、姫百合・白銀・名護の分離公判攻撃である。

我々は、第一、第二の攻撃を基本的に、被告、「支持する会」、弁護団の強固な団結の力でもって勝利的に粉砕した。第三、第四についても我々の圧倒的優勢下に闘いを進めつつも、日帝、天皇主義者の天皇制裁判に対する恐怖から、十重二十重にはりめぐらされた重包囲網の布陣からするならば、決して楽観を許さない。いや未だ、その一角すらつきくずすに至っていない事を胆に銘じておくべきであろう。

②、現在白銀公判闘争は、第三回を終え、本格的な証人調べに入っている。初回（九月二九日）から現在に至る公判闘争の経過をふり返るならば、およそ次の如くである。

初回公判は、文字通り、日帝の意を受けた天皇主義者・裁判長・宮城安理は、その反動性をあらわにし、本公判が、天

皇制裁判として進行せざるを得ない事と同時に、それに対する、日帝、天皇主義者の恐怖そのものをもって特徴づけた。

逮捕以来三ケ月に及ぶ接見禁止攻撃に対する、金城、川野両君の激しい追及を、唯一「発言禁止」「退任命令」、廷吏及び私服警官の導入、そして最後には、制服警官をもって閉廷すると言う様であった。それに先立って冒頭の人定質問において、金城君は、自らの本籍、並びに現住所の表明において、「国頭郡東村字平良二一〇番地の一」と、はっきりと、大和排外主義と、天皇制支配によってけがされた「沖縄県」という表現を拒否した。又川野君も、生年月日の表明において「一九五四年九月二二日生れ」と答え、「昭和」の年号をきっぱりと拒否した。気づいた宮城は、「昭和何年ですか」と聞いたのに対して拒否された。更に宮城は、川野君に対して、「お前、それでも日本人か」とドウカツし、逆上の極みを演出するに至ったのである。

③、天皇主義者宮城の面目躍如たるものがある。注目された白銀第二公判（十月二七日）は金城、川野両君の「罪状認否に対する意見陳述」をもって全面的な戦犯天皇糾弾をもって、「天皇制裁判」の開始を真向うから宣言する事によって特徴づけられた。

攻撃に転じた被告、弁護団、傍聴者の団結した闘いは、先ず公判冒頭、上間弁護人より、金城、川野両被告の当然の権利として㋑筆記用具の使用及び机の使用許可、㋺更には、弁護人と被告の打ち合せの必要から、着席場所を、弁護団席の直前におくことを要求して宮城に全面的に認めさせた。

引き続き弁護人から「起訴状」に対する「求釈明」が九点にわたり提出され、天皇制裁判闘争への布石がうち込まれた。その主要な内容は、㋑起訴状に言う、「共謀」の目的及び、現実の行為は、皇太子アキヒト・ミチコに向けてなされたものかどうかと言う事、㋺姫百合の塔とは何か、㋩皇太子アキヒト・ミチコの姫百合の塔参拝の目的、及び資格等に対する追及を、検察側は、「訴因に関係ない」の一言をもって退け、注意深く天皇及び天皇制に関する釈明は全て拒否した。その上彼等は、「共謀」及び「行為」の目的を「警衛の警察官に向けられたもの」と事実を歪曲し、意図を無視し、無理矢理に、刑法第九五条第一項、同第六〇条の「公務執行妨害罪」を適用しようというのである。この余りにも極端な政治的意図は、「天皇制防衛・ヨウゴ」の一点に凝縮された目的の為に仕組まれた攻撃であることは余りにも明白である。

何故、皇太子アキヒト・ミチコに対する「暴力行為」を裁こうとしないのか、我々は起訴状に該当する事実を見いだす事が出来ない。

引き続く、金城、川野君の「罪状認否に対する意見陳述」は、一六〇九年サツマによる琉球侵略にはじまる、大和及び

天皇制による、沖縄に対する差別支配の数々、そして沖縄戦による皇軍の残虐の一つ一つを暴き、併せて、皇太子アキヒト・ミチコに対する実力糾弾闘争を意図し、かつ闘いを貫徹したことを明言し、起訴状の事実については断固たる「否認の意志を表明し、最後に自らの「無罪」と、統一公判の要求をたたきつけることにより、文字通り、勝利宣言をかちとったのである。

④、動転した検察側は、宮城と結託して、「否認」の処理に窮し、遂に法的技術をロウして「黙秘」のデッチアゲを逃げ道として求めた。だが「努力」も空しく、この事に気づいた金城、川野両君は、第三回公判において、冒頭、「罪状認否に対する意見陳述の若干の補足」を文書によって提出し、この攻撃を瞬時にして打ち砕いた。

又、第三回では、検察側の二名の証人調べに入り、彼等の陰謀が又も暴露された。即ち、金城、川野両君を現行犯逮捕した二名の機動隊員は、逮捕時の調書において、共に「皇太子御夫妻の姫百合の塔の参拝を妨害することを目的としたビン等の投テキを現認、現行犯として逮捕した」と述べているにもかかわらず、被告、弁護側の質問に対しては、「警察官に対する公妨現行犯として逮捕した」と白を切ったのである。

本公判闘争の基本的争点は、この様にして暴かれたのである。

(三)、天皇制裁判へ向けた当面の任務

①、現在我々は、皇太子再来沖（一・一七～一八）を目前にしている。そして、十二月～一月闘争が七・一七闘争の継承、発展をかけて、着々と準備されはじめている。白銀公判闘争も、姫百合、名護公判と連帯して、一歩一歩統一公判へ向って進められている。そして第四回公判闘争は、天皇、皇族の行幸・行啓に関する「警衛規則」の具体的内容、及びその適用の実態、特に「過激派対策」の名の下になされた異常な警備の様相、及びその基礎に沖縄人に対する差別支配が根ざしていること、更には、「精神障害者」のリスト・アップ等が徹底的に暴かれるであろう。

そして、天皇制の歴史的罪業の数々は、一つ一つ、沖縄人の苦闘の歴史の数々とつき合されなければならない。そして彼等の限りない怒りのほとばしりを、法廷における証人、特別弁護人として獲得することである。

②、そして現在「支持する会」によって組織されている「沖縄戦、南部戦跡現地調査」による追体験の闘いを更につよめることである。

③、現在、沖縄を先頭に関東、関西、そして九州に支持する会が活動を開始した。更に地域、職場、学園へと、より深

く、広く組織し、反日帝、反天皇制統一戦線形成、天皇制打倒、日帝打倒、沖縄解放、プロレタリア解放へ向け、前進せよ。（収録資料参照）

a　起　訴　状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和五〇年八月七日

那覇地方検察庁
検察官検事　安部正義

那覇地方裁判所　殿

本籍　沖縄県国頭郡東村字平良二一〇番地の一
住所　不詳
職業　不詳
勾留中　金城博文　昭和二五年四月二四日生

本籍　熊本県球磨郡球磨村大字渡乙一九五八番地の二
住所　不詳
職業　不詳
勾留中　川野純治　昭和二九年九月二二日生

2. 公判関係資料

a 公訴事実

被告人両名は、共謀のうえ、昭和五〇年七月十七日午後一時五分ごろ、沖縄県糸満二〇四一番地の五所在白銀病院三階西側ベランダにおいて、折から、「ひめゆりの塔」参拝等のため、同病院西側道路にさしかかった皇太子及び皇太子妃の行啓車列にあって、先導車、前駆車、お召自動車、側車に乗車し、側奉仕、警衛等の任務に従事中の沖縄県警視中島政雄ほか一三名に対し、こもごも、クレゾール石鹸液入りガラスびんなど多数の器物を次々に投げつけ、ガラスびんを破砕飛散させるなどの暴行を加え、もって、右警察官らの職務の執行を妨害したものである。

罪名及び罰状

公務執行妨害、刑法第九五条第一項、第六〇条

b 求釈明書

被告人　金城博文
同　川野純治

右の者らに対する公務執行妨害被告事件について、起訴状に対して次のとおり釈明を求めます。

昭和五〇年一〇月二〇日

弁護人　知念幸栄
同　上間瑞穂

那覇地方裁判所　御中

記

一、「被告人両名は共謀のうえ」とあるが、
　(一) 共謀の日時
　(二) 共謀の場所

　(三) 共謀の内容ー特に暴行についての共謀は、皇太子及び皇太子妃に向けられたものか、あるいは右以外に対してのものか。右の各事項について、具体的に明らかにされたい。

二、次のことを明らかにされたい。
　(一) 「姫百合の塔」参拝等及びその為の皇太子及び皇太子妃の行啓は公務執行妨害罪に於ける公務か否か。
　(二) 右公務でないとしたら「侍側奉仕、警衛等の任務」とあるが、「侍側奉仕」及び「警衛」の法的性格とそれぞれの公務性の法的根拠は何か。
　(三) 侍側奉仕、警衛等の任務に従事していた警察官等の人数及び中島政雄ほか一三名の氏名及び職業は何か。

三、被告人らの現実の暴行は、右二の(一)の皇太子及び皇太子妃に対して向けられたものか、それとも、右二の(三)の警察官に対してのみ向けられたものか、あるいはその双方なのか。

四、「姫百合の塔」とは何か。

五、皇太子及び皇太子妃の「姫百合の塔」参拝の目的は何か。又如何なる資格に基ずくものであるか。

六、「多数の器物」とあるが、クレゾール石鹸液入りガラスビン以外の器物を具体的に明らかにされたい。

七、「ガラスビンを破砕飛散させる」とあるが、破砕飛散させた場所を具体的かつ詳細に明らかにされたい。

八、右被告人らの行為が具体的に如何なる程度及び時間に於いて警察官の職務を妨害したのか、明らかにされたい。

九、皇太子及び皇太子妃の名前及び任務を明らかにされたい。

c 釈明書

公務執行妨害　金城博文
右　同　川野純治

右被告人らに対する頭書被告事件につき、昭和五〇年一〇月二〇日付け書面で、弁護人から起訴状に対する釈明要求のあった事項につき、左記のとおり釈明する。

昭和五〇年一〇月二四日

那覇地方検察庁検察官検事　安部正義

那覇地方裁判所刑事第二部　殿

記

番号	求釈明事項	釈明
1	「被告人両名は共謀のうえ」とあるが、 ㈠ 共謀の日時 ㈡ 共謀の場所	被告人両名の間に、両名が本件犯行日の前日白銀病院へ来院した時点で本件共謀は成立していた。
	㈢ 共謀の内容、特に暴行についての共謀は、皇太子及び皇太子妃に向けられたものか、あるいは右以外に対してのものか。 右の事項について具体的に明らかにされたい。	公訴事実記載のとおりである。
2	次のことを明らかにされたい。 ㈠ 「姫百合の塔」参拝等及びその為皇太子及び皇太子妃の行啓は公務執行妨害罪に於ける公務か否か。	訴因の特定に不必要であるから、釈明の限りでない。
	㈡ 右公務でないとしたら「侍側奉仕、警衛等の任務」とあるが「侍側奉仕」及び「警衛」の法的性格とそれぞれの公務性の法的根拠は何か。	「侍側奉仕」は、宮内庁東宮職東宮侍従の職務であり、その法的根拠は、宮内庁法第一条の五、宮内庁組織令第七条の三第二項である。 「警衛」は警察官及び皇宮護衛官の職務であり、その法的根拠は、警察官にあっては、警察法第二条第一項、警衛規則第三条第一項、皇宮護衛官については、警察法第二九条第二項、同法施行規則第三二条、警衛規則第三条第二項である。
3	被告人らの現実の暴行は、右2の㈠の皇太子及び皇太子妃に対して向けられたものか。それとも右2の㈡の警察官に対してのみ向けられたものか。あるいはその双方なのか。	公訴事実のとおりである。
4	「姫百合の塔」とは何か。	沖縄県糸満市字米須西原一〇五一番地の一に所在する「姫百合の塔」と呼ばれている礼拝所をいう。
5	皇太子及び皇太子妃の「姫百合の塔」参拝の目的は何か。又如何なる資格に基づくものであるか。	訴因の特定に不必要であるから釈明の限りでない。
6	「多数の器物」とあるが、クレゾール石鹸液入りガラスビン以外の器物を具体的に明らかにされたい。	牛乳の空ビン、ファンタジュースの空ビン、コカコーラの空ビン、スパナ、石塊、鋼管、ほうき様のものである。
7	「ガラスビンを破砕飛散させる」とあるが破砕飛散させた場所を具体的かつ詳細に明らかにされた。	冒頭陳述に於いて明らかにする。

8	右被告人らの行為が具体的に如何なる程度及び時間に於いて警察官の職務を妨害したのか明らかにされたい。	訴因の特定に不必要であるから、釈明の限りでない。
9	皇太子及び皇太子妃の名前及び任務を明らかにされたい。	訴因の特定に不必要であるから、釈明の限りでない。

別表

番号	氏名	職業
1	石垣信善	警察官
2	宮平良俊	右同
3	八木貞二	東宮侍従
4	小柳睦弘	皇宮護衛官
5	中島政雄	警察官
6	金城昇	右同
7	町田宗健	右同
8	曾我剛	東宮侍従
9	渡辺芳	皇宮護衛官
10	大槻政夫	総理府技官
11	加藤浩二	警察官
12	熊谷誠一	右同
13	宮本正夫	右同
14	浜田健一郎	右同

d　七・一七決死糾弾闘争と本公判に関する見解

白銀決死隊　金城博文

一、七・一七皇太子アキヒト決死糾弾闘争について

私達白銀決死隊は去る七月十七日、五千人のヤマト機動隊の弾圧体制を突破し、ミチコを伴なって沖縄上陸を強行した皇太子アキヒトに対して猛然たる攻撃を敢行し、沖縄上陸にかけた戦犯天皇ヒロヒトとその名代としての皇太子アキヒトの反動的、反人民的野望を粉々に打ち砕き、海洋博粉砕・皇太子上陸決死阻止ー海洋博決戦勝利へ向けた第一弾の戦闘を貫徹しぬいた事を明らかにしたい。

六九年日米共同声明以降、日米帝国主義は全軍労解体攻撃をてはじめに、七〇年コザ暴動・七一年五、一九、十一・一〇の二つの全島ゼネストとして闘われた沖縄人民の闘いを軍隊と警察の弾圧で圧殺しつつ、七二年返還＝五・一五復帰を強行した。

これと並行して屋良「県」当局の推進してきたCTS・コンビナート建設、海洋博は沖縄の自然、社会、経済、文化の全面的破壊をもたらし、同時にそれは、日米軍事基地を中軸とする沖縄社会の侵略的な再編ー統合の過程として進行している。

この七二年返還＝五・一五復帰がベトナムの敗北というアジアにおける帝国主義支配体制の崩壊的危機の下で何よりも日米「韓」の反革命的軍事同盟の再編、強化を軸に強行されたものであり、五・一五復帰と同時にまっ先に上陸したものが憎むべき日本軍＝自衛隊とヤマト官僚であった事に「第三の琉球処分」の本質をはっきりとみてとることができる。

そして「復帰記念三大事業」と称する植樹祭、若夏国体、海洋博が実は戦犯天皇ヒロヒトの沖縄上陸をねらったものであり、なりふりかまわぬ皇太子アキヒト、ミチコの沖縄上陸こそ、二度にわたって沖縄上陸を阻止された戦犯天皇ヒロヒトの沖縄上陸に道をひらくものである。

まさに七・一七皇太子アキヒト、ミチコの強権的沖縄上陸ーマブニ参拝こそ、沖縄戦の「聖戦」化を通じて沖縄戦における皇軍＝日本軍の沖縄人、朝鮮人虐殺を隠蔽し、琉球処分以来の日本国家権力による沖縄人への皇民化ー同化攻撃を正当化し、美化するものであり、戦後米軍支配下に培われた沖縄人民の反戦・反基地闘争の全面的解体と、天皇制、天皇制イデオロギーの下への集約をねらったものである。

かかる七・一七皇太子アキヒト、ミチコの沖縄上陸―マブニ参拝に対しわが沖解同(準)本部を中軸とする決死隊が断固たる実力糾弾の炎をあびせかけた事は当然すぎる程当然の事であり、まさにそれは沖縄人民の歴史的責務であったといわなければならない。

これらの事こそ、わが沖解同(準)本部の白銀―ひめゆりを貫く、皇太子アキヒト決死糾弾闘争の思想的・政治的確信である。

二、本公判にのぞむ私達の基本的な立場

現在、日本帝国主義国家権力―那覇地検はわが白銀決死隊の七・一七皇太子アキヒト決死糾弾の闘いに対し、「公務執行妨害」なる罪名をもってほうむり去ろうとしている。

そもそも、一六〇九年薩摩による琉球侵略以来、一八七九年の琉球処分、一九四五年の沖縄戦、一九五一年のサンフランシスコ条約締結、そして一九七二年の「返還」＝五・一五「復帰」と今日に至るまで、日本国家権力は常に沖縄人民の意志をふみにじり、差別し抑圧してきたのであり、このような差別支配に対して沖縄人民が怒りをもって決起するのは歴史的必然といわなければならないのである。

四百年にわたって常に沖縄人の抑圧者であった日本国家権力に沖縄と沖縄人を裁く権利など一切無いのであり、まさに裁かれるべきは、七二年「返還」―七五年海洋博を強行した皇太子アキヒト・ミチコー戦犯天皇ヒロヒトである。

更に那覇地検は、沖解同(準)本部の強固な政治的・思想的一致の下に闘われた、わが白銀―ひめゆりを貫く七・一七決死糾弾闘争に対し、不当にも分離公判をもって闘いの分断を強要している。

既に述べたようにわが白銀―ひめゆりの皇太子アキヒト決死糾弾闘争は海洋博決戦勝利へ向けた不可分一体の闘いであり、統一公判の実現を強く要求します。

一九七五年十月二十七日

第二回公判にて

e　起訴状に関する罪状認否への意見

川野純治

私は、今から述べる意見をもって、起訴状に関する罪状認否への答えとしたいと思います。

私は、沖縄人民、沖縄解放同盟の闘いに連帯して、皇太子沖縄上陸阻止・戦犯天皇糾弾の闘いに決起しました。この闘いは、

第一に、天皇ヒロヒトの戦争責任、とりわけ、沖縄戦において二十数万の沖縄人を　殺したことを追及し、糾弾するものです。

サツマの琉球侵略、そして琉球処分以降の天皇制支配によって、沖縄人民は苛酷な差別抑圧収奪を強いられます。そして、日本帝国主義―天皇制権力のドス黒いアジア侵略と沖縄差別支配の凝縮としてあったのが、沖縄戦だったことは、言うまでもありません。沖縄人を侵略戦争に狩りたて、住民から壕や食料を奪い、スパイ容疑で　殺した天皇の軍隊＝日本軍の残虐、敵対行為は、今なお沖縄人民の脳裡に焼きつき、反戦・反天皇（制）としてはっきりと意識化されています。

侵略戦争に人民を狩りたて、沖縄人、中国人、朝鮮人を虐殺した最高責任者＝天皇ヒロヒト、彼の戦争責任は断じて清算されることはありません。いや、戦後天皇制の延命と敗戦帝国主義国日本の復興と引きかえに、沖縄を米軍の差別軍事支配へ売り渡したことも合わせて、怒りをもって全人民の手で糾弾されねばなりません。

第二には、戦犯天皇糾弾をふまえて、七二年「返還」攻撃の総仕上げを目論む皇太子アキヒトと日本帝国主義者の野望を粉砕することであります。

「返還」攻撃の集約環たる海洋博は、沖縄の農漁業、住民の生活を破壊し、住民を追い出し、女性差別を煽る「買」春観行を助長する一方、ＣＴＳ建設、日米軍事基地の再編強化と密接に結びつき、沖縄をアジアへの侵略反革命前線基地として打ち固めんとするものです。その様な海洋博の「名誉総裁」としての皇太子アキヒトは、天皇の戦争責任の清算と、沖縄人民を差別軍事支配へ屈服させ、再び侵略反革命（戦争）へ狩りたてることを自己の使命として強行上陸せんとしました。

私たちは、海洋博と皇太子沖縄上陸を頂点として更なる、沖縄の差別軍事支配を目論む日本帝国主義と、侵略イデオロギーをふりかざした皇太子アキヒトに対して、断固として鉄槌を加えたのです。

第三には、沖縄人民の闘いに連帯しきるとともに、四百年近くにわたり沖縄差別支配を許してきた「本土」人民の負債を自己批判する実践的な闘いの第一歩としてありました。

沖縄人民は、沖縄戦を原点に、軍事基地撤去！差別軍事支配打破！を闘い抜き、「返還」以後二度にわたる天皇の沖縄上陸策動を粉砕しました。そして、今年の「五・一五」を「第三の琉球処分糾弾！」として闘い、六・一八マブニ糾弾闘争、七・一七皇太子上陸阻止闘争へと受け継いだのです。このことは同時に、差別排外主義に屈服した「本土」人民への鋭い糾弾であること、このことを私自身主体的に受けとめる闘いとしてありました。

以上の三点を軸にした内容をもって、私は沖縄反帝戦線の一員として、七・一七皇太子沖縄上陸阻止、戦犯天皇糾弾の闘いを、沖解同金城君とともに共同行動として展開したのです。まさに私たちの闘いは、侵略・略奪・差別・迫害・虐殺をくり返してきた天皇一族に対する当然の、正当な闘いであります。私は、日本帝国主義国家権力の戒厳令体制を打ち破り、七・一七皇太子沖縄上陸阻止！戦犯天皇糾弾！の闘いに勝利したことをここにはっきりと宣言することができます。

更に、ひめゆりの塔において皇太子直撃糾弾に決起した、沖解同知念君、日本反帝戦線小林君の闘いを断固支持するとともに、この闘いは私たちの闘いと政治的に統一された闘いであり、故に彼らとの統一公判を強く要求するものです。

最後に、私たちの闘いの正当性、政治的意義を隠ぺいせんとする、「公務執行妨害」なる「罪」名には絶対承服できないし、私は最後まで沖縄人民をはじめ、全ての被抑圧人民被差別大衆と連帯して、差別抑圧の元凶＝天皇（一族）、日本帝国主義者を抑圧糾弾するものとしてこの公判闘争を闘っていくことを表明して、私の意見を終ります。

f　冒頭陳述書

公務執行妨害　金城博文
右　同　川野純治

右両名に対する頭書被告事件について、検察官が証拠により証明しようとする事実は、左記のとおりである。

昭和五〇年一〇月二七日
那覇地方検察庁
検察官検事　安部正義
那覇地方裁判所刑事第二部殿

記

第一　被告人両名の経歴など

一、被告人金城は、現在、材木店経営の金城徳仁とその妻和枝との間の長男として出生し、コザ市（現沖縄市）の安慶田小学校、越来中学校を卒業してコザ高等学校へ入学し、一九六九年（昭和四四年）三月同校を卒業した。

その後、一九七〇年（昭和四五年）二月、東洋石油株式会社の沖縄本島における工場建設に反対して飯場等に放火した事件で、沖縄の刑法による現住建造物放火等で逮捕され、家庭裁判所へ送致された。

右事件後の同年四月、同被告人は、駒沢大学法学部法律学科へ入学したが、昭和四七年七月除籍されている。

同被告人は、昭和四八年ころから東京、大阪等で稼動していたが、近時沖縄県下で沖縄解放同盟の活動家として活動をなしていたものである。

二、被告人川野は、現在、食品スーパーの株式会社マミーの常務取締役をしている川野元輔とその妻尚子との間の長男として生まれ、本籍地の熊本県の渡小学校へ入学し、その後鹿児島県の出水小学校へ転校して同校を卒業し、出水中学校へ入学して同校を卒業してから、同県立出水高等学校へ入学し、昭和四八年三月同校を卒業した。

そして、同年四月北九州市立北九州大学法学部法律学科へ入学し、北九州市で下宿して通学していたが、昭和四九年一〇月ころから大学へは行かず、沖縄県下へ来た。そのため同大学に対しては、昭和五〇年四月休学手続をとっている。

同被告人は、共産同戦旗派に属し、昭和四九年一〇月ころから沖縄県下で活動を行なっていたが、昭和五〇年五月四日同県名護市内で「海洋博粉砕、皇太子上陸阻止」等記載したビラを貼付した事件で逮捕され、軽犯罪法違反で科料に処せられている。

第二　本件犯行の状況

一、被告人らは、皇太子来沖に反対する実力闘争の一環として本件犯行を企図し、本件犯行日の前日の昭和五〇年七月一六日午後四時ころ、沖縄県糸満市字糸満二〇四一番地の五所在の白銀病院（院長大城正義）へ行き、被告川野が

胃痛を装い、大島清という偽名を使って同病院二〇五号室へ入院し、被告人金城は付添人として同室へ泊り込んだ。

二、被告人らは、皇太子及び皇太子妃の行啓車列が「ひめゆりの塔」参拝等のため、同病院西側通路を通過するのに先立ち、同月一七日午後零時四〇分ころ、石塊、クレゾール石鹸液入りガラスビン、コーラー、ファンタジュース、牛乳の空びん、鋼管、スパナ等を手提げ袋に入れるなどして、共に同病院三階西側のベランダに奉迎者を装って入った。

同ベランダには、前記大城正義をはじめ他の入院患者や付添人らも奉迎のため入っていたが、被告人金城は、右ベランダの北側に、被告人川野は南側にそれぞれ立って、御列の接近を待ち受けていた。

三、御列は、先導車二両（白バイ横隊）、その約一〇メートル後方に前駆車（パトカー）、その約一五メートル後方にお召自動車（乗用車）、その約二メートル後方左右に側車二両（サイドカー）、お召自動車の後方にそれぞれ約一〇メートルの間隔をおいて、後衛車（乗用車）、第一供奉車（乗用車）、供奉随従車（マイクロバス）、無線車（パトカー）、後押え車二両（白バイ横隊）の車列により編成されていた。そして、御列の前方には、先行車、警衛機動隊車などが進行し、御列の後方には、報道車、予備車などが追従して、幅員約一二メートルの道路中央を時速約二〇キロメートルで進行していた。

四、被告人らは、前記のように白銀病院三階西側ベランダで、御列の接近を待ち受けていたが、同日午後一時五分ころ、前記御列が国道三三一号線を那覇方面から糸満市字米須方面に向け南進し、同病院ベランダ西側にさしかかった際、右ベランダ上からその下を通過する御列のうち先導者、前駆車、お召自動車、側車に向って集中的にクレゾール石鹸液入りガラスびん、牛乳の空びん、ファンタジュースの空びん、コカコーラの空びん、石塊、スパナ、鋼管、ほうき様のものを「皇太子帰れ」などと大声で叫びながら投てきした。

右びん等の投てき場所及び投てき物は、

1. 先導車(左)の左前方付近　びん　一本
2. 先導車(左)の後方付近　びん　一本
3. 前駆車右側ドア　びん　一本（命中）
4. 前駆車左側方付近　びん　一本
5. お召自動車左前方付近　クレゾール石鹸入りガラスビン一本
6. お召自動車左側方付近　びん　二本
7. お召自動車後方付近　びん　一本
8. お召自動車左側方付近　スパナ　一本
9. 側車(右)の右側付近　石塊　二個
10. 側車(右)の後方付近　鋼管　一本
11. 側車(左)の左側付近　ほうき様のもの　一本

である。

右投てきに使用したびんは、牛乳びん一本を除き、破砕飛散している。

右被告人らの行為により、先導車・前駆車、お召自動車、側車に乗車していた沖縄県警警視中島政雄ほか一三名の者が、その職務の執行を妨害されたが、右の者らの乗車していた車両、所属・氏名及び職務の内容は別表のとおりである。

五、御列は、前記のように道路中央部を時速二〇キロメートルで進行していたが、本件投てきにより、道路右側によって一旦除行したのち、時速三〇キロメートルに加速して進行した。

なお、本件投てきにより、前駆車の左側ドアに擦過痕が生じた。

六、本件発生により、御列の前方を走行していた警察機動隊車は、直ちに停車し、同車に乗っていた警察官が前記白銀病院三階西側ベランダに駆けつけ、沖縄県巡査兼久寛勇が被告人金城を、同県巡査高嶺貴英ほか一名が被告人川野をそれぞれ逮捕した。

第三　情　状

被告人らの情状に関する事項

別表

番号	乗車別	所属	氏名	職務の内容
1	先導車（右）	沖縄県巡査部長	石垣信善	警衛
2	右同（左）	沖縄県巡査	宮平良俊	右同
3	前駆車	宮内庁東宮職 東宮待従	八木貞二	皇太子の待側奉仕
4	右同	皇宮警部	小柳睦弘	警衛
5	右同	沖縄県警視	中島政雄	右同
6	右同	沖縄県警部	金城昇	右同
7	右同	沖縄県巡査	町田宗健	右同
8	お召自動車	宮内庁東宮職 東宮待従	曾我剛	皇太子の待側奉仕
9	右同	皇宮警視	渡辺芳	警衛

10	右同	宮内庁管理部車馬課	大槻政夫
11	側車（右）	沖縄県警（応援派遣された警察庁警部補	加藤浩二
12	右同	警察庁巡査部長	熊谷誠一
13	側車（左）同	警察庁警部補	宮本正夫
14	右同	警察庁駿査	浜田健一郎

10	右同	自動車運転	右同
11	側車（右）	警衛	右同
12	右同	警衛	右同
13	側車（左）同	警衛	右同
14	右同	警衛	右同

g 検察官請求証拠目録

被告人 金城博文
川野純治

請求番号	証拠資料	作成年月日	立証事項
1	供述者・作成者又は、領置番号 兼久寛勇	検 五〇年七月二〇日	被告人らの犯行状況
2	高嶺貴英	検 五〇年七月二一日	被告人金城の逮捕状況など 被告人らの犯行状況 被告人川野の逮捕状況など 被告人金城が所持していた糾弾状とその内容
3	昭和五〇年領第五三六符二号 宮城正幸名義の糾弾状一通（封筒入り）		
4	同符一号 ヌンチャク一組		被告人金城が所持していたヌンチャクの存在
5	兼久寛勇	捜押 五〇年七月一七日	右3、4の押収手続
6	昭和五〇年領第五三七号符二号 島田豊名義の糾弾状一通（封筒入り）		被告人川野が所持していた糾弾状とその内容
7	同符一号 ヌンチャク一組		被告人川野が所持していたヌンチャクの存在
8	高嶺貴英	捜押 五〇年七月一七日	右6・7の押収手続
9	昭和五〇年領第五三六号符五六号 買物袋一袋		病院三階ベランダで押収した買物袋の存在
10	棚原恵勇 領	五〇年七月一七日	右の押収手続
11	知念正功 写真撮影報告書	五〇年七月二三日	犯行直後の現場の状況
12	棚原恵勇 検証	五〇年七月二四日	白銀病院及び犯行現場の状況
13	昭和五〇年領第五三六号符一七号 森永牛乳びん等の破片		路上から押収したびんの破片の存在
14	同符一八号 右同		右同
15	同符一九号 右同		右同
16	同符二〇号 びんの破片		右同
17	昭和五〇年領第五三六符二一号 びんのふた一個		路上から押収したびんの破片の存在
18	同符二二号 白色びん等の破片		路上から押収したびんの破片の存在
19	同符二三号 森永牛乳びん一本		路上から押収した牛乳びんの存在
20	同符二四号 ファンタびん等の破片		路上から押収したびんの破片の存在

21	同符二五号	茶色びん、白色びん等の破片			右同
22	同符二六号	右同			右同
23	同符二七号	地面に附着していた液			路上で押収した液体の存在
24	同符二八号	右同			右同
25	同符二九号	茶色びん白色びん等らの破片			路上から押収したびんの破片の存在
26	同符三〇号	ファンターびん、茶色びん等の破片			右同
27	同符三一号	右同			右同
28	同符三二号	鋼管一本			路上から押収した鋼管の存在
29	同符三三号	ファンターびん牛乳びん等の破片			路上から押収したびんの破片の存在
30	同符三四号	牛乳びん等の破片			右同
31	同符三六号	コーラびん、牛乳びん等の破片			右同
32	同符三七号	牛乳びん、茶色水色びん等の破片			右同
33	昭和五〇年領第五三六号符三八号	マップの柄一本			路上から押収したマップの柄の存在
34	同符三九号	牛乳びん等の破片			路上から押収したびんの破片の存在

35	同符四一号	右同			右同
36	同符四二号	右同			右同
37	同符四四号	右同			右同
38	同符四五号	ファンターびん等の破片			右同
39	同符四六号	白色びん等の破片			右同
40	同符四七号	牛乳びん等の破片			右同
41	同符四八号	ほうき一本			路上から押収したほうきの存在
42	同符四九号	ファンタジュースびん等の破片二個			路上から押収したびんの破片の存在
43	同符五〇号	モンキースパナ一本			路上から押収したモンキースパナの存在
44	棚原恵勇	領	五〇年七月一七日		右13ないし43の押収手続
45	宮里良法	指紋採取結果報告書	五〇年七月一七日		右の19の牛乳びんに川野の指紋があったこと
46	島袋敏輝	鑑嘱㊟	五〇年七月三〇日		前記路上で押収した液体（右23・24）の鑑定依頼
47	金城一ほか一名	鑑	五〇年八月十三日		右がクレゾールを含む液体であること
48	金城昇	検	五〇年八月四日		御列の構成及び本件被害公務員の乗車位置及び職務内容など
57	浜元朝金	検	五〇年七月二六日		右同
58	大城正義	検	五〇年七月二四日		被告人らの入院経過及び犯行状況

59	翁長吉子	検	五〇年七月二四日	右同	
60	宇根富子	検	五〇年七月二五日	被告人らの犯行前及び犯行状況クレゾール石鹸液入りびんがなくなったこと	
61	金城満喜子	検	五〇年七月二四日	被告人らの犯行前及び犯行状況	
62	喜屋武ハツ	検	五〇年七月二五日	犯行状況	
63	大城ゴゼイ	検	五〇年七月二五日	右同	
64	宮城信栄	検	五〇年七月二四日	右同	
65	宮城信栄	検	五〇年七月二五日	右同	
66	島袋実	員	五〇年七月二九日	本件鋼管と同種のものが病院内にあったこと	
67	金城良夫	員	五〇年七月二九日	本件ほうき、モップの柄を病院内に置いていたこと	
68	金城徳仁	検	五〇年七月二九日	被告人金城の身上、経歴、家庭環境、交友関係	
69	金城和枝	検	五〇年七月三〇日	右同	
70	川野元輔	員	五〇年七月二〇日	被告人川野の身上、経歴、家庭環境、交友関係	
71	川野尚子	検	五〇年七月三一日	右同	
72	駒沢大学学生部長	学生の昭会について（回答）	五〇年八月一九日	被告人金城の駒沢大学の存学期間	
73	北九州大学長	捜査関係事項について（回答）	五〇年八月一八日	被告人川野の大学の在籍状況	
74	東村長	身	五〇年七月二二日	被告人金城の身上	
75	球磨村長	身	五〇年七月二一日	被告人川野の身上	
76	検察事務官	前	五〇年七月一九日	被告人川野の前科	
77	裁判官	略式命令㊦	五〇年五月二七日	被告人川野の前科の内容	

昭和五〇年(わ)第三五一号

h　第一回公判調書（手続）

被告事件名	被告人の氏名	出頭別
公務執行妨害	金城博文 川野純治	

公判をした年月日　昭和五〇年九月二九日

公判をした裁判所　那覇地方裁判所刑事第二部

裁判長裁判官　宮城安理

裁判官　中村透

裁判官　榎本克己

裁判所書記官　富田勇

検察官　新井弘二　安里宏安部正義

出頭した弁護人　知念幸栄　上間瑞穂

被告人　氏名　金城博文

年令　二五年（昭和二五年四月二四日生）

職業　無職

住居　沖縄県沖縄市字安慶田六九番地

本籍　沖縄県国頭郡東村字平良二一〇番地の一

被告人　氏名　川野純治

年令　二一年（一九五四年（昭和二九年）九月二二日生）

職　業　　学　生
住　居　　沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根三六三番地
　　古堅アパート四号室
本　籍　　熊本県球磨郡大字渡乙一九五八番地の二

起訴状の朗読
検　察　官（安　部）
被告人金城博文、同川野純治に対する昭和五〇年八月七日付起訴状朗読

主任弁護人の指定
裁判長裁判官
弁護人知念幸栄を主任弁護人に弁護人上間瑞穂を副主任弁護人にそれぞれ指定する。

主人弁護人
本件被告事件に対する陳述は次回期日までに、書面で釈明を求めその求釈明に対する検察官の釈明がなされた後にしたいと思います。

裁判長裁判官
弁護人の求釈明書は、次回期日において検察官が十分釈明できる次回期日の一週間前までに裁判所に提出されたい。
なお検察官は右求釈明に対する釈明書を次回期日までに提出されたい。

主任弁護人、検察官（安部）
承知しました。

被告人の退廷
裁判長裁判官
主任弁護人と次回期日について調整をしていたところ、被告席にあった被告人金城博文が突然立ち上がり、「意見陳述をしたい」と旨発言したので、裁判長は被告人金城博文に対し、「弁護人は、弁護人側の求釈明に対する検察官の釈明がされた後に事件についての意見陳述をしたいということであるから、

被告人もそのようにするように」と告げた。

被告人金城博文
その点はわかったが、われわれは逮捕後今日まで接見を禁止されているので、それに対し抗議すべく、またこの措置が解除されるよう意見を述べる。

裁判長裁判官
被告人金城博文に対し、発言を禁止することを命じ、接見禁止に関する意見であれば別の手続きでするように告げた。

被告人金城博文
一旦着席したが、再びたちあがり、「何を言っているのか」「われわれとしてもそれについては別の法的手続きはする」などと発言した。

裁判長裁判官
被告人金城博文に対し、発言を禁止する。

被告人金城博文
裁判長はわれわれに対し、発言を禁止すると言っているが、われわれが裁判所の措置によって不当な制限を加えられていることをどう考えているのか、われわれはこのような裁判所の不当な制限に付し、今日七二時間のハンガーストライキに突入したことを裁判所に対し、宣言する。

裁判長裁判官
被告人金城博文に対し、再三発言禁止を命じたが、これに従わず、同種発言を続けたので被告人金城博文に対し、退廷を命じ、被告人の介護に当っていた刑務官をして直ちに執行させた。

被告人　川野純治
私は裁判所の今の行為に抗議する、私は現在もなお接見を禁止している裁判所の不当な処分を糾弾するために意見を述べる。

裁判長裁判官
被告人川野純治に対し、発言の禁止を命じたが、それに従わず、なおも声を荒立てて同種発言を続けたので、裁判長は被告人川野に退廷を命じ、戒護に当っていた刑務官をして直ちに執行させた。

傍聴人の退廷

裁判長裁判官

右のとおり被告人金城博文に対し、発言を禁止した時から、右側傍聴席や中央傍聴席の傍聴人十数人が、しばしば「こんな裁判があるか」「何を言っているのか」「裁判長横暴だ」「これが公正な裁判か」など粗暴な言辞を弄し、喧騒な言動をしていたので、裁判長はこれら傍聴人に対し、再三発言を禁止し退廷の警告を発した。

傍聴人

被告人金城博文、同川野純治に対する退廷命令執行中に、傍聴人らは口々に「こんな裁判があるか」「何を言っているのか」「裁判長横暴だ」「これが公正な裁判か」などと怒号し続けた。

裁判長裁判官

法廷の秩序を維持するため報道関係者を除く傍聴人全員の退廷を命じる。

傍聴人

右裁判長の退廷命令に対し、「裁判長横暴だ」「こんな裁判があるか」「退廷とは何か」など一斉に怒号し、任意に退廷しなかった。

裁判長裁判官

法廷内の警備員および庁舎内に待機中の警察官三〇人をして報導関係者を除く傍聴人全員の退廷命令の執行をさせた。

指定告知した次回期日

昭和五〇年一〇月二七日午後一時

昭和五〇年一〇月一日

那覇地庁裁判所刑事第二部

裁判所書記官　富田　勇　㊞

i　第二回公判調書（手続）

被告事件名　被告人の氏名

公務執行妨害　金城博文　川野純治

公判をした年月日　昭和五〇年一〇月二七日

公判をした裁判所　那覇地方裁判所　刑事部第二部

裁判長裁判官　宮城安理

裁判官　中村透

裁判官　榎本克己

裁判所書記官　富田勇

検察官　新井弘二、安里宏、安部正義

出頭した弁護人（主任）知念幸栄

（副主任）上間瑞穂

副主任弁護人の求釈明

昭和五〇年一〇月二一日受付求釈明要求書記載のとおり。

検察官（安部の釈明）

1. 弁護人求釈明に対し、昭和五〇年一〇月二四日受付釈明書記載のとおり

2. 裁判長の求釈明に対し

(一)弁護人の求釈明要求書一の(三)および三記載の事項についての検察官の釈明で「公訴事実のとおりである。」というのは、被告人両名の暴行行為の対衆が検察官の釈明書添付別表記載の警察官中島政雄ほか一三名に対するものであるという事である。

(二)検察官の釈明書添付別表番号10記載の大槻政夫の職務の内容は自動車の運転で、その職務の法的根拠は、宮内

庁内法第一条の八第三号、宮内庁組織令第一五条の二条一号である。

(三)なお、検察官の釈明書添付別表記載の者の所属庁、乗車配置については、冒頭陳述の中で、明らかにする予定である。

主人弁護人の求釈明

次の点につき、再度、検察官に釈明を求める

(一)弁護人の求釈明書要求書三記載の事項についての検察官の釈明は、「公訴事実記載のとおりである。」ということだが、被告人両名の共謀の内容、特に暴行についての共謀は、検察官の釈明書添付別表記載の警察官中島政雄ほか一三名に対するだけのものかどうか。

(二)弁護人の求釈明書要求書五記載の事項について、検察官は訴因の特定に不必要であるとの理由から釈明の必要はないということだが、その点は、今後の本件裁判の審理方向と関係するので明らかにされたい。

裁判長裁判官

主任弁護人からの右釈明要請(一)の点については、前記検察官の釈明2(一)で明らかであり、同(二)の点についてはその必要はないので、これ以上釈明を求めない。

副主任弁護人の求釈明

次の点につき、更に検察官に釈明を求める。

(一)被告人両名の共謀の具体的日時。

(二)被告人両名の共謀の内容が警察官に対する公務執行妨害という意味内容を有していたのかどうか、有していたとすれば、その具体的事実を明らかにされたい。

(三)起訴状では、「右警察官らの職務の執行を妨害したもの」となっているのに検察官の釈明書添付別表では、職業が警察官でない者もいる。その点、起訴状記載の「右警察官ら」と「沖縄」県警視中島政雄ほか一三名とは同一のものを指すのか否か。

裁判長裁判官

副主任弁護人からの右釈明要請(一)の点については、検察官の釈明書で、(二)の点については、検察官の前記釈明2(一)と(三)の点についてもこれまでの検察官の釈明でそれぞれ明らかであるので、これ以上釈明を求めない。

被告事件に対する陳述

被告人金城博文

一、別紙「七・一七決死糾弾闘争と本公判に関する見解」と題する書面記載のとおり。

二、右に述べた以外に述べることはない。右に述べた以外に本件公訴事実について述べよということであれば黙秘する。

被告人川野純治

一、別紙「起訴状に関する罪状認否への意見書」と題する書面記載の通り。

二、右に述べた以外に述べることはない。

主任弁護人

一、検察官は、本件被告人両名の行為を警察官らに対する暴行であると位置づけているが、先程、被告人両名が陳述した内容からもわかるとおり、本件被告人両名の行為は、天皇の後継者である皇太子に対する抗議の意思表示としてなされたものであって、警察官らに対する公務の執行を妨害する意志は、全くなかったものである。従がって、公訴事実記載の事実はあり得ない。

二、公訴事実記載の外形事実に対する意見は現段階においては留保する。前記陳述は仮に公訴事実記載のような外形事実があったとしてもという意味で陳述したものである。

検察官の冒頭陳述

別紙冒頭陳述書記載のとおり

証拠調

別紙証拠関係カード記載のとおり

指定告知した次回期日

昭和五〇年十一月二五日午後一時三〇分

昭和五〇年十一月十七日

那覇地方裁判所刑事第二部

裁判所書記官　富　田　勇

C 1. 名護公判現状報告

7・18予防反革命弾圧ー海洋博粉砕！皇太子沖縄上陸阻止！名護市内デモ解散後における3名のデッチ上げ逮捕・不当起訴は、明らかに、7・17「ひめゆりの塔」「白銀病院」における皇太子決死糾弾闘争を頂点とし、摩文仁ヶ丘、糸満、那覇、名護、本部（備瀬）と、全琉を縦断して闘われ、勝利した海洋博決戦に対する報復弾圧であり、同時に、12・6〜7日本ナショナルデー、1・18皇太子再来沖を見すえた予防拘きん攻撃である。我々は敵権力のこのような、闘いの更なる拡大に恐怖した、なりふりかまわぬ攻撃に対し、逮捕後直ちに開始された獄中3同志の抗議のハンストを最先頭に、全面的な反撃を大衆的宣伝を軸に開始した。そして現在、三ケ月近くにも及ぶ接見禁止攻撃、更には天皇訪米絶対阻止！獄中決起（ハンスト・シュプレヒコール）に対する一週間の懲罰攻撃、異例の逮捕番号による起訴という攻撃を、3名の同志は完黙闘争で打ち破り、その上に立って法廷闘争を、弁護士、傍聴人と一体となって貫徹している。

法廷における闘いは、皇太子沖縄上陸と海洋博攻撃の政治暴露を組織すると同時に、具体的事実にそった反撃をあらゆる局面で組織し、神崎検事作成のデッチ上げ起訴状粉砕！警察・検事徹底糾弾！完全無罪判決を克ちとれ！即時釈放！の基本方針の下に勝利的に前進している。

第一回公判闘争は10月7日克ち取られた。公判においては、各同志十五分から二十分の罪状認否ー意見陳述を断平として闘いとり、以下の諸点を明らかにしきった。①具体的な事実にそった起訴状のデタラメ・デッチ上げ、②海洋博攻撃、皇太子上陸攻撃の意味と、自らの闘いの正当性、③7・18弾圧が、7・17決死糾弾闘争勝利への報復的弾圧であり、9・30天皇訪米阻止闘争への予防反革命弾圧であること、④不当な長期拘留、接見禁止、逮捕時における暴行、取調べ時における、「障外者」差別、民族差別（「おまえは朝鮮人だろう」等々）に対する徹底糾弾、⑤最後に、「ひめゆり」「白銀」決死隊員との固い連帯の下、公判闘争を貫徹し、完全無罪判決を克ち取るといった決意表明、である。

初戦における我々の獲得目標であった、被告の意見陳述を中心としてのデッチ上げ逮捕ー無実の鮮明かつ全面的な主張、とり分、起訴状、検察官冒頭意見陳述に対する攻撃的批判が、池宮城紀夫弁護人の「完全無罪」の主張と一体となって貫徹された。このような我々の全面的な攻撃の前に検事神崎は完全に顔色を失ない、次回公判への不安をかくすことなど一切できはしなかったのである。なお、逮捕番号、名護508・509はデッチ上げ逮捕、名前が分っていたにもかかわらず、接見禁止、長期拘留等を正当化するために逮捕番号で起訴されている事に抗議し、その意味において、法廷における人定質問に完黙で応えた。この闘いは、3同志の無罪を更に全人民的に印象づけたのである。

第二回公判闘争は10月22日、第三回公判闘争は11月10日、それぞれ克ち取られ、五人の検察側証人（全員機動隊員）に対する、徹底糾弾ー全面的なデッチ上げ（ウソの供述）に対する暴露が、具体的事実にそって展開された。

戦術的には、第三回公判における午前、午後を貫いた集中審議を、弁護人を中心として克ち取った事が、我々に、検事ー機動隊員のデッチ上げ意志統一を粉砕するという意味において、有利を条件を形成した。取り調べにおいて、5名の証人の証言が、一人一人、事前に意志統一されたと思われる何点かを除いては、ことごとく食い違う事が、被告の追及を中心に暴露された。あまりのデタラメさに、証人自身はテレかくしにニガ笑いをし、検事神崎は真青になり、傍聴席からは思わず笑いがこぼれるほどの、検察ー警察のみじめな姿であった。なお検察側は、被告、弁護人の鋭い追求の前にデッチ上げ物証の全面的な撤回に追い込まれたことも特記されねばならない。

この闘いの中で我々が明らかにしきった主要な点を簡単に整理すれば以下である。①総括集会を終え、バス停に向うところであった。②被告3名の逮捕時の位置、特徴等はすべてデッチ上げ逮捕後に、機動隊員ー取り調べ刑事ー検察官一体となって口裏を合せたものであり、それ自身事実に反する。③被告人たちがスクラムを組んで阻止線に正面から体当りしたという事実は一切ない。④被告人らの「何故通さないのだ」という抗議に、明確に答えた機動隊は一人も居ないこと。⑤被告人3名が誰にどの様に暴行を加えたのか一切鮮明でない、等である。

以上のような形で、公判闘争は一貫して、我々の方針の全面的な貫徹の下、我々のペースで闘い抜かれ、すでに権力検事は自らの反革命デッチ上げのために、自らの反人民性を自己暴露し、自らの首を自分で締める結果を招き、うその供述を強制される機動隊員は、「権威」ある法廷での徹底糾弾の前に、昨日まで信じて疑わなかった自分の「正義」をニガ笑いで置きかえるところまで追いつめられたのである。

我々はこのような闘いの成果を踏え、第四回公判闘争では、弁護側証人調べ、第五回公判闘争では、同志3名の最終意見陳述、弁護人の被告質問を最後の決定的切り札として闘いとり、検察官の求刑論告を爆砕せねばならない。

2. 公判関係資料

a 起訴状

昭和五〇年検第一五二一号
一五二二号
一五二三号

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和五〇年七月三〇日

那覇地方検察庁
検察官検事　神崎武法

那覇地方裁判所　殿

本籍　長野県上高井郡小布施町九九四番地
住所　不詳
職業　不詳
拘留中、逮捕番号五一〇号こと
小林昌人
昭和二九年十二月二九日生

本籍　不詳
住居　不詳
職業　不詳
拘留中、氏名不請
逮捕番号五〇八号
別紙写真の男

本籍　不詳
住居　不詳

職業　不詳
拘留中、氏名不詳
逮捕番号五〇九号
別紙写真の男

公訴事実

第一、被告人小林昌人は、昭和五〇年七月一八日午後五時二六分ごろ、沖縄県名護市字名護三二一番地ガジマル駐車場出口付近において、同所から出て道路で無許可の集団行進をしようとした被告人ら約一〇〇名の集団を制止する職務に従事していた沖縄県警察本部警備部機動隊所属巡査玉井栄吉に対し、手拳で同人の顔面を殴打する暴行を加え、もって右警察官の職務の執行を妨害し、

第二、被告人逮捕番号第五〇八号、同逮捕番号第五〇九号は、ほか数名と共謀の上、前記日時、場所において、前記小林昌人を公務執行妨害の現行犯人として逮捕しようとした前記機動隊所属巡査喜瀬聰、同仲村柄兼義及び同荷川取毅の三名に対し、それぞれの下腹部を足蹴にする暴行を加え、もって右警察官らの職務の執行を妨害したものである。

罪名及び罰条

公務執行妨害、刑法第九五条第一項、第二事実につき更に第六〇条、

第Ⅳ部　在日本「本土」沖縄人の諸問題を考える。

沖縄差別を許さず沖縄人の連帯をかちとる会有志

1、在日本「本土」沖縄青年O君・U君裁判の現段階

私たちが、O君U君が沖縄差別に憤り飯場でおこした事件を新聞の報道で知った時、ヤマトに働く沖縄同胞として「何とかしなければ」と動き始めたのが支援運動の第一歩でした。横浜拘置所にとらわれている二人への面会・差し入れ・弁護士捜し等に走りまわる中で、私たちはこの「事件」は、大阪でおきた山口君問題をはじめ在ヤマト沖縄人に共有する問題をはらんでおり、沖縄差別がもたらした「事件」であるという意見に一致し、「沖縄差別を許さず沖縄人の連帯をかちとる会」を結成しました。以後、この「かちとる会」がO君・U君問題を当面の課題に、支援・裁判斗争を一切担ってきています。

獄内におり「被告」として立たされている二人との不断の交流を通じて、O君U君自らが「沖縄」であるが故のヤマト（ヤマトンチュ）からの侮辱、差別をとらえ、それへのやむにやまれぬ反撃として今回のような「事件」がおこり、私たちは沖縄差別を打ち砕く強い沖縄人に成長しなければならない事を互いに確認する事に努力しつつ、その姿勢を裁判において貫いてきました。

第一にO君・U君の生き様及びこの「事件」は在ヤマト沖縄人がもつ共通の問題をはらんでおり、第二に一般的なヤマトンチュの沖縄差別という中で特にサツマ人の沖縄に対する強い差別性（一六〇九年の薩摩の琉球侵略以来の関係。二人を差別した田野尻さん（49才）はサツマ出身。）、第三に日常生活・労働の場において沖縄人である故侮辱・迫害・差別をされた時、その場で差別を正し反撃する姿勢の正当性（反撃の正当性。沖縄人の誇り・魂を守り差別と斗かう強さ）の確立、第四に在ヤマト沖縄人の存在・生活は沖縄の社会状況（日米軍事基地を軸とした軍事植民地的支配）に大きく決定づけられる、というこれらの諸点を基本的立場にすえて方向性をうち出してきました。

特に第一点・第四点をふまえ、沖縄現地裁判の要求とその獲得（情状証人の証言という名目ではあれ）は、裁判斗争の上でそして在ヤマト沖縄人の運動にとって大きな成果であると考えます。

この現地裁判の期日を待ちながら、すでに裁判自体は九部通り進行し、現在は最終段階をむかえています。完全失業率六%、海洋博をテコに増々激化する沖縄人の沖縄からの叩き出し攻撃のまっ只中、私たちはこの「ひめゆりの炎」誌上において、O君・U君問題を通じ在ヤマト沖縄人のかかえもつ諸問題を沖縄人共通の課題とし、沖縄——日本「本土」を貫いて一丸となって沖縄差別と斗かい解放をかちとるその手がかりとして提起したいと思います。

2、在日本「本土」沖縄青年O君・U君支援、よびかけ文

沖縄出身の兄弟姉妹のみなさん！

日本「本土」のみなさん！

団結の力で沖縄青年を救おう！

O君とU君の支援活動へのご参加とご協力を心からよびかけたいと思います。両君は沖縄本島南部の〇〇出身の沖縄青年で、現在、傷害致死で横浜拘置所に拘留されております。U君は単身、O君は集団就職で沖縄をはなれ職場を転々としておりました。両君は横浜の寿町に仕事をさがしに「立ちんぼ」にきていて、そこで偶然に六年ぶりに再会し、手配師から同じ飯場の仕事を紹介され川崎多摩で働いておりました。被害者の田野尻さん（鹿児島出身）も彼らと同様、寿町からその飯場にきていて三人は相部屋だったとのことです。私達は、事件を11月22日および23日の新聞で知りました（資料を参考に）。田野尻さんを傷害致死にいたらしめた事件の動機が「沖縄、おきなわ」という形での差別が原因だったと知った時、どうにもならない怒りをおぼえました。と同時に「何とかしなければ」と思いたったわけです。数日後、川崎市の多摩署に留置されていた両君に弁護士の面会を頼んできました。

日本「本土」の沖縄人の大半がそうであるように両君も財政的に貧しく、また、沖縄にいる両君の家族も弁護士費用を負担しえない生活状態にあります。

私共はできる限り、両君に弁護士費用の心配をかけずに、なぜあのような形での事件をおこさざるをえなかったか、なぜ沖縄を離れてヤマトで働かざるをえなかったのか、またどういう希望を持ち、どんな気持で生活をおくっていたのか、などを裁判で明らかにし、できるだけの減刑をかちとっていきたいと思います。

沖縄出身はもちろん、できるだけ多くの皆さんがU君・O君の支援闘争に参加して下さることをよびかけます。

私共の素案としては、月々の会費をきちっと決めて弁護士費用や差入費用にあて、保釈金を集めることなどを支援する会はやらなくてはならないと思います。そして、近日中に、みなさんの都合のいい日を選んで、どういう形・方法で支援していくのか、話し合う中で決めていきたいと思います。是非、御協力をお願いします。

一九七四年十二月二十四日

呼びよけ人　新垣守成（糸満出身）
　　新垣行雄（羽地〃）
　　宮里一郎（浦添〃）
　　棚原初子（本部〃）

沖縄差別とたたかい沖縄人の連帯を克ち取る会
連絡先・神奈川県横浜市鶴見郵便局私書箱61号

3、公判関係資料

a、起訴状

左記、被告事件につき、公訴を提起する

昭和四九年一二月一四日
横浜地方検察庁　川崎支部
検察官検事　守屋紀一

横浜地方裁判所　川崎支部　殿

本籍　沖縄……
住居　川崎市多摩区上麻生一一三六番地　大進建設内
職業　土工
　　K・O
　　昭和〇〇年〇月〇日生

本籍　沖縄……
住居　川崎市多摩区上麻生一一三六番地
職業　土工
　　K・U
　　昭和〇〇年〇月〇日生

公訴事実

被告人両名は、川崎市多摩区上麻生一一三六番地大進建設株式会社井村組宿舎に住み込み、土木として稼動していたものであるが、右宿舎二階一〇畳の間にともに住み込んでいた田野尻茂（当時四九才）から日頃先輩風を吹かされ、しばしば酒に酔って帰った同人から寝ているところを叩き起されたり、芸者の子などと嘲笑されたりしていたため癪やるかたなく、同人を右宿舎から連れ出して暴行を加えようと共謀のうえ、昭和四九年二月二一日午後一〇時ころ、同人を同区王禅寺二〇六三番地先路上に連れ出し、同所で、右嘲笑した理由につき詰問した後こもごも手拳で同人の顔面および腹部等を殴打し、さらに身体を足蹴にするなどの暴行を加え、同人に対し左右肋骨々折等の傷害を負わせ、よって同人をして同月二二日午前一時ころ、同区王禅寺一五三七番地先路上において、右傷害に基ずく血気胸により死亡するに至らせたものである。

罪名・罰条

傷害致死　　刑法第二〇五条第一項第六〇条

b、冒頭陳述書

被告人　K・O

同　K・U

右の両名に対する傷害致死被告事件について弁護人が証拠によって証明しようとする事実は左記のとおりである。

昭和五〇年四月二五日

弁護人　廣瀬哲夫

同　山元弘

横浜地方裁判所

川崎支部刑事部　御中

記

一、本件傷害致死事件の性格について

被告人両名は被害者田野尻茂（以下単に田野尻という）から

1、日頃先輩風を吹かされたり

2、しばしば酒に酔って帰って寝ているところを叩き起こされたり

3、芸者の子などと嘲笑されたり

して癪やるかたなく思い、田野尻に対して嘲笑した理由を詰問し、反省謝罪させるため、本件行為に出たものである。被告人、被害者の右行為の内容及び意味につき、その社会的歴史的背景を具体的に真相究明すれば本件は単なる一般的傷害致死事件枠にとどまらず、沖縄差別という過酷な現実に起因することが明らかとなる。

二、被告人両名の本件に至るまでの経歴とそれに関連する

社会的歴史的背景について

1、被告人両名はいずれも沖縄戦の最大激戦地である沖縄本島南部地区の貧しい家庭に生れ、そこに育ち、基地に寄生した沖縄社会の中での就職難から「本土」就職のため「本土」に渡航してきた沖縄青年であり、日本人の沖縄人に対する差別が被告人両名をして職を転々とせしめ、遂には飯場のその日ぐらしを強いられてきた沖縄青年の一人である。

被告人Oは職場などにおいて、沖縄人と日本人の待遇が口では言い表わせない程ひどいものであったため、奴隷同様の扱いを受けたことに不満をいだき、最後はどうしても我慢が出来ず遂にはそういう差別をされる人間関係の複雑な日本の社会組織を嫌悪し、自由で誰にも頼らず独立して生きていける飯場生活に入ったものである。

被告人Uは数回沖縄に帰りながらも沖縄に生活する場はなく、何度も職をもとめて日本に来らざるを得ず、遂には底辺労働者として飯場で働いてきたが、せっぱつまった状況の中で喰うに喰えず自衛隊にも何度か入隊して辛うじて生活してきた。

2、沖縄人の多くは第一次大戦後、生きるためにソテツ地獄下の沖縄から職を求めて日本に来たが、沖縄語を軸とした独自の文化、習慣、生活様式と日本のそれらとが比較され、容易になじまない故をもって行くさきざきで「琉球人、朝鮮人お断わり」の差別にあい、そして共通語の習得に苦しみ、最低辺労働者として一つの集団、つまり大阪の大正区、西成区を中心とした地域、川崎鶴見を中心とした地域等の一定の地域においこめられ沖縄人部落を形成せざるを得なかった。

3、戦後、沖縄人は行政的に日本から分離された結果、きびしい渡航制限の下で基地監獄といわれた沖縄に封じこめられ、基地労働に従事することを強いられてきたが、一九五八年から日本の若年労働力不足のため、日本語の話せる安価な労働力として集団就職が開始された。

本土復帰の先がけ、沖縄と本土の架け橋といわれた集団就職の沖縄青年を待ちうけたものは、戦前と変わらぬ沖縄差別であった。

集団就職で大阪へ働きに来た山口重光君が職を転々としたあげく最も頼りとしていた最初の職場の社長から「おまえは〝廃人〟か」などと侮辱され（一九七二年のいわゆる山口君事件後）更に多くの差別の中で絶望し、社長宅に放火した事件にも見られるごとく、多くの沖縄青年が不当な差別に苦しみ怒っている。

被告人両名の日本での生活・就職をめぐる状況は在日沖縄青年に共通するものであって、被告人両名が特別な例ではない。

三、被害者田野尻との関係について

1、被害者田野尻は典型的な飯場住いの労務者であるが、同人は日本の歴史的な沖縄支配のあらゆる権力的、社会的領域を担ってきた薩摩＝鹿児島出身である。

近代日本は、第二次大戦後ポツダム宣言にもとずく民主的改良をうけながらもその基礎は薩長を中心とする討幕勢力の明治維新によってきずかれていた。

辺南の地に位置しながら、薩摩が新時代の気運と趨勢を先取りでき、それを実行できた財政的基盤としては一六〇九年の薩

摩の琉球侵略以降の奄美、沖縄先島に対する徹底した差別支配と収奪があったことは歴史学者の等しく指摘するところである。

沖縄出身者徳田球一著「徳球自伝」や杉森久英著「徳田球一伝」にも記述されているごとく薩摩人の奄美・沖縄出身者に対する態度は、同席せず、沖縄人の入った風呂には入らず等々奴隷に対するそれと何ら変らなかった。

2、本件にて死亡した際四九才であった田野尻は戦前に人格の基本的形成をなしたが、その田野尻も鹿児島出身者として伝統的な沖縄人に対する優越感、蔑視感の気風の中で育ったものである。田野尻の生れた部落の隣の部落で育った現四〇才の者は「自分達は戦前、戦中沖縄人を理由もなくいじめた」と語っている。

3、被告人Oと仕事をくんでいた田野尻は同被告人に対し「お前らは沖縄に帰って百姓をしろ」など差別的言辞を弄したりしており、田野尻が本件で被告人両名を侮蔑、嘲笑、虐待した行為は沖縄に対する差別意識にもとずくものである。

四、結　語

一九七二年五月十五日の沖縄復帰後、日本において沖縄出身者の自殺や「犯罪」が多く、マスコミ等で報道されているが復帰したにもかかわらず、いや復帰したからこそより沖縄人の差別が加重されているという現状がある。そしてこの事件でもU君、O君は差別者田野尻に対する怒りが表現されているものである。

被告人両名は差別者田野尻に対しても直接攻撃に出でず、まず同人に謝罪を要求している点に注目すべきであり、このような結果の責任をすべて被告人二名だけが負担するというのはあまりに正義にはずれたものである。

被告人両名は自らの尊厳を守るため謝罪を求めたものである。

現在、被告人両名は今度社会に復帰するときには後輩に対しよき沖縄人の先輩として模範になることを決意している。

C、資　料

資　料　1　朝日新聞一九七四年十一月二二日夕刊

「「バカにされ仲間殺す」川崎の労働者二人

二十二日午前六時ごろ川崎市多摩区王禅寺の白山神社近くの農道で上半身裸の男が死んでいるのを散歩にきた人が見つけ川崎署に届けた。同署で調べたところ男は近くの飯場にいた土木作業員通称「さくらもと」さんであることがわかった。このため仲間から事情をきいたところ同僚の沖縄出身のO（22）とU（25）の二人が二十一日夜被害者を宿舎から誘い出し、殴る、けるの乱暴をして現場に放置したことを自供した。同署は死因がわかり次第二人を逮捕することにしている。二人は「さくらもとさんから日ごろ沖縄・沖縄とバカにされ、いじめられるのでいためつけてやろうと思った」といっている。

資　料　2　琉球新報一一月二三日朝刊

「「バカにした」と仲間殺す――県出身の二人逮捕

二十二日早朝、川崎市多摩区王禅寺の路上で土木労働者がなぐり殺されていた事件を調べていた多摩署は同日夕、同区上麻生一三三六大進建設下請井村組宿舎内土木労働者、O（22）＝沖縄××市生れ、同U（25）＝同××生れ、を殺人の疑いで逮捕した。また被害者らはOらの同僚の鹿児島県枕崎市泉町生れ、田野尻茂（49）とわかった。調べではOら二人は日ごろ田野尻さんから「沖縄生れ」とバカにされたのをうらみ、仕返しを計画、二十一日夜、宿舎で寝ていた田野尻さんを外につれ出し、なぐる、けるの暴行を加え、路上に倒れた田野尻さんを置き去りにした。

第V部

皇太子沖縄上陸阻止・戦犯天皇糾弾闘争に対する「左翼」雑誌及び「党派」機関紙の中で、公然たる敵対、誹謗・中傷を示した例

七月十七日の、ひめゆり、白銀闘争を頂点とする海洋博粉砕、皇太子上陸阻止闘争の爆発的昂揚の意義を低め、沖縄解放闘争の新地平を破壊せんとする権力ー右翼、天皇主義者の軍門に降下した排外主義、日和見主義の中で、特徴的な四例を資料として掲載する。

ひめゆり、白銀闘争を、権力の謀略とデッチあげたのが、「現代の眼」十月号と、日本読書新聞のインタビュー記事であり、「党派」機関紙たる戦旗（八月五日号）論文と、ブルジョワマスコミとして悪名高い「週間新潮」の差別記事にみられる革命的左翼への敵対、破壊攻撃である。七・一七以降、洪水の如く押し寄せた反動攻撃に対し、「支持する会」を中心として全ゆる反撃を加えてきたが、ここにあげたのは、その一角にすぎず、更に一層の糾弾闘争を遂行する事を訴えたい。

資料一―①　**「現代の眼」十月号、頁一七六～頁一七七の〈週刊誌月評〉――（D）**

夏が来れば思い出す――というのはいったいどこまで本音なのだろうか、「八月一五日」に対するジャーナリズムの儀式的な賑わいは、どうも気分ののらない恒例の祭りだが、それにしても、今年の熱風走る異常な気象とともにオモチャ箱をひっくり返したような敗戦・終戦特集の賑わいはとても尋常ではない。このテの祭りの反戦、厭戦音頭はいわゆる〝戦争の追体験〟というものとすらこんりんざい無縁でありつづけてきたわけだが、昭和五〇年の敗戦やらの特集企画の狂い咲きには、なにやら手のこんだ仕掛花火の華麗さがある。

例年になく熱心な『週刊読売』は「特別攻撃隊」の連載（八月十六日号）を手はじめに、有名人たちの八月一五日から無名の主婦たちの座談会、自決した軍人と集団自決した民間人から反軍・兵役忌避の記録までたっぷり満載した「敗戦三十年」

（八月二三日号）、マッカーサー暗殺未遂事件からGZの謀略、進駐軍文化からマダム鳥尾やパンパンの哀歓までを特別企画した「進駐軍」（八月三十日）と、いやはやまったく貧欲な集大成ぶりだが、『週刊サンケイ』だって負けてはいない。軍人・政治家・天皇則近の終戦時の暗闘のドラマを語る「太平洋戦争・証言記録」（七月二四日号）に始まり、「三十年目に再び嵐の天皇制」（八月七日）、パールハーバー奇襲、ミッドウェイ海戦、レイテ海戦、比島作戦等を解説する「太平洋戦争・作戦編」（八月二八日号）は大挙グラビアも動員する。『サンデー毎日』だって「小野田さんがはじめて天皇に言及」（八月一〇日）に始まって「敗戦三十年と日本人」（八月二四日号）の大特集。『週間文春』は「父の太平洋戦争・子の戦後三十年」から……いや、もうこのへんでやめておこうか。

こうした週間誌ジャーナリズムの、戦時、戦後の体験をあらいざらい完全に詰め合わせセットにしたことをとくに強調するポーズとそれらの体験をもはや〝物語り〟として閉じ込める饒舌な語り口は今度の敗戦あるいは終戦特集のきわだった特徴だ。

戦時・戦後体験の完全詰め合わせセットが今回できあがり、しかも、それら凡白の体験が〝物語り〟として閉じこめられるとすれば、来年の八月一五日のメニューはないということになる――ナンダ、週刊誌メディアー実践部隊ハトモカク、上層部ハ天皇が来年退位スルコトヲチャント承知シテイルンジャナイカ。

作家の死が作品の集大成を誘うその逆が今年の週刊誌ジャーナリズムの敗戦・終戦特集というわけだ。すべての戦時・戦後体験を単にドラマとして語る饒舌さが天皇の退位を予定しているのである。そして天皇退位によって戦後処理はすべて完結し、「八月一五日」の祭りもオシマイというわけか――。

タブーであったはずの天皇論がここ数ケ月ブームになっている解禁状態を「なにか不吉な感じがする」と鶴見俊輔は言っていたが、それはまさに天皇退位を予定した注意深いシンボル操作のひとつであったわけだ。

完全詰め合わせセットになった敗戦・終戦特集のなかにも、天皇退位を国民に事前に慣らしておこうとする配慮がなされてないわけではない。なにやら突然「戦後三十年目にして再び皇室のあり方が問われているのだ」（『週刊サンケイ』八月七日号）などと問題を立てて、「開戦の大詔にともかく陛下がサインをなされたから幾百万の兵士が天皇陛下万歳といって死んでいったのである。具体的にいうと御退位願いたかったということだ」という児玉誉士夫の天皇退位の主張を紹介したり、皇統護持のために幼い北白川宮擁立をはるかホンマル計画なるものが中野学校出身者によって企てられた秘話がちゃんとセットされている（『週間読売』八月三十日）。この計画遂行の当時者・日下部少佐は云う。

「……国破るるその日、今上陛下は自裁あそばされるでしょう。いやそうしていただかなくてはなりません……」「私どもは、今上天皇と天皇制とは違うと考えるのです。ですからGHQの手にあって天皇陛下が戦争犯罪人として裁かれることになってもやむを得ない。皇太子殿下に累が及んだとしても、それは同じです。むしろ、そうなるべきだとすら考えます。でないと、この戦争で死んでいった人たちへの申し訳が立たない。情においては忍びがたいが、理屈からいえば、戦争の最高責任者は天皇以外にはありません。」種々の戦争秘密のドラマに混って発言されるこの日下部少佐のメッセージは、戦後左翼思想の先手を打って、天皇の退位を予告している。そしてサッサと昭和をオシマイにしてしまうつもりだ。

（注）沖解同、「支持する会」による弾劾箇所は、以下の文章。

――そういえば、「ひめゆりの塔」での皇太子夫妻に対する火炎ビン襲撃事件もなにやらウサンくさい。だいいち、皇太子夫妻の沖縄訪問の三日前から、行哲地の捜査をしていたのに、「ひめゆりの塔」の洞窟だけはその対象からわざわざはずされていた。それも県民の聖城だからという理由で――。しかも、当然命中していいはずの至近距離なのに火炎ビンは皇太子に当たらず、二メートル前の献花台にあたって炎上した。どうして当たらなかったのか――。おそらく、この火炎ビン事件はあまりパッとしない皇太子の人気を上昇させる必要と左からの皇室の戦争責任追及をかわすために仕掛けられたものかもしれない。それは、まさに天皇退位を準備するシナリオのひとこまではないか。こうした時代の歯車をまわしている双はいったい誰だ。――

不敵な面構えをした白洲次郎が戦後三〇年を回想して言っている。「あのころの日本の役人や政治家ときたら、あちらさんのいうことにはなんでもご説ごもっともで卑屈になる人間が実に多かった」「内閣の閣僚でも唐に平気でものをいって一歩も退かなかったのは、吉田さんを除いては石橋湛山一人である」「当時の日本人全体が日本人であることの矜持を持ち得ていたならば、あるいは石橋さんが追放されるような事態は避けることができたかもしれない」（『週間新潮』八月二一日号）。

この白洲次郎の言葉を延長すれば、戦後三十年の歴代首相も、そのうえに君臨する日本独占資本の統合意思である、「財界指導部」もみんな〝アメリカ様〟を拝んできたということだ。笹川良一や赤尾敏のような親米右翼も数多く誕生した。なんでもかんでも〝アメリカ様〟にご注進の連中が日本の支配階級を構成していたわけだ。佐藤元首相が「売国双」という言

葉に敏感であったことを思い出すといい。

今度の賑やかな敗戦・終戦特集にしたって、米国防総省の極秘資料やフィルムによって構成されている。特高弾圧の内幕を良心的ポーズで告発する（『週刊ポスト』八月二二日号）の資料だって、〝アメリカ様〟のものではないか。野党にわざわざ核情報を出して日本国民の核アレルギーの度合を調査する〝アメリカ様〟だ。しかも、今年の敗戦特集を賑やかにすべく電通が画策したというではないか。

いずれにしても、今秋、天皇は訪米する。それはたぶん戦後を処理する最後の行幸になるかもしれない。そして逃げ切るように天皇退位があり、新しい時代の区切りがつけられたとしても、日本の未来に希望が生まれるわけでもない。財界指導部もその番頭内閣も、現在ただいまも将来も、「ギブ・ミー・チューインガム」の性根に変わりないのだから。

資料一―②　「現代の眼」編集長の謝罪及び自己批判書

現代の眼十月号週刊誌月評コラムで、沖縄解放同盟の皇太子火炎ビン斗争を、一連の週刊誌にみられる天皇再復活キャンペーンのなかで、本誌が論評する権力の謀略論のなかで、あたかも「ひめゆりの塔」斗争を権力側が仕掛けたごとく論評したことをおわび致します。かかる論評の場合少なくとも当時者ないしは、現地にてそれなりの取材をするのがジャーナリズムの立脚点にもかかわらず、それすらおこなわず、しかも週刊誌月評のなかで各週刊誌が「ひめゆりの塔」闘争を取りあげていないにもかかわらず一定の独断的価値判断でもって謀略論として掲載したことは、ジャーナリズムの行為としても許し難いものであり、沖縄人民の闘いを充分に理解していない責任を現代の眼編集長として痛感するものであり、ここに謝罪及び自己批判を致します。

一九七五年九月一六日

沖縄解放同盟
皇太子沖縄上陸阻止・戦犯天皇　殿
糾弾闘争を支援する会

現代の目編集長　丸山　実

資料二―①　日本読書新聞、九月二九日号の『昭和特高弾圧史』の編者、松浦総三氏とのインタビュー記事にみられる、権力の謀略論の全文掲載。

「いずれ敗ける……いつ降伏するかと思っていましたが、ちょっと早いなという気がしましたね。」

戦争体験について尋ねたとき、しばし、沈思黙考。ようやく、でてきた言葉が、これだった。

「案外、あっさり終った。終った瞬間は嬉しかった。」

敗戦時、満三〇才。去年から今年にかけて、『東京大空襲戦災史』（全五巻）、『占領下の言論弾圧』、『戦時下の言論統制』、『戦後ジャーナリズム史論』、そして『昭和特高弾圧史』（全八巻）と矢継早に発表。いずれも貴重な資料である。

天皇の戦争責任を大新聞が全然書かないことこそ戦後最大のインチキだと言う氏は、皇太子のひめゆりの塔火焔ビン事件について、「人気の湧かない皇太子をイメージアップして国民に売りこむ演出ではないか。」

やや甲高い声に一段と熱がこもってくる。天皇訪米セレモニーは、日本合作の演出で今秋頂点に達するだろうがそのあと果してどうなるか。一部には天皇退位説も流れているが。

「ぼくが自民党・重臣の立場ならば、皇太子じゃあぶなっかしくて、こころもとない。天皇、高松宮、三笠宮の三本の矢でいっしょになっていればまだまだ大丈夫。」

昔の絶対不可侵神聖視されていた天皇制より、現在の天皇制の方が柳に風で、もろさが無く、強くなっているが、その天皇の機能と役割について、

「天皇は国民総合のシンボルじゃない。自民党のシンボルです。貧乏人の味方じゃない。天皇の行幸や手植式は極めて政治的だが、あれは、保守のシンボル性をテストされているのです。」

歯に衣着せぬ硬骨のジャーナリストである。自己の編集者体験をもとに、『戦後ジャーナリズム史論』を著し、中間文化のチャンピョン・扇谷正造、池島信平、大宅壮一を斬ったが、

「『改造』で挫折しているからこそ、できたもの」

「我々には、戦争責任は感じても、事実を事実として面白く知らせていく能力がなかった」
硬派総合雑誌の衰退と変質については、
「左から順番につぶれていったが、現代は論の時代でなく、事実の時代です」
筋を曲げず、節を屈せず、自分の生き方に執着していく。装飾はいっさいつけない人生。
一九一四年、山梨県生れ。中央大学に学ぶ。一九五五年改造社解散、以後フリー。一九七〇年「東京空襲を記録する会」を設立。
「是非、（編集者の）皆さんに、出版社の社史を書いてほしい。」
ジャーナリストの最後の任務だろう。（T）

資料二―②　**日本読書新聞編集長の謝罪文全文**

前　略

突然このような、しかも謝罪の手紙を認めねばならぬ私達編集者の、編集者としての能力に深く恥じ入りつつ知念氏に謝罪します。

私達「日本読書新聞」は、九月二九日号第二面『昭和特高弾圧史』の著者松浦総三氏へのインタビュー（切り抜きを別に委託します）記事のなかで、あろうことが、七月一日の知念功氏の全思想と全行為に対して、デマゴーグの位置にまで自らを陥めた記事を掲載してしまいました。

勿論、私共の新聞は一介の商業紙＝書評紙にすぎません。当該記事は、松浦氏の編著の刊行を契機にインタビューしたものであり、松浦氏の発言も必ずしも悪意から発されたものとは考えられません。それ故、構成責任を担うべき編集者が常にチェックさせねばならないことは重々承知していたにも拘らず、無節操にも掲載してしまいました。

個人の全思想を賭けた行動を、デマゴーグにも等しい位置から記事化した私達に弁解の言葉もありません。

ここに、九月二九日号、第二面松浦総三氏インタビュー、上二段目の記事と、それを掲載したことに関して、知念功氏に

全面的に謝罪します。

一九七五年九月一九日

日本読書新聞編集長　小西義之

知念功様

資料三　「戦旗」三五九号（八月五日号）による、七・一七闘争への敵対、頁(3)〜頁(4)

見出し――総破産→分解しつつ右翼日和見主義の馬脚をあらわした足立グループ、西田漂流路線

昨年秋の狭山決戦や十一月フォード来日阻止闘争をことごとくネグレクトし、今年に入ってからも三・一、四・一九、五・一五、六・一五といった安保―日「韓」体制打倒、朝鮮、沖縄人民連帯、インドシナ革命戦争勝利等を課題とした重要な政治闘争を全部四十名足らずのカンパニアに流し、後退につぐ後退、逃亡につぐ逃亡の道をひたはしってきた足立グループは、これまで一切の闘争を革命的に闘い抜かない主要な口実としてきた七・一七、一九、二〇の海洋博決戦において、ついに全面的な右翼日和見主義の馬脚をあらわし、西田右翼漂流路線の総破産を決定づけた。

これまでの大言荘語、左翼的ポーズ、決戦の怒号のすべてがウソっぱちであり、ペテンであり、本質においてねっからの右翼日和見主義者であり、右派であることを、ここに至って遂に西田は自己暴露した。

海洋博闘争への取り組みをつうじ、つくりだされた足立グループ内の亀裂→分解は、今後拡がることはあっても決して止揚されず、歴史的未来における崩壊、自滅は絶対に避けられない必然性のもとにある。

このことを例証することは全くたやすい。

海洋博粉砕闘争、皇太子訪沖阻止戦への取り組みをつうじ、何があばきだされたのか。西田右翼漂流路線のどんづまりを知ることは、われわれの前進のための糧となりうる。

第一にはその闘争への取り組み、闘い方においてみられた代行主義と右翼日和見主義である。

足立グループがニセ『戦旗』をつうじ、沖縄海洋博粉砕闘争にかんし提言してきたことは、全くもってはなばなしいものであり、打ち上げ花火の連発であった。

いわく―百名の武装部隊をもって沖縄に武装進撃し、五・一三神田遊撃戦を上回る大戦闘を実現する。

或いは又―海洋博粉砕、皇太子訪沖阻止にむけた武装闘争の陣型を構築し、最大の決戦として破防法弾圧をもおそれず闘う云々……。

たまにでるニセ『戦旗』の半年以上の主張の一切が海洋博であり、そこでの軍事戦闘であり、決戦であったにもかかわらず、「党としての死力を尽した闘い」の内実はどうだったのか。

沖縄に行った部隊約三十名、残りは六郷土手で集会、糸満市伊原ひめゆりの塔で火炎ビン一名一本……である。

このような足立グループの取り組みの三分解の闘いのうち、本質は沈みきった六郷土手の集会にあり、動員そのものにおける組織の二分解、三分解状況の軸も又、沖縄にいききれなかった部分のなかにある。

ひめゆりの塔で火炎ビンを投げたのは、そうした組織の弱さ、総力戦体制を組み得ない構造の代行であり、一人の闘いで一切を代弁させようという御都合主義、戦術左翼のまやかしなのである。

つまり足立グループの大言壮語にもかかわらず、結局彼等は組織として総力をあげて打って一丸となって戦闘に従事できなかったのであり、現状に不満をもって怒りをはっした一人が決死の火炎ビンを投げても、六郷土手のだらけた連中はそれで自己の不充分な闘いを代行させているだけであり、決して沖縄解放闘争を主体的に担わんとしているわけではないのである。

だからあくまでも、沖縄人民の決死の闘いの革命性にもかかわらず、足立グループの闘いの質は、だらけた六郷土手にあり、それが西田右翼漂流路線の本質なのである。

別の言い方をするならば、沖縄海洋博粉砕、皇太子訪沖阻止闘争を物質化するにあたり、最も大切なことは一つには広く深い人民の政治的動員をかちとることであり、二つにはそこにおいて人民大衆みずからが政治経験をふかめ、又それをつうじ学び革命的積極性を培養することであり、三つには鮮明な政治目的のもとで闘い抜くことであり、四つにはしかもあくまでも組織として闘い勝利することである。それが戦術決定の規範である。

つまり誰か一人が火炎ビンを投げることが大切なのではなく、人民大衆が打って一丸となり共通の政治目的のもとで、海

洋博の開催を阻止し、皇太子訪沖を阻止しぬくために、みずからをその戦闘に組織し、政治的動員しつつ闘い抜くことが大切切なのである。

そこでの闘いの質が左翼的で革命的であるか否かこそ問題であり、六郷土手の大半がハナクソをほじくりながらボケッとしており、ひめゆりの塔で一人火炎ビンが投げられても無意味なのだ。

西田右翼漂流路線の右翼的限界、左翼ポーズ主義の日和見主義、代行主義こそこれをもたらしているのであり、なんらわが同盟の戦闘の歴史を主体化していないことの証左なのだ。

第二には理論であれ、闘い方であれ、党活動であれ、そこになんらパターンがなく革命的な軸を有しておらず、盗用、ひょう窃、サル真似のくり返しに終始しているということである。手近なところでは沖縄解放闘争に関する最近の彼等のひどい理論的混乱、のりうつりをみてみよ。

七二年沖縄返還粉砕闘争をその最先頭でたたかった戦旗派（を勝手に名乗っている西田右翼漂流一派）であるにもかかわらず、彼等は天皇制ボナパルチズムにつづき、今度は沖縄奪還をとなえ、返還粉砕派から奪還派へといつの間にか一八〇度の転換をとげているのである。

ニセ「戦旗」三五〇号の本土復帰闘争の支持共闘、沖縄を安保粉砕日帝打倒の決定的水路とせよ論をみてみよ。

中核派奪還論は「それ自体正しい立場に立ちながら」「日本民族主義との対決をあいまいにしてる」だって！

一体こうした理論問題における恥かしげもないひょう窃、そしてのりうつりは誰がもたらしているものなのか。

無原則の西田サル真似男は、政治技術としてこういうことをやるのが、すぐれた革命家だと考えているのである。

つまり池宮城グループとの結合の深化のために、或る時はこういい、又沖共闘での解放派への茶坊主的役割にあっては青婦協路線をいい、純プロ主義を全面開花させ、狭山闘争の過程にあっては今度は純プロ主義批判をやらかすという具合に、戦略問題における何の規範も、理論問題における何の原則性も、何一つ持ちあわせていないのが革命的だと考えているのである。

その過程は政治組織的に全く無総括であり、総括と称しては「あいつが悪かった」「こいつのせいだ」等というだけであり、全然全く革命的左翼としての政治的、思想的基軸を失ってしまっているのである。

第三には従ってこのことは党建設における見せかけだけの、うわべだけよそおった映画のセットみたいなみてくれ主義に

よって一層鮮明になっている。例えば機関紙問題にしてからがそうである。

わが同盟がブランケット版四面構成の機関紙発行を停止し、三四七号（特別号）以来Ｂ４版のページたて機関紙を発行しているのには明確な根拠がある。

それはつまり自力更生の精神をもって、わが同盟みずからが印刷屋への外注をつうじ新聞発行をなす体制をあらため、印刷所そのものをその全施設と共に同盟建設の一貫として建設し、自力による新聞発行体制をつくりだすためである。

その過渡における同盟の現在的な力の弱さの否定的反映として、ブランケット版新聞は発行しえず、ためにやむなく三四七号以来Ｂ４版のページたて体制をとっているのである。

しかしながらわれわれは、たとえガリ版ずりであっても外注するよりは自力更生することが大切であると考えており、又一連の印刷所建設の闘いの過程をつうじ、徐々にではあるが施設も拡大し、この作業に従事しうる印刷技術修得者も増大しつつある。

しかるに足立グループ西田右翼漂流路線のもとでは、一体何のためにそれまでのブランケット版ニセ「戦旗」をやめ、Ｂ４版ページたてにしたのであろうか。

しかもニセ「戦旗」三五一号にあっては、次号から再びブランケット版にするなどと言っている。

足立グループが半截以上の能力を持つハイデルやゲイハーを購入したという話は全く聞かないから、ここに至ってわれわれとの協定を破り発刊したブランケットのニセ「戦旗」三四〇～三四四、Ｂ４版のニセ「戦旗」三四五～三五一号のあいだには、約一年半の過程があるにもかかわらず、党建設における何の実体的前進もないということがはっきりするのである。

党活動の維持そのものが全くのその日暮しであり、いつも見せかけだけのポーズで済ますのが、西田の右翼日和見主義的本質なのである。

つまりそこにあったのもサル真似であり、中核派がＢ４版でだしてたからマネしちゃおうという以外の、何の理由もなかったのである。

われわれ戦旗派は五年に至らんとする戦旗派建設の一切の歴史を内在的に把握し、あらゆる失敗、誤ちをも主体的に克服するために苦闘しつつ、独自の党建設と革命戦争の思想と理論を構築し、ゆっくりとしかしたゆまず前進する覚悟である。

従って足立グループとの闘いも、われわれ自身が未だ孕む内なる小ブルジョア性との対決としてとらえかえし、整風運動

をつうじつつ、まずもって戦旗派そのものの革命的主体性をつくりだし、しかし必ずやその貫徹をつうじつつ足立グループを解体、せんめつするという路線のもとに闘いつづけている。

だがはるかそれ以前の問題として、この沖縄海洋博決戦の過程をつうじあばき出された西田の総破産は急ピッチであり、分解自滅も時間の問題となってきたのである。

これまでの全主張から考えて、この海洋博闘争の過程をつうじてつくりだされた矛盾は絶対的なものであり、西田漂流路線のもとではこれを止揚することはできない。

まさにひめゆりの塔の墓穴は、足立グループそのものの墓穴であり、そこで破裂したものは矛盾であり、あばき出されたものは西田右翼漂流路線のはかなさと本質的な「カッコウをつける」主義である。

われわれ戦旗派は、全党全軍の団結のもと更に更に総力をあげて激闘の三カ月を徹底して闘い抜き、安保一日「韓」体制打倒にむけ、猛烈なる連続的決起を克ちとっていかなければならない。

全党、全軍の同志諸君！

自力更生の精神を更につちかい、刻苦奮闘しつつ、天皇訪米絶対阻止戦の大爆発へ！

足立グループを絶対に解体すべく、みずからを整風し、真に革命的な人民思想で武装し、前進につぐ前進をかちとろう。

西田の右翼漂流路線を粉砕し、戦旗派を真のボルシェヴィズムで武装せよ。

資料四―①　週刊新潮、十月十六日号、頁三十八～四十二の、標題「関西過激派による『同志女性三〇人凌辱事件』の内部告発」の全文掲載

冒頭、沖解同戦士、知念君が皇太子に決死糾弾を突きつける写真と、その説明文

皇太子ご夫妻に火炎ビンを投げる〝強姦事件〟の「同志」

「強姦された」――いや、「差別された女性革命家たち」にとって、「加害者」が〝同志〟の男たちであっても、いかに「痛恨事」であったかは、次のような情景からもうかがうことができる。

この九月十七日、大阪の沖縄会館で、「ひめゆりの塔皇太子美智子弾劾火炎ビン闘争を支える会」――という長ったらしい名前の集会が開かれた。来賓の徳田球一の弟とかいう七十近い老人のあいさつなどが終って、「共産同全国委員会」の代

表が演説を始めようとしたところ、会場にいた数人の女性が立ち上り、「女性差別を平然と行うようなセクトの代表は、あいさつの資格がない！」と泣きながら叫んで、その代表をつるし上げ、そのうちに会場は大混乱。集会は、ついに中止となる騒ぎとなった。

これより前、「共産同全国委員会」――と名乗る関西の過激派集団は、「強姦事件」の「内部告発」から大揺れに揺れ、すでに分裂していたのである。早い話が、「革命家ともあろうものが、女性活動家を慰安婦扱いにするとは女性差別もはなはだしい。ケシカラン」と主張する一派（ボルシェビキ）と、「内部問題だから、まあまあ」という一派に分れてしまったのだ。むろん「まあまあ」なんて「小ブル的発想」を許さなかったのは、当の「被害者」の「女性革命家たち」である。この間、「強姦」した男たちの糾弾集会は数回にわたって開かれ、彼女たちは、「共産同全国委女性解放委員会」という組織をつくり、「分裂」の主導権を握ったらしい。まあ、「女性革命家」によってクーデターが決行されたようなものである。

とにかく、この「強姦事件」――彼女たちにとって、名状しがたい「痛恨事」であったことは間違いない。『プロレタリアの旗』というボルシェビキ派の機関紙で、彼女たちは、次のように訴えている。「小ブル思想」の持主にとっては、多小読みにくいかもしれないけれども、引用すると――、

＜痛恨にも、女性同盟員の全てにとって（同盟を離脱するといった同志も含め）プロレタリア革命に対する確信と革命党・共産主義者同盟建設を担ってきた、この共産同十数年の歴史は、文字通り、「共産主義者」たちにとって、強姦され、虫ケラ同然の扱いを受け、武器の一つとして、あるいは男性党員の子生み道具として、経済的兵站として、あるいは自らの女性であることの自覚と誇りの一切を切り捨て、男性と化することによって、自らを生きながら殺し続けてきた、数かぎりない汚辱と恥辱に満ちた、差別と屈服の歴史であった＞＜わが同盟政治局――中央委員会は、血の滲んだ、女性同志の党建設の苦闘から発せられる絶叫を、はりさけるような提起を、中央委員会の名をもって踏みにじり、打ち砕き、封殺し、一切の差別の結果を全て当の女性同志の肩に負わせ、そのプロレタリア的献身と忍耐の生血を吸って成立してきた＞

ザコ寝の事務所で〝強姦〟

ま、とにかく、「私、つくる人」「ボク、食べる人」――なんてラーメンのコマーシャルが、老ウーマン・パワーのヤリ玉にあがるご時世だから、過激派のなかにだって、女性による〝クーデター〟がボッ発しても、ちっとも不思議じゃないのかもしれない。しかし、この「チン圧」、前代未聞であることには違いない。

で、本誌は、「共産同」の関係者に接触を試みることにした（注＝以下、事件の関係者の取材は、特別な仲介者の紹介で、極秘に進められたものである）。正式には、共産主義者同盟全国委員会というこの組織は、最近では、例の沖縄の「ひめゆりの塔」で、皇太子ご夫妻に火炎ビンを投げた過激派「沖解同」のスポンサー的立場にある。

まず、「強姦事件」を〝内部告発〟した女性（二四）の話しから聞いてみよう。彼女は、神戸の大学を除籍になった後、「共産同」の事務所で〝専従〟のようなかたちになっていた。その事務所で、これまで四、五人の男たちから、数回にわたって「強姦」されたという。

「今の資本主義社会のなかで、女性たちがいちように置かれている立場が、最もイビツな状態で反映したに過ぎない。男性総体がヒドイかヒドクナイかじゃなくて、女性差別（注＝強姦のこと）をやっているということが、共産主義者内部に発生したことについて、どういった姿勢で自己批判するのか。どこのセクトでも女性解放を掲げているが、それは単に戦線を増やすことだけのことなのか、それとも共産主義者の根本思想にふれる問題なのか、そういう点をはっきりさせなければならないんです。私は、当然、後者だと思います。具体的には、奥さんに子供の面倒を見させ、ダンナは活動に専念するというケースも含まれているんですが、一般的には、女性差別の根本は、私有財産制の発生以降の、子生み道具の家内奴隷として、最も象徴的に表われている。恋愛は自由といわれているけれども、今の階級社会にあって、相互に対等な恋愛はありえない。だから恋愛問題で消耗するのは、いつも女性です。特に私らの場合は、事務所のなかで手をだされたわけですが、それで、当時の指導部はキャップ会に持っていき、クサイものにはふたをかぶせてしまったのです。女性差別は三年も前から起っていたというのにですよ。

分裂する前は、女性は二十人以上いました。指導部には、最近、女性は、恋愛してきれいになったけど、政治的にはメロメロだといわれました。結局、かなりの女性が、同盟から離れていったんです。

女性差別は、ありとあらゆる場所で行われましたが、事務所でもずいぶんありました。女性たちのなかには、〝先輩のいうことだから〟〝革命のためだから〟と思っていた人もいますよ。女性は一対一になったら力が弱いですからね。それに、女性は思想的にも弱かった。

当時、事務所といっても、民間アパートを借りた部屋で、畳敷きだったんです。周囲もアパートが密集していて、ものすごく環境も悪かったし、大声を出したらどうなるか、絶対にアパートをたたき出されますからね。とにかく、ブルジョア社

会では、不断に、セックスは消費の対象としてしか扱われていない」

どうも、彼女の話、小ブル的言い方をさせてもらえば、やはり〝女〟なのか、露骨には語らない。控え目で、どこが過激派なのかと思いたくなるような、目のくりッとした、どこにでもいそうな女の子なのである。

「そういう事務所で、男性と女性が寝泊りする。ザコ寝です。しかし、ザコ寝だから、そんなこと（強姦）があっても仕方がないということはないでしょう。それは意識性の問題であって、現実に、アレが欲しいといっても、金がなければ買えない。しかし、それを克服していかなかったことが問題であって、欲望に従えば、今の社会にドップリつかって、革命なんか起せない。

私と最初あった男性は、私もそうきらいではなかったのですが、その男性は、私だけでなく、不特定多数の女性に別々に愛情があったわけではないのに、現実に手を出しているわけ。成功（性交？）したかは別にして。でも、私らは、自分が女性差別されたと思っても、最初のうちは、恥ずかしくて他の女性には何も話さなかった。だから、そんなことが、組織全体として起っているとは考えてもみなかったのです。

ところが、ザコ寝の時、そんなことをするのは、顔や名前を知っている男性ばかりでない。急に泊りにきたような、名前も知らない男性までがそうする。私も大声を出そうかと思っても、事務所の周りは公安が見張っているでしょう。それを口実に踏み込まれたら、元も子もないから、じっと我慢するしかないんです。後で聞いた話だけど、部屋中逃げ回った女の子もいたそうだけど、部屋には、まだたくさんの男性がいた時にですよ。ええ、結局、その子は、党から離れていった。そんな女性、何人もいますよ。

とにかく、革命戦争になったら、女は慰安婦、そうならないといけないと放言するメンバーもいて、もう女の子は怖がっちゃって、みな敬遠して近づかなくなってしまった。

先輩の女性（注＝三十二歳ぐらい）に聞いたら、いままでどんな目にあったかって、涙ながらに訴えるんですね。奴隷的な姿をさらすことによって、相手に変革を迫ったというんです。私と同じような虫ケラの扱いを女性が受けていたんですよ」

「ヤル側の論理」とは何か？

さて、彼女は〝内部告発〟を決意し、指導部へ〝提訴〟する。

「私は、意見書や資料など、ごっつう提出したりしたけど、無政府主義者などといわれた。こういう個々の斗争があった

けど、一つの流れになったのは、昨年の八月、第一回の糾弾会をやってからです。ある労働組合の内部でもほぼ同じような事件が指導部によって行われていて、そういう人たちも斗いに立ち上ったんです。とにかく、あれもヤッタ、これもヤッたじゃなくて、みんなヤッてますよ。ヤラれた女性は三十人以上。古い汚物を取り払おうとした私たちの斗争は、クーデターといえるかもしれないけど、そのことで分裂しようと考えたわけではなく、全体を変革しようとしたわけです。そういう私を彼ら（加害者か？）は解党行為、組織破壊行為といった。私は、七一年から党に関係してるけど、毎日、毎日、男たちの一言は、差別意識に満ち満ちていたと思います。ハネッ返りだから、料理をつくらせてもうまくない、なんていって、そういうことといっさいがっさいあるわけです」

で、彼女たちは、そんな「小ブル的男性」というか、まあ、だらしのない革命家として、Tという二十六歳の活動家を、一種の標的にして糾弾を始めたのである。そして、ついに、この「強姦事件」をきっかけに、「共産同」の組織は、ボルシェビキ派と、西派と呼ばれる二派に真っ二つに分裂してしまったのだ。

その「チン圧」されたT君の話も聞いてみたいものではないか。本多勝一サン（注＝朝日新聞記者）流にいえば、「ヤラれる側の論理」があるように「ヤル側の論理」もあるのかもしれないから。T君は、高校卒業後、公務員になったが、さっそく「共産同の活動家となった。むろん、まだ独身。「強姦事件」もひと事のように説明するところが、コミュニストたるユエンなのだろうか。

「七二年当時、兵庫県委員会のキャップをやっていたんです。メンバーは十人程度で、アパートの一室を事務所にしていた。でえ、男も女も輪番といって、交代で事務所に寝泊りするわけです。この機会を利用して女性の活動家に手を出した……これがいわゆるT女性差別ということなんです。

私が差別した女性は、三人。まあ、ハッキリいえば強姦したということになりますね。いや、別に事務所で隣り合せに寝ていて、こっちが欲望のカタマリになり果てたわけじゃなく、肉体の触れ合いによってより強い組織の団結を勝ちとりたいという考えはあったわけなんですよ。私らは金もないからラブホテルにも行けない。自然、事務所ですることになってしまう。強姦される女性のほうも、自分が騒げば、アパートを追われるし、公安も外で見張っているから、組織のために仕方なく応じているわけですよ。だから、こちらもそれを利用するわけですよ。いま考えると、ごっつう悪い組織だった。

指導者たる私に強姦された女性たちは、それはショックだったでしょうね。なにしろいいにくいことですから、初めのう

ちは女性同志で話をすることはなかった。ただ、個別に関西地方委員会に持ち込んでいたんです。ところが、当時の関西の指導部だった連中は、これを黙殺同然にしてしまった。まあ、自分たちもヤッてるわけですから、当然のことですがね。それで私も自己批判書などを書かされたんですが、それも形式だけで、その後も差別を続けちゃったわけです。指導部も活動家に対して、〝結婚すればそれで済むことだ〟とか、〝彼女らがまた男友達が欲しくなったら世話すればいいじゃないか〟なんていうありさまで、組織の問題を個人の問題にすりかえてしまうんですよ（注＝T君は、個人の問題を組織の問題にすりかえているようだが）。当時、平和台病院（注＝神戸市内にあり、現在閉鎖中）の労組でも女性差別をかかえていましてね。こっちは、その労組の支援組織になっていたんです。ところが、支援する当の県委員会内部で強姦といった女性差別があったわけで、女性の活動家はずいぶん悩んでいるようでした。このころ、県委員会の女性たち三人が、〝火群（ほむら）の会〟というのを結成して、これが女性解放委員会の前身なんです。それで私に対する批判が厳しくなり、指導部もこれはまずいと判断したんでしょう。私は中央書記長に移ることになったんです」

当時は、強姦ばやりで、「男性革命家」は「女性革命家」を消耗品か家内奴隷として扱っていたという。

「それで、昨年の八月、〝T女性差別糾弾会〟というのが開かれたんですが、ほとんどの活動家が女性差別しているのに、どうして〝T〟、つまり私だけが問題になったのか。まあ、糾弾の発端が私だったということ。それに、私がえらくえげつないことをしたということからなんでしょう。その糾弾会というのは、五十人くらい入れる集会場で、真ん中に私がすわって、ぐるりと取り囲まれ、質問攻めにあうわけです。正直言ってマナ板のコイの気持でした。最初は私は西―北原一派（注＝分裂したもう一つの派）よりでしたが、糾弾会の回数を重ねるうちに、女性差別を内部問題として隠蔽（ぺイ）しておくわけにはいかないと思い、自己批判したのです。

「強姦」は戦士の休息

「共産同」ボルシェビキ派の加納英二委員長は、この「強姦事件」に何と答えるか。

「たしかに婦女暴行に端を発して仲間割れしたが、路線の食い違いも根底にあったのです。女性差別問題は、西派だけの問題ではなく、組織全体の問題です。それにしても、私らの年齢（三十五・六歳？）と違って、今の二十歳前後の若い人たちは、それこそブルジョアジーの社会でブルジョア思想を蓄積して育ってきた。そういう人たちが運動に入ってくれば誤りもあります。その誤り、恥部を穏すことはしないつもりです。」

それにしても、連合赤軍事件のような陰惨でヘドが出そうな事件と違って、まあ、現代風というか、最後に、先の「女性革命家」が、この事件を振り返ってこんな感想を漏らしている。

「私は七一年から活動しているのにゲバ隊に加えてくれなかった。これが最初の差別です。それから慰安婦扱いを受けるようになった。考えてみれば、連合赤軍事件の後なんか、活動が弛緩状態に入ってしまったんですね。どうも、そういう弛緩した時に女性差別も色濃くなってくるんですね。男の子が、戦争ゲームの後は家に帰ってお母ちゃんに甘えるでしょう。あれと同じ現象が起ったようなんです。でも、Tのような男のために革命をやめてたまるかと思って戦ってきたんです」

T君、徹底的に軽蔑されたようだが、ま、しかし、彼女たちが、この「強姦事件」を警察に訴えないあたりは、やはり、スジガネ入りの「女性革命家」なのでしょうか。

資料四―②　「週刊新潮」差別記事をもたらした事に対する共産主義者同盟全国委（ボルシェビキ）の自己批判書

―　新潮糾弾宣言　―

「皇太子沖縄上陸阻止、戦犯天皇糾弾闘争を支持する会」の会員、ならびに、全ての沖縄人のみなさん！

共産同全国委（ボルシェヴキ）より、十月十六日付「週刊新潮」の五頁に亘るデマとヤユに満ちた差別記事に関する批判をここに明らかにします。

我々は、「関西過激派による『同志女性三〇人凌辱事件』の内部告発」なる標題に始まる差別記事の中に、今日の日帝国家権力――ブルジョワ・マスコミ一体となった、労働者階級と被差別人民への差別・分断支配の意図を見る時、この様な権力―ブルジョワ・マスコミのデッチあげを許している我々の総括と、沖解同、「皇太子沖縄阻止、戦犯天皇糾弾斗争を支持する会」（以下「支持する会」と略す）、等々への分断、破壊攻撃を紹いた我々の自己批判を、T女性差別糾弾闘争からボルシェビキ党建設の闘いの全成果をかけた、「新潮社糾弾」を通し、全人民に応えきっていきたいと思います。とりわけ、七・一七、沖解同二戦士と、革命的「本土」戦士二名の共同闘争として切り拓かれた沖縄解放闘争の地平を断固防衛し、発展させるべく、獄中の四戦士をはじめ、十二・六～一・一八の皇太子再上陸阻止、海洋博決戦の大反「日」戦闘―反「日」暴動を最先頭で担わんとしている同志達と団結し、公判闘争を軸とした「支持する会」を反天皇統一戦線として、共に強化してゆく決意を明きらかにしたいと思います。

我々は、「新潮」紙上の「取材」なるデッチあげが仕くまれた経過は別途明らかにし、最も悪らつなデッチあげについて取りあげます。文中、三九頁の記述＝「（注＝以下、事件の関係者の取材は、特別な仲介者の紹介で、極秘に進められたものである）。」は、全くの嘘であり、我々は、「取材」に応じたわけではなく、闘う戦列にあるA氏からの申し入れによって、彼の闘いを支援している人、あるいは、「反ヤスクニ」を闘っている人と紹介された人達（これが、新潮記者である事が後にわかり抗議をしたが受け付けず記事にした）と同席したA氏に、T糾弾闘争と、ボルシェビキの出発を表明した事実を偽造したものです。全文、極めて悪らつなデッチあげであるが、一文ずつ指適せず、以下、直接「支持する会」と関係する部分について明らかにします。

第一に、七・一七ひめゆりの塔の沖解同戦士の写真を載せ、「〝強姦事件〟の同志」なる説明をつけている点。

第二に、「支持する会」名称を、「ひめゆりの塔、皇太子美智子弾劾火えんびん闘争を支える会」と歪曲している点。

第三に、呼びかけ人の一人を、「来賓の徳田球一の弟とかいう七十近い老人」とヤユした点。

第四に、九・一七「支持する会」結成大会は、成功裡にかちとられたにもかかわらず、「つるし上げにより大混乱、集会は中止」と事実を偽った点。

第五に、「共産主義者同盟全国委員会というこの組織は、最近では、例の沖縄の『ひめゆりの塔』で、皇太子ご夫妻に火炎びんを投げた過激派『沖確同』のスポンサー的立場にある」とのデマ。

これら総体は、「強姦事件」と意図的に結合させることによって、六・一八摩文仁ケ丘糾弾闘争を継承・発展させた七・一七ひめゆり、白銀における皇太子上陸決死糾弾闘争が、戦後三十年の歴史的決戦として、沖縄―「本土」を貫くプロレタリア階級の「試金石」となり、九・三〇天皇訪米阻止から、十二・六海洋博、日本ナショナルデー、一・一八閉幕式―皇太子再上陸阻止へと進撃する闘いに泥水をかぶせ、解体させんとするものです。その底流には、日帝ブルジョワジーのアジアに向けた侵略反革命への乗り出しが、日米韓侵略反革命体制の「最重要拠点」＝沖縄基地の固定化を必要とする為、沖縄―「本土」労働者、人民の沖縄解放闘争を圧殺する事抜きには、遂行できないという日帝権力のあせりと恐怖があるし、階級闘争の分断と圧殺を狙った「大和人」による沖縄差別の助長、拡大を図らんとする排外主義的煽動がある事を見抜けます。

具体的に、「支持する会」ならびに全階級戦線にもたらした不利益は測りしれないが、権力の狙いを分析し、それへの反撃として述べてゆきたいと思います。

第一に、ひめゆりの塔の戦いの歴史的正当性と、その沖縄解放が天皇制の廃止を不可欠とする実践として突きだした地平を低め、労働者、人民との分断を図る為に、女性差別を利用して、「強姦」＝「悪」を七・一七闘争にあてはめようとした狙い、即ち、戦犯天皇一家への実力糾弾を、「不敬」とみなし、悪らつな女性差別たる「強姦」と同じ「悪」であるとする、極めて巧みな天皇制・天皇制イデオロギーの強化を果しているのであり、「悪事」を働く沖縄人として、沖縄人差別を煽っているのです。そして、天皇を頂点とする日本の家族制度の下で、「家内奴隷―性奴隷」としてあり、他方で、資本制生産様式の内に、「賃金奴隷」としてある女性への差別を温存し、拡大、助長するブルジョア支配の擁護者―尖兵である「新潮」が、「強姦」を生む社会制度を維持し、許すべからざる女性差別としてある「強姦」を「ヤル側」に立ち、女性が、天皇制ブルジョワ家族制度の転覆をめざす闘いに決起する事を阻み、圧殺しているのです。沖縄解放闘争の中に、女性解放が、反天皇制を結集軸として内実化する必然性をもたらした七・一七の闘いを低め、沖縄差別、女性差別の強化を狙ったのです。

第二に、「支持する会」の名称を偽わって反天皇制―沖縄解放の基軸を歪小化し、「支持する会」の、沖縄―「本土」人民の深部への定着と、拡大を破壊せんとし、更に、「白銀の戦い」や、一連の海洋博粉砕、皇太子上陸阻止の爆発を切り離し、「ひめゆりの闘い」の意義と「支持する会」の性格を切り縮めています。

第三に、徳田球一氏の弟に対するヤユは、徳田氏が、日本共産党の創治者でありながら、五十年、日本共産党の非合法闘争を「極左冒険主義」と規定した野坂―宮本体制により排除・隠ぺいされてきたが、現在、その再評価の気運が昂まりつつある事をブルジョワ権力がキャッチし、その弟である正次氏の登場に恐怖した為であると言えます。彼が「支持する会」の呼びかけ人である事からも推測される「支持する会」の層の厚さを低める為に、「とかいう人」と、読者に疑惑をもたせようとしたのです。

第四に、結成大会の成立を全人民の前から隠す以上に、結成の意義を歪小化して「つるし上げ」によって「中止」する程度のものであったと嘘をつき、更に、T糾弾闘争の中で、全女性の手で放逐された西一派の江夏への糾弾は、集会の終了後あった事実を曲げて、「支持する会」への予断と偏見をもたせています。

第五に、あたかも「沖解同」が、自身の闘いを宣伝、煽動する力がないかの如く、「沖解同」を低め、その主体性を踏みにじり、「共産主義者同盟全国委員会」の従属下にあるが如きデマを流し、女性差別を基礎にし、極めて意図的な沖縄人蔑視を宣伝しています。そして沖縄―「本土」を貫く沖解同建設の正当性を示した画期的地平を低め、沖縄青年と「本土」青

年の共同闘争の否定を通して、沖縄ー「本土」を分断せんとする反動的狙いであると言えます。

以上を通して、「新潮」記事は、沖縄人なら「強姦」をしても不思議はなく、闘う部分も「強姦は戦士の休息」であると認めているという事実無根の差別意識を読者にもたせる構成になっているが、この様な悪質な差別記事に対しては、沖縄人、女性、労働者階級の内部から数倍の反撃が沸き起こり、「新潮糾弾」の炎となって返答がなされることを知らせてやらねばなりません。

我々は、一貫して、沖縄解放闘争の中心課題として、海洋博粉砕闘争を闘い、かつ沖解同の二戦士と、革命的「本土」青年との固い共同闘争を、四戦士の公判闘争を軸にした「支持する会」に結集し、全人民の前に、広汎な反天皇制の統一戦線の形成を、ブルジョワ権力との攻防の中で組織せんとしてきました。しかし、今回、「新潮」の介入を許し、「支持する会」に結集する個人や、七・一七闘争を担った組織への予断と偏見を生み出させた我々の党的限界を明きらかにし、自己批判せねばなりません。

第一には、七・一七を頂点とする沖縄解放闘争が、日本階級闘争の歴史的地平を、天皇制の廃止を、沖縄ー「本土」労働者、人民の解放の不可決な事実である事として示しきったその課題に、T糾弾闘争ー女性解放の綱領的深化として立ち向かえなかった我々の遅れを総括せねばなりません。それは、「支持する会」への天皇制を頂点とする家族制度の変革と賃労働制の廃絶へと向かう路線の提起が、我々の「マルクス主義」一・二号においては、革命的マルクス・レーニン主義の原則の復権と、綱領上の前提を築きながら、現下の階級闘争の中心軸へ結合されてゆくまでに到っておらず、T糾弾闘争の地平の深化として明きらかにしえなかった我々の不徹底性であり、何よりも、綱領的基礎に立脚した思想ー実践の路線上の深化が問われているという事です。

第二には、路線の深化を可能にする為の、我々の旧全国委からの経済主義ーサークル主義との闘いの不徹底性であり、全労働者、人民の階級闘争の烈火の中でこそ党を変革し、党をつくりあげうるのであって、その事実は、大胆に、西、北原・永井一派に象徴される自らのサークル主義との闘いを、全階級戦線に提起する事を抜きにしてはありえないのです。

第三には、以上の自己批判は、「支持する会」建設への手工業的な実践として総括し、その克服を、沖縄解放と女性解放がプロレタリア解放の内実として深化・発展する課題を突きだし　階級闘争の地平を踏まえ、党の変革として実践する決意を明きらかにします。

「支持する会」の基軸が、反天皇制としてある以上、ブルジョワ権力からの、全ゆる手段を使った攻撃がかけられてくるのは当然であり、その重層的な差別、分断と、排外主義の攻撃の集中抱火を暴露し、打ち破る力を、労働者、人民から引き出す為に、全精力を傾ける決意です。

我々は、「支持する会」への参加を通して革命党の全思想・路線を実現する事を、党の全力量をかけ、T糾弾闘争の革命的成果をかけ、果たしてゆきたいと思います。

そして、どす黒い日帝国家権力ーマスコミを貫く攻撃の中に、我が革命的翼内に根強く存在する女性差別の現実を見る時、我々のT糾弾闘争が、女性同志の決起を生みつつも、巨大な力へと結合、成熟を遂げずに分断されている事への怒りを「新潮糾弾」として物質化させねばなりません。

それ故に、我々は、自己批判を踏まえつつ、味方内部の隊列の強化を「新潮」糾弾として提起し、同時に、T糾弾闘争の地平を発展させ、「支持する会」を初め、沖縄解放の全戦線への女性の決起を更にかち取ってゆきたいと思います。沖縄ー「本土」を貫く、文字通り、反天皇統一戦線の形成を、沖縄解放、女性解放の内実でかち取る事業の最先端に立つ事をもって自己批判としたいと思います。

戦旗社之印

連絡先　沖縄ー那覇東郵便局私書箱2046号
関西ー0726（96）2562、桑原
関東ー横浜鶴見郵便局私書箱61号
頒布　（含カンパ）500円